

1987年 6月25日(毎月20日発行) 増刊218号 邮便番号 101-15 阿佐谷郵便局

資料と解説

1987年臨時増刊No.218

社会保障

中央社会保障推進協議会

社会保障の基本文献

—いのちとくらしを守る運動の前進のために—



社会保障の基本文献

—いのちとくらしを守る運動の前進のために—

目 次



社会保障についてのレーニンの原典(1)
世界人権宣言（国際連合総会・1948年12月10日）(7)
社会保障綱領（国際社会保障会議・1953年3月2日・ウィーン）	(11)
社会保険および社会保障の擁護改善および拡大について (ウィーン国際社会保障会議、アンリー・レイノー)(15)
社会保障憲章（第5回世界労働組合大会・1961年12月15日・モスクワ）(33)
国際人権規約（国連第21回総会・1966年12月16日）(38)
社会保障憲章（第10回世界労働組合大会・1982年2月10日～15日・ハヴァナ）(51)
<hr/>	
ILOの主な社会保障条約・勧告(60)
社会保障憲章略年表(118)
社会保障の基本原則の変遷(122)
<hr/>	
〈特別企画座談会〉	
社会保障憲章と日本の社会保障運動(124)

社会保障についてのレーニンの原典

「国会労働者保険にかんする国 会法案にたいする態度について」

(レーニン全集第17巻)

この著作は、レーニンが1912年1月、ロシア社会民主労働党第6回（プラーグ）全国協議会でおこった報告の一部です。たいへんまとまって、社会保障制度についての基本的な見解と、その具体的な内容について述べためずらしいもので、今日の時点においても、社会保障制度を構想するうえで、理論的にも、実践的にも、価値の高い著作です。

(1) 賃金労働者が生みだす富のうち、彼らが賃金として受けとる部分は、ほんのわずかであるから、彼らのもっとも切実な生活欲求をみたすにはとうてい足りない。こうしてプロレタリアは、傷害、疾病、老齢、廃疾の結果、労働能力を失うばかり、また資本主義的生産様式と不可分に結びついている失業のばあいにそなえて、自分の賃金のなかから貯蓄するあらゆる可能性をうばわれている。だから、すべてこのようなばあいの労働者保険は、資本主義的発展の進行

全体によっていやおうなしに命ぜられる改革である。

(2) 労働者保険のもっともよい形態は、つぎのような基礎のうえにきずかれている国営労働者保険である。（イ）それは、労働者が労働能力を失うすべてのばあいに（傷害、疾病、老齢、廃疾、婦人労働者のばあいにはそのうえに、妊娠と出産。かせぎ手が死んだとの寡婦と孤児への扶助）、あるいは失業のために賃金を失うばかりに、労働者を保障しなければならない。

（ロ）保険は賃労働の当人とその家族との全部をふくまなければならない。（ハ）すべての被保険者は賃金全額補償の原則によって補償されなければならない。しかも、保険金の全額は企業主と国家が負担しなければならない。（ニ）地域別にそして、被保険者の完全な自治の原則にもとづいて構成される統一的な保険組織が、あらゆる種類の保険を、管掌しなければならない。

(3) 合理的に構成される保険のこれらすべての基本的要求に根本的に対立しているのは、国会の採択した政府の法律案である。これは（イ）保険の二つの種類——災害保険と疾病保険——をとっているにすぎない。（ロ）これは、幾多の地方（シベリア、政府案ではカフカーズも）と、とくに保険を必要としている労働者の幾多の部類（農業労働者、建築労働者、鉄道従業員、郵便電信従業員、店員等）を保険の枠外

において、ロシアのプロレタリアートの小さな部分（もっとも寛大に計算しても、6分の1）をふくんでいるにすぎない。（ハ）それは、取るにたらぬ補償額を定めている（完全傷害のばいに最大限の補償が賃金の3分の2、しかもその賃金は実質賃金以下の基準で計算される）と同時に保険金の大部分を労働者に負担させている。疾病保険ばかりでなく「小」——実際にはこれがもっともしばしばある——傷害にたいする保険も、労働者が負担するたてまえになっている。新しい方法は傷害保険の義務をもっぱら企業家におわせている現行法とくらべてさえ改悪である。（二）この方法は、保険機関からいっさいの独立性をうばい、保険機関を、官吏（「審議会」と「保険問題評議会」の）、憲兵、警察（憲兵や警察には、一般的な監督のほかに、実質上、保険機関の活動を指揮し、その人的構成に容喙する権利などがあたえられている）、経営者（災害を保険する組合は、もっぱら企業家によって構成され、疾病を保険する疾病共済組合は工場的な型であり、企業家は、これらの組合に容喙することを規約によって保障されている、等々）の寸分のすきもない監督のもとにおいている。

凶暴な反動のいまの時期、反革命が支配する時期であればこそ、政府と資本代表者との多年にわたる予備交渉と協定の結果、労働者のもっとも切実な利益を、もっとも乱暴に愚弄する、このような法律が生まれることができたのである、プロレタリアートの利益にはんとうにこたえる保険の改革を実現するための必要条件は、ツアーリズムを決定的に打倒し、プロレタリアートの自由な階級闘争の条件を獲得することである。

三つの「ロシア社会民主労働党綱領草案」と新・旧綱領

レーニンは、初めに1985年末から1896年にかけて、ペテルブルグの獄中で「社会民主党綱領草案と解説」（全集第2巻）を書き、次に、1899年末にシベリアの流刑地で、「わが党の綱領草案」（全集第4巻）を書き、さらに1902年1月に、「ロシア社会民主労働党綱領草案」（全集第6巻）を書いています。いずれもそのD項が労働者に関する政策となっています。

第3次草案のD項の書き出しに「労働者階級を肉体的および精神的退化から保護するため、また自己の解放を目指す彼らの闘争能力をたかめるためにとのべて、以下に労働時間の制限、休息日の法制化、夜間作業の禁止等々の労働基準及び社会保障の政策をのべているのは、これら政策とその実現にきわめて積極的な意義付けをあたえている意味合いで、注意をひくところです。

「社会民主党綱領草案と解説」抜粋

D 労働者のために、ロシア社会民主党は、つぎのことを要求する。

- 1、すべての工業部門に、資本家と労働者から同数えらばれた裁判官で構成する工業裁判所を設置すること。
- 2、法律によって労働日を一昼夜8時間に制限すること。
- 3、法律による夜間作業と交替制との禁止。15歳未満の児童労働の禁止。

4、法律による休息日の制定。

5、工場法および工場監督制度をロシア全土のすべての工業部門と官営工場に、さらに家内仕事に従事するクスターイにも適用すること。

6、工場監督官は独立の地位をもつべきものであって大蔵省の管轄下におかれてはならない。工業裁判所の裁判官は、工場法の履行については工場監督官と同等の権利をあたえられる。

7、どこででも商品による賃金の支払を無条件に禁止すること。

8、労働者の選出代表が、賃金率の適正な設定、製品の検査、罰金の支出、労働者の工場住宅を監視すること。

労働者の賃金からの、すべての控除は、どういう名目のためになされたものかを問わず（罰金、仕損じ品、その他）合計して1ルーピルにつき10コペイカをこえてはならないという法律。

9、労働者の傷害にたいして工場主に責任をとらせ、労働者がわに過失があることを挙証する義務を工場主に課する法律。

10、学校を経営し、労働者に医療上の援助をあたえることを工場主の義務とする法律。（中略）

(1)8時間労働日。夜業の禁止。(2)14歳未満の児童労働の禁止。(3)各労働者にたいして毎週1回36時間をくだらない連続的な休息。(4)工場法および工場監督制度を、工業と農業のすべての部門、官営工場、手工業経営、家内労働に従事するクスターイにもおよぼすこと。監督官と同等の権利をもつ補助監督官を労働者が選出すること。(5)工業と農業のすべての部門に、雇主と労働者から各半数ずつえらばれた裁判官で構成する工業裁判所と農業裁判所を設置すること。(6)どこでも物品による賃金の支払を無条件で禁止すること。(7)すべての災害事故と工業および農業労働者の身体傷害にたいする工場主の責任

制を法律で設定すること。(8)その種類を問わず労働者を雇用するいっさいのばいについて、週1回以上の賃金支払を法律で規定すること。(9)雇用者と被雇用者の同権に反するいっさいの法律の廃止（たとえば、作業放棄にたいする工場労働者と農村労働者の刑事責任制をさだめた法律、雇用契約の廃棄について雇用者にたいしつ被雇用者にたいするよりもはるかに大きな自由をあたえている法律、など）。

第三次草案

D 労働者階級をまもり、その戦闘能力をたかめるために、ロシア社会民主労働党はつぎのことを要求する。

(1) フレイの提案——この節の書きだしをつぎのように変える。「労働者階級を肉体的および精神的退化から保護するために、また自己の解放を目指す彼らの闘争能力をたかめるために、…」

(1) すべての賃金労働者にたいして労働日を一昼夜8時間に制限すること。

(2) 国民経済のすべての部門で男女の賃金労働者にたいし、毎週1回、連続36時間をくだらない休息を法律で制定すること。

(3) 時間外労働の完全な禁止。

(4) 国民経済のすべての部門で夜間作業（夜9時から朝5時まで）の禁止。ただし、技術上の理由で夜間作業を絶対に必要とする部門をのぞく。

(5) 企業家が15歳未満の児童の賃労働を利用することの禁止。

(6) 婦人の身体にとってとくに有害な部門における婦人労働の禁止。

(7) 労働者の完全または部分的な労働能力喪失——災害事故または有害な生産条件に起因する——にたいする雇用者の民事責任制を法律

で確立すること。この喪失が雇用者の手落ちによることを労働者が挙証する義務の免除。

(8) 物品による賃金支払の禁止。

① フレイの提案——ここに（この同じ条項のうちに）つぎの句を挿入する。「いっさいの労働者雇用契約における賃金の週1回払制を、法律で確立すること」。

(9) 労働能力を失った老齢の労働者にたいする国家年金の支給。

(10) 工場監督官の増員。婦人労働が優勢な部門には婦人監督官を任命すること。労働者の選出代表が国家から俸給をもらって工場法の履行を監督する制度をもうけること、また、出来高賃金率の決定と製品の合格検査とを労働者の選出代表が監督する制度をもうけること。

(11) 企業家が労働者にあてがう住宅の衛生状態や、さらに——私人および市民としての賃金労働者の生活と行動にたいする企業家の干渉から彼らをまもるために——これらの住宅の内部運営や賃借条件について、労働者の選出代表の参加のもとに、地方自治機関の監督制度をもうけること。

(12) 賃労働を使用する一切の企業の作業条件にたいして、規則的に行われる全面的な衛生監督制度をもうけること。

(13) 工場監督官の監督を手工業、家内工業、クスターイ工業および官営企業にも適用すること。

(14) 労働保護にかんする法律の違反にたいする刑事責任制の確立。

(15) その理由と使途のなんであるかをとわず（罰金、不合格品、その他）、企業家が賃金から金銭の差引きを（以下略）

綱領改訂草案

新・旧綱領全文

（注）ロシア社会民主労働党綱領改訂草案は、レーニンが1917年4～5月に執筆した。草案は1917年6月に小冊子「党綱領改正資料」ペトログラードで発表された。読者が綱領の新・旧の本文をできるだけたやすく簡便に比較できるように、以下に二つの本文をつぎのような方式でならべて印刷する。

古い綱領からそのまま新しい綱領にひきつがれる部分は、普通の活字で組む。

古い綱領にあるが、新しい綱領ではまったく除かれる部分は、普通の活字で組んで傍点をつける。

新しい綱領にあるが、古い綱領にはまったくなかった部分は——で組む。

労働者階級を肉体的および精神的退化から保護するため、また彼らの解放闘争の能力を発展させるために、党はつぎのことを要求する。

1、すべての賃金労働者にたいして労働日を一昼夜8時間に制限すること。

1、すべての賃金労働者の労働日を一昼夜8時間に制限すること。連續して就業するばあいには、食事のためのすくなくとも1時間の休息をこれにふくめる。危険な生産部門または健康上有害な生産部門では労働日は一昼夜4～6時間に短縮されなければならない。

2、男女を問わず、国民経済のすべての部門の賃金労働者にたいして、連續42時間をくだらない週1回の休息を法律で制定すること。

3、時間外労働の完全な禁止。

4、国民経済のすべての部門で夜間作業（夜9時から朝6時まで）は禁止される。ただし、労働者団体の承認した技術上の理由で夜間作業を絶対に必要とする部門はこのかぎりでない。

4、国民経済のすべての部門で夜間作業（夜8時から朝6時まで）は禁止される。ただし、労働者団体の承認した技術上の理由で夜間作業を絶対に必要とする部門は、このかぎりでないが、夜間従業者の労働は4時間こえないものとする。

5、企業家が学齢期（16歳未満）の児童の労働を使用することは禁止される。未成年者（16

～18歳）の労働時間は6時間に制限される

5、企業家が学令期（16歳未満）の児童の労働を使用することは禁止される。青年（16歳～20歳）の労働時間は4時間に制限され、青年を健康上有害な生産部門や鉱内で夜間働くことは禁止される。

6、婦人の身体に有害な部門での婦人労働は禁止される。婦人は産前4週間、産後6週間は就業を免除され、その全期間ひきつづき普通の賃金を受けとる。

6、婦人の身体に有害な部門での婦人労働は禁止される。婦人の夜間作業は禁止される。婦人は産前8週間、産後8週間は就業を免除され、その全期間ひきつづき賃金の全額を受けとり、無料の医療扶助を受ける。

7、婦人の働くすべての工場その他の企業に乳幼児のための託児所をもうけること。生児を哺育中の婦人は3時間に1回以上、毎回すくなくとも30分、作業を免除される。

7、婦人の働くすべての工場その他の企業に乳幼児のための託児所と乳児室をもうけること。哺乳中の婦人は3時間に1回以上、毎回すくなくとも30分、作業を免除される。哺乳中の母親は扶助を受け、その労働日は6時間に短縮される。

8、老年ならびに完全または部分的な労働能力喪失のばあいのために、国営の労働保険を、資本家にたいする特別税を財源とする特別基金によって実施すること。

8、労働者のための完全な社会保障。

(イ) あらゆる種類の賃労働のために。

(ロ) あらゆる種類の労働能力喪失——すなわち、疾病、災害、廃疾、老年、職業病、出産、寡婦、孤児、失業その他による——のために。

(ハ) いっさいの保険施設は被保険者によって自主的に管理される。

(ニ) 保険料は資本家の負担とする。

(ホ) 無料の医療扶助。医療施設は、労働者によって選挙され自主的に管理される疾病共済組合の手に引きわたされる。

9、物品による賃金の支払は禁止される。例外なくすべての労働者雇用契約によって賃金の週1回現金払をさだめ、また賃金は就業時間内に支払われるようすること。

10、その理由と使途を問わず（罰金、不合格品、その他）、企業家が賃金からの控除をおこなうことは禁止される。

11、国民経済のすべての部門に十分の数の工場監督官を任命し、官営企業をもふくめて賃労働を使用するいっさいの企業に、工場監督官の監督を拡大すること（家事使用人の労働もこの監督の範囲にはいる）。婦人労働を使用する部門には婦人監督官を任命すること。工場法の履行状態や、賃金率の決定や、原料および製品の合格不合格の判定にたいする監督に労働者の選出代表を参加させ、その給料を国家が支払うこと。

9、労働者団体によって選挙される労働監督機関を設立し、家事使用人をふくめて賃労働を使用するあらゆる種類の企業にその監督を拡大すること。婦人労働を使用する部門には婦人監督

制度をもうけること。

12、企業家が労働者にあてがう住宅の衛生状態や、これらの住宅の内規および賃貸条件を——私人および市民としての賃金労働者の生活や活動にたいする企業家の干渉から、彼らを保護するために——地方自治機関が、労働者の選出代表の参加のもとに監督すること。

13、賃労働を使用するいっさいの企業にたやすく組織された衛生監督制度をもうけること、そのさいすべての医療、衛生施設を企業家から完全に独立させること。企業家の負担で労働者に無料の医療扶助をあたえ病気中ひきつづき賃金を支払うこと。

14、労働保護法の違反にたいする雇主の刑事責任制の確立。

10、賃労働を使用するいっさいの企業における労働の衛生条件を改善し、労働者の生命と健康を保護するために衛生法を公布すること。そして衛生施設は、労働者団体によって選挙される衛生監督機関の手に引きわたされる。

11、住宅法を公布し、——住宅の衛生状態の監督のために——労働者団体によって選挙される住宅監督機関を設定すること。ただし、住宅問題の解決は、土地の私的所有を廃止し、安くて衛生的な住宅を建設することによってはじめて可能となる。

12、国民経済のすべての部門に産業裁判所を設立すること。

15、国民経済のすべての部門に、労働者団体および企業家団体の同数の代表からなる産業裁判所をもうけること。

16、すべての生産部門に、地元および外来の労働者の雇用の仲介事務所（職業紹介所）をもうけ、労働者代表と企業家代表をその管理に参加させる義務を、地方自治機関に課すること。

13、失業者のための職業斡旋の仕事をただしく組織するために、職業紹介所をもうけるこ

と。職業紹介所は階級的・プロレタリア的な組織でなければならず（けつして、労資同格の組織であってはならない）、労働組合その他の労働者団体ときわめて緊密な結びつきをもち、公共的自治団体の財源でまかなわれなければならない。



I L O

「国際労働機構」の略称。1919年のベルサイユ条約により創立され、国際連盟の付属機関でしたが、現在は国際連合の専門機関の一つとしてひきつがれ、国際経済社会理事会の専門諮問機関です。

I L O活動は、(1)条約や勧告を採択することによって労働条件や社会保障に関する国際基準を設定すること、(2)調査出版活動、(3)後進国への技術援助活動の三つにわかれます。I L Oの特色は国連の他の機関とちがって、政府代表だけでなく労使団体代表をふくめた三者構成となり、世界労連、国際自由労連、国際使用者団体などもオブザーバーとして参加をみとめていることです。日本は昭和26年に復帰し、28年に理事国となり、30年に東京の駐在員事務所が東京支局となりました。組織は総会と国際労働事務局（ジュネーブにおく）とからなり、総会は毎年一回政府代表2名、労使代表各1名が参加してひらかれ、理事会は年3回ひらかれます。

世界人権宣言

国際連合総会
1984年12月10日

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視と軽侮とは、人類の良心をふみにじった野蛮行為を生ぜしめ、また、人間が言論及び信仰の自由と恐怖及び欠乏からの自由とを享有する世界の出現は、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が、専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えざるを得ないものであってはならないならば、人権は法の支配によって保護されなければならないことが、肝要であるので、

各国間の友好関係の発展を促進することは、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、基本的人権、人身の尊厳及び価値並びに男女の同権に関するその信念を憲章において再び確認し、且つ、一層大きな自由中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、人権及び基本的自由の世界的な尊重及び遵守の促進を国際連合と協力して達成することを誓約したので、

これらの権利と自由とに関する共通の理解はこの誓約の完全な実現のために最も重要であ

るので、

よって、ここに、総会は、社会の各個人及び各機関が加盟国自身の人民の間及び加盟国の管轄下にある地域の人民の間において、これらの権利と自由との尊重を教育及び教化によって促進すること並びにその世界的で有効な承認と遵守とを国内及び国際の漸進的措置によって確保することに、この人権に関する世界宣言を常に念頭に置きつつ、努力するように、すべての人々とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この宣言を布告する。

第1条

すべて人間は、生まれながら自由で、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、同胞の精神をもって互いに行動しなければならない。

第2条

1. 何人も、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上若しくは他の意見、国民的若しくは社会出身、財産、門地又は他の地位というようないかなる種類の差別も受けることなしに、この宣言に掲げられているすべての権利と自由とを享有する権利を有する。

2. なお、個人の属する国又は地域が独立地域で有ると、信託統治地域であると、非自治地域であると、その他の何らかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別も

設けてはならない。

第3条

何人も、生存、自由及び身体の安全を享有する権利を有する。

第4条

何人も、奴隸又は苦役の下に置かれる事はない。奴隸及び奴隸売買は、いかなる形式においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは体面を汚す待遇若しくは刑罰を受ける事はない。

第6条

何人も、法の前において、いかなる場所においても、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の前において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、このような差別のいかなる教唆に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

何人も、憲法又は法律が与えた基本的権利を侵害する行為に対して、権限ある国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕され、拘禁され、又は追放されることはない。

第10条

何人も、その権利及び義務並びに自己に対する刑事上の告訴についての決定に当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を完全に平等に受ける権利を有する。

第11条

1 何人も、刑事犯罪の告訴を受けたものは自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた

公開の裁判において法律に従って有罪と立証されるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、行われた時には国内法によっても国際法によても刑事犯罪を構成しなかった行為又は不作為のために刑事犯罪について有罪と判決されることはない。また、当該刑事犯罪が行われた時に適用されるものであった刑罰よりも重い刑罰は、科してはならない。

第12条

何人も、その私事、家族、家庭若しくは通信に対する専断的な干渉又はその名誉及び信用に対する攻撃を受けることない。何人も、この干渉は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 何人も、各国の境界内において移転及び居住の自由を享有する権利を有する。

2 何人も、自國を含むいずれの国をも去り及び自國に帰る権利を有する。

第14条

1 何人も、迫害からの保護を他国において求め且つ享有する権利を有する。

2 右の権利は、非政治的犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を真の原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1 何人も、国籍を有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに、その国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教に因るいかなる制限も受けないで、婚姻し、且つ、家庭を設ける権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消の際に、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、配偶者となる意思を有する者の

自由且つ完全な同意のみによって成立する。

3 家庭は、社会の自然且つ基本的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1 何人も、単独で及び他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、その財産をほしいままに奪われることはない。

第18条

何人も、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。この権利は、その宗教又は信念を変更する自由並びに単独に又は他の者と共に、また公に又は私に、教育、行事、礼拝及び儀式執行によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

何人も、意見及び発表の自由を享有する権利を有する。この権利は、干渉を受けないで自己の意見をいだく自由並びに、あらゆる手段によって且つ国境にかかわらず、情報及び思想を求め、受け且つ伝える自由を含む。

第20条

1 何人も、平和的な集会及び結社の自由を享有する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されることはない。

第21条

1 何人も、直接に、又は自由に選出される代表を通じて、自国の統治に参与する権利を有する。

2 何人も、自国において、ひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思が、統治の権力の基礎でなければならない。この意思是、定期の真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければなら

ず、且つ、秘密投票又はこれと同等の自由な投票手続きによって行われなければならない。

第22条

何人も、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、且つ、国家的努力及び国際的協力を通じ、また、各国の組織及び資源に応じて自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1 何人も、労働し、職業を自由に選択し、公正且つ有利な労働条件を得、及び、失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 何人も、いかなる差別も受けないで、同等の労働に対し同等の報酬を受ける権利を有する。

3 何人も、労働する者は、人間の尊厳にふさわしい生活を、自己及び家族に対して保障して且つ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補足される公正且つ有利な報酬を受ける権利を有する。

4 何人も、その利益の保護のために労働組合を組織し、及び、これに加入する権利を有する。

第24条

何人も、労働時間の合理的な制限と定期的な有給休暇とを含む休息及び余暇をうる権利を有する。

第25条

1 何人も、衣食住、医療及び必要な社会的施設を含む自己及び家族の健康及び福利のために充分な生活水準を享有する権利並びに失業、疾病、能力喪失、配偶者の喪失、老齢、又は不可抗力に基づく他の生活不能の場合に保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である

かどうかを問わず、同一の社会的保護を享有する。

第26条

1 何人も、教育を受ける権利を有する。教育は、少くとも初等且つ基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般が受けることのできるものとし、また、高等教育は、能力本位で、すべての者にひとしく開放しなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展と人権及び基本的自由の尊重の強化とを目的としなければならない。教育は、すべての国及び人種的又は宗教的団体の間における理解、寛容及び友好関係を増進し、且つ、平和の維持のための国際連合活動を促進しなければならない。

3 親は、その子に与えられる教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 何人も、自由に、社会の文化生活に参加し、芸術をたのしみ、且つ、科学の進歩とそれの恩恵にあずかる権利を有する。

2 何人も、その創作した科学的、文化的又は美術的の製作品から生じる無形及び有形の利益の保護を受ける権利を有する。

第28条

何人も、この宣言に掲げられている権利及び自由が完全に実現されうる社会的及び国際的な秩序を享有する権利を有する。

第29条

1 何人も、その人格の自由且つ完全な発達がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 何人も、その権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の妥当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要

求を充足することをもっぱら目的として、法律が規定している制限のみに従わなければならぬ。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的と原則とに反して行使してはならない。

第30条

この宣言は、いずれかの国、団体又は個人がこの宣言に掲げられている権利及び自由のいずれかを破壊することを目的とする活動に従事し又は右の目的を有する行為を遂行するいかなる権利をも、包含しているものと解釈してはならない。



社会保障綱領

ウィーン国際社会保障会議

1953年3月2日～6日

I 社会保障の原則

1 真の社会保障は、自己の労働によって生活するすべての人間とその家族、ならびに一時的、もしくは恒久的に労働しえないものにたいして法律が保障する基本的な社会的権利とみなさねばならない。

社会保障をうける権利は、人種、国籍、宗教、性、年齢もしくは職業のいかなる区別もなく、すべてのものに適用されねばならない。

2 社会保障は

疾病、出産、廃疾、老齢、業務上の災害と職業病、完全失業もしくは部分失業、死亡をふくむすべての災厄に対してあたえねばならない。

それは、すべての子供に対し、その教育と養育を保障するために援助をあたえねばならない。

それは、又労働者に有給休暇と家族手当をあたえねばならない。

社会保障は、すべての住民にたいし適当な生活水準を保障する現金給付をあたえねばならない。

3 社会保障は（農業、家内、季節、臨時、家事労働者ならびに徒弟をふくむ）すべての労働者と俸給をうける被雇用者、ならびに小農、刈り分け小作農、借地農、職人、自由職業労働者、学

生、自営業者にたいして拡大されるべきである。それはまた、労働しえないものをふくむべきである。

4 社会保障はまた、上述したすべてのものにたいしかなる制限をすることもなく、完全に無料の医療と薬品を保障せねばならない。

無料の医療は、無料の包括的な全国保障サービスの確立を通じて、すべての住民に拡大されるべきである。

5 社会保障は、とくに、職場において社会的ならびに医学的の両面における予防の諸原則を適用せねばならない。

6 病人ならびに廃疾者にたいしては、社会保障は機能上ならびに職業上の再教育と復帰を確保してやり雇用が保障それのを援助せねばならない。

7 社会保障計画は、特別な条件と、すでに獲得された利益とを考慮にいれて、統一されねばならない。

8 一般に、社会保障は、被保険者からいかなる分担金をとることもなく、国家、もしくは経営者、もしくはその両者によってまかなわるべきである。

労働者が現在、分担金を支払っているところでは、これを決して増加してはならない、そしてこれを削減しました労働者が要求するところではこれを廃止するためにあらゆる努力がつくされるべきである。

9 被保険者の代表は、すべての段階で社会保障の運営に責任をとるべきである。これは、運営機関構成員の選出を通じて、ならびに労働組合の参加によっておこなわれるべきである。この運営の形式は、官僚主義をふせぎ諸要求の公正かつ急速な解決を保障すべきである。

10 現金給付は、適当な水準を保障し、生計費、もしくは賃金の増加と自動的に調整されねばならない。それらは、職業病ならびに災害でうけた損害を完全に補償すべきである。

11 一国から他国へ移動する労働者、もしくはその家族が社会保障をうける権利はかれらが各国に滞在する長さのいかんにかかわらず、けっして中断さるべきではない。これらの労働者とその家族の権利を保障するために、国際条約と相互協定をただちに改善することが重要である。

II 社会保障の基準

各国における国民的綱領の作成を援助するためには、国際会議は、つぎのような社会保障の基準をきめることが役にたつと考える。

1 疾病

A あらゆる病気の場合に、いかなる制限をすることもなく、被保険者とその扶養家族にたいし薬品、器械、病院、診療所ならびに家庭における診察と治療をふくむすべての医療サービスをあたえること。

B 疾病ならびに労働不能の第一日から回復と復帰（リハビリテーション）をふくめて全期間にわたって、適当な生活水準を保障する現金給付を支払うこと。

C 病児の世話をするために、仕事をはなれて、家庭にとどまらねばならないかなる家族構成員にたいしても同じ条件の上で現金給付をあたえること。

えること。

D 再雇用を保障するための機能上、ならびに職業上の再教育と復帰。

2 業務上の災害と職業病

A あらゆる病気の場合にいかなる制限をすることもなく被保険者とその扶養家族にたいし薬品、器械、病院、診療ならびに家庭における診療をふくむすべての医療サービスをあたえること。

B 再雇用を保障するための機能上、ならびに職業上の再教育と復帰。

C 一時的な廃疾者にたいしては、医療上の治療ならびに復帰までの期間中に第1日から現金給付を支払い、産業災害、もしくは職業病の犠牲者にいままでの生活水準を保障すること。

D 恒久的廃疾者にたいして、肉体的ならびに職業的無能の程度に応じて、所得にもとづいて計算された年金をあたえること。

3 出産

A 診察、産前ならびに産後の完全な医療保護、病院における保護と分娩はすべて無料とする。

B 産前、産後を通じて14週間の出産休暇をあたえ、従前とおなじ生活水準を保障する手当を支払うこと。

C 妊娠、もしくは1歳未満の幼児をもつ母親の解雇を禁止すること。仕事における社会的ならびに保健上の保護、すなわち妊娠にたいしては不適当な仕事を免除しこれによって所得の損失をまぬかざるようにすべきこと。

D すべての母親にたいし、乳児の必要品ならびに授乳手当を支給すること。

E 授乳期間中の休息時間に賃金を支払うこと。

4 老齢ならびに廃疾

A 年金をうける資格の年齢は仕事の性質に応じて男子については50歳から60歳まで、女子

については45歳から55歳までにきめられるべきこと。

B 廃疾ならびに養老年金は、他の収入源のいかんにかかわらず支払われるべきこと。

C 養老年金の最低率は、適当な生活水準を保障すべきこと、廃疾年金は、機能上ならびに職業上の無能力の程度を考慮にいれて、この最低額をこえて増加さるべきこと。

D 養老年金ならびに廃疾年金をうけるものにたいし、無料の医療保護ならびに自分で保護しえぬばあいには家庭において援助をうける権利をあたえること。

E 戦傷病者にたいし、社会保障にたいする同一の権利をあたえること。

5 完全ならびに部分失業

A すべての失業者にたいし、失業の第1日から前期間にわたって、適当な生活水準を保障する失業手当を支払うこと。

B 失業手当をうけるもの的能力にあわない職業の受諾を失業手当の条件としてはならないこと。

C 部分失業の場合には法定労働時間を下廻る労働時間にたいし手当を支払い、適當な生活水準を保障すべきこと。

D 労働年齢に達し、仕事をみつけることができない青年にたいし、失業手当を支払うべきこと。

6 家族手当

A 合理的な生活水準を保障するのに十分な資力をもっていないすべての子供、ならびにすべての他の扶養家族にたいし家族手当を支払うべきこと。

B 家族手当はすべての子供にたいしてひとしく、そして所得や利用しうる社会サービスをあわせて、子供を正常に養育し人生における出発を平等にし、子供の数のいかんにかかわらず、家族が適當な生活水準を維持しうるように調整さるべきこと。

きこと。

7 遺族ならびに死亡手当

A 葬儀手当については、費用をつぐなうに十分な額を支払うべきこと。

B 寡婦ならびにその他の扶養家族は、適當な生活水準を保障する年金をうけるべきこと。

III 農業ならびに林業のための社会保障

この綱領が完全に達成されるにさきだって、農業賃金所得者にたいし、工業労働者とおなじ規定を拡張し、またおなじ計画に編入することによって、農業賃金所得者のための社会的規定を改善することが緊急に必要である。

賃金労働がなく自己の土地ではたらく小農、借地農、刈り分け小作農は賃金所得者とおなじ規定を適用さるべきである。

IV 植民地諸国における社会保障

現在の綱領に規定されている社会保険ならびに社会保障の原則と規準は、人種、皮膚の色、性、国籍、宗教、世襲階級、宗派、職業、もしくは年齢のいかんをとわず植民地、半植民地ならびに従属諸国のすべての国民にたいして有効である。

この綱領を完全に達成するために、ウイーン国際社会保険ならびに社会保障会議は植民地、従属国、ならびに半植民地諸国の住民のつぎの緊急の要求がこれらの諸国でただちに達成されねばならないと考える。

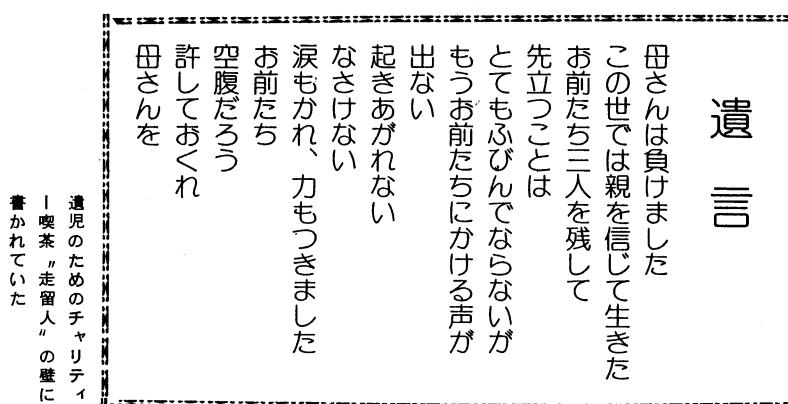
1 いかなる差別もなく、すべての子供にたいし家族手当を支払うこと。

2 国家が無料の診療所、病院、移動保健なら

びに医療サービスを設立し、およびこの数を増加すること。医者ならびに看護婦の数を増加すること。業務上の負傷ならびに職業病にたいする健保保護と予防措置、ならびに職場における労働者にたいする無料の医療を実施しこれを経営者の管理下におかぬこと。

3 妊娠中ならびに分娩後における無料の医療保護をふくめて母子にたいする組織的保護福祉、診療所、十分な授乳手当ならびに出産手当の支払い、ふ人労働者にたいする有給出産休暇、乳児の必要品の支給等。

1987年 いま 日本では



悲しみを怒りに変えて

病氣でたおれた母親が、生活保護の申請を拒否され、三人の子どもをのこして「餓死」した事件は、多くの人びとに衝撃を与えました。

札幌市長と白石福祉事務所に市民の怒りが集中したのは当然です。

しかし、私たちの抗議に対して、市は、「行政上の誤りがあったとは考えていない」とすべてを亡くなった母親の責任になすりつけて、少しの反省もないのです。

死の床に子らを呼び、切れ切れの声で別れを告げて「お前たち、お腹がすいたらう」と許しを乞うた母親の心残りと無念さはどんなだったでしょうか。

「飽食」の札幌で、冷たい福祉行政の手にかかる若い母親が殺されました。

私たちは悲しみを怒りに変えて加害者責任を突明し、再びこのような悲劇をくり返さないため、福祉行政の民主化をめざして運動しなければなりません。

このパンフは、事件の真相とその背景を多くの人に知っていただくことを願ってつくられました。

1987年 3月

母親餓死事件の真相を糾弾し福祉行政の改善を求める会発行
パンフ「母親餓死事件の真相」（定価150円、事務局011-531-4364）
より転載

社会保険および社会保障の擁護 改善および拡大について

国際社会保障会議(1953年)の基調報告
アンリ・レイノー(CGT)

1953年の3月、世界労連により、ウイーンで、国際社会保障会議がひらかれた。

1949年いろいろのアメリカのマーシャルプランにより、西欧各国が一せいに再軍備強化の政策を強要され、各国の社会保障制度は例外なしに後退・改悪の傾向をみせはじめたが、これに対する統一した抵抗こそ、戦争政策に反対し、平和を守る重要な一環であるという分析の上にたっておこなわれたものである。

この会議でのアンリー・レイノーの報告は、社会保障闘争の重要性を理論的に、実証的に国際的視野にたって説明しており、今日なお重要な意義をもっている。

紳士淑女諸君、親愛なる兄弟諸君、はじめに諸君にかわってこの会議を召集するイニシアティヴをとってくれた世界労働組合連盟にむかって、感想の意を申しのべさせていただきたいと思う。世界労連が独力でこの会議を召集することができたにもかかわらず、あれほど広く召請状を世界各国の関係方面におくってくれたことに、われわれは感謝したい。世界労連の意図は、この会議を社会保障の擁護改善および拡大に献身しているすべての組織、すべての男女の最初の偉大な国際的統一の具体的形態にするという点にあったのだ。私は、この報告を始め

るにあたって、まず社会保障とは何かという点の意味を定義することが必要だとかんがえる。

社会保障の定義

社会保障とは自分の労働で生活するすべての人間にその人が労働できなくなった時にはいつでも正常な生活を維持する手段を保障し、またその人の健康上必要な薬物を含む完全な医療給付を保障する社会制度および立法措置の総称である。医療はまず家族の全員づついて全国民に拡大されなければならない。

社会保障というものの本質からしてそれが本物で完全なものであるためには、すべての社会的事故に例外なく適用されるものでなければならない。事実そうなって始めて社会保障はその名にふさわしいものになるのである。といううのはそうなって始めて其の保障が確保されるのだからである。

そこで本物の完全な、社会保障は人間が自分の意志とはかかわりない理由で労働できなくなりそのため収入がへったり所得能力がへったりした時にはいついかなる場合でも保障をあたえなければならないのである。

したがってそれは期間に制限なく、疾病、出産、障害、労働災害、老齢、失業のすべてに適

用されなければならないし、一家の働き手を失った遺家族にも、これらの社会的事故について、はたらき手の本人と同じ権利をあたえなければならない。

社会保障は、母と、うまれた子供を保護しなければならず、家族手当によって、家族扶養の費用のうめ合わせをしなければならない。そしてまた、産前産後の有給休暇も保障しなければならない。

労働者あるいはその家族が病気になった時には、期間に制限なく、全額無料で、必要な医療、薬物、入院加療をあたえなければならぬ。この無料給付は、やがては全国民に拡大すべきものであって、それは、国民健康保険制度を確立して始めてできることである。

この分野では、社会保障はまた、社会的観点と保健上の観点の両方から、予防措置を発展させるという役割をはたすべきである。労働災害の部面では、社会保障は事故を最小限度に、くいとめるためにできる限りの予防措置を講じなければならない。

労働災害が起こった場合には、うけた傷害に完全な補償を支払い、傷害者に、医療、労働の双方の面で、元通りになるための手段を確保し、同時に、その人間に代わりの仕事を確保してやることが必要である。

これらのことと、全部一挙に実施することはできないとしても、なお社会保障制度を完全なものにするために、つぎのような方法で改善をすすめることはぜひとも必要である。

1. 現行の社会保障制度の適用範囲を拡大してすべての事故に適用されるようにすること。
2. 現行の社会保障制度の適用範囲、まず第一に、賃労働者、事務職員、技術者、管理部門職員、公務員、農業労働者、季節労働者、刈分け小作人、見習工に拡大し、ついで小作農、手工業者、学生、自営業者、自由職業者に拡大する

こと。

社会保障は自分の労働によって生活するすべての人間に対して、法律が保障した基本的な社会的権利をみとめることに基づきを置かなければならぬ。

すでにソヴィエト同盟憲法の中に、ついでは人民民主主義諸国の憲法の中に具体化されているこの社会的権利は、フランス、イタリーその他いくつかの資本主義諸国の憲法にも書かれているけれども、実施されていない。社会保障は、こういう意味での社会的権利なのだからその実施にあたって労働者に財政的負担をかけてはならない。

国家と雇主が負担すべき社会保障の費用の割合は各国でそれぞれ適当にきめればよい。そこで労働者が社会保障のために、一部分負担金を払っているような国では、この負担金を減らせという要求が、その負担金の全廃に向かう第一歩として正しいのである。

社会保障を権利としてみとめるならば、それは労働者の既得権ということになり、したがって一般投票による管理者の選挙をつうじて、もっとも民主主義的なかたちで労働者の既得権を管理する権限を労働者にまかせなければならない。

社会保障の管理はできるだけよい条件で労働者に利益をあたえるように運用しなければならない。

この目的のためには、中央に業務を統一する機関を置き、給付と医療の請求の審査は広く分散した支所組織でおこなうようにすべきである。また、労働者の各種の社会保障施設を便利に利用できるようにするために、関係現行法を統合することも実行すべきであろう。

社会保障が最善の条件でその目的を達成するためには、すべての社会的事故に対して応分の最低保障をあたえるという原則に立脚しなけれ

ばならないということをさきに述べた。そこで、次にでて来る重要な問題は、物価があがった場合、生計費の値上がりに応じて現金給付額を自動的に調整してその実質額を保障するという問題である。

最後に社会保障は法律の裏付けをもった強制的社会保障でなければならず、社会保障による利益をあたえる時に国籍、性別、年齢、信仰、人種を理由として差別してはならない。

社会保障に関する定義を終るにあたり、つぎの点をいっておきたい。すなわち、移住労働者が仕事を求めて移動する場合にも社会保障の特典を受ける権利を停止してはならないし、この権利は彼らが各地を移動するあいだを通じてずっと適用されなければならないということである。

以上のように、冒頭から、本物の、完全な社会保障とはなにかという定義を紹介してきたのは、各種の要求をまだ十分にはかちとっていないすべての国々で、どのような性格の要求をめぐって労働者が活動を展開すべきかについて討論のいとぐちをみつけるためであり労働者の正当な願望を実現するためである。

社会保障の重要性

ほんものの、完全な社会保障制度があるということは国民全体にとって、また労働者にとって、重大な問題である。

各国民にとって、それは社会進歩のための肝要な条件であり、また、社会進歩と切りはなせない経済発展のための肝要な条件のひとつでもある。

一部の人たちは、社会保障のきわめて人道的な性格を認め、したがって、その進歩的な役割

は否定しないけれども、しかも、社会保障立法を一つのぜいたく品とみなし、経済繁栄の時期にはじめて考慮することができるものだと考え、だから繁栄の時期でない場合にはただちにそれを非難してはばかりない。

しかし、われわれは反対に、完全で効果的な社会立法の必要性は、資本主義諸国では、経済不況の時期の方がいっそう大きいのだと主張するものである。というわけは、不況の第一の犠牲者である労働者にだけその重圧がおしつけられるのであるからだ。このことが、社会保障の問題に絶対的な緊要性をあたえるのである。

経済発展の水準が低い国では、社会立法の面ではある程度の困難をともなうかも知れないとても、だからといって、それがひきのばされたり、社会立法の獲得にあたって大胆さが欠けたりすることの弁解にはならない。むしろ逆にこういう国では、労働者の生活水準はきわめて低く、搾取はきわめてひどいのだから社会立法の獲得はなおいっそう必要なのだ。だから、これらの後進国では、他の社会立法が通過しなければならなかった各段階を、すべて順々に通過しなければならないという必要はないのであって、反対に他の国々で獲得されている高度の成果を、おくれた国々がもっと早く前進するための手本として役立たせなければならないのである。

労働者にとっての 社会保障の重要性

社会保障は、いちじるしい程度で、労働者の生活水準を決定するものである。

労働者とその家族の病気の多くの原因、労働災害の危険、出産と育児の費用、老齢の結果、失業脅威などは、労働者にとってつねに頭痛の

たねであり、かれの心をなやまし、その自由をある程度うばい、ときにはかれらをきわめて困難な立場にさらすものである。

だからこそ、労働者階級はその成立以来、社会保障の死活の重要性を理解し、この部面での労働者階級の権利を承認するよう要求し、行動によってそれを獲得し、実施させるために頑強にたたかってきたのである。そして労働者階級は、保障を獲得し、同時に、自分たちの解放に現実にそれを役立たせるように努力したのだ。

社会保障は、労働者階級が不断の闘争でからとった一権利であって、それが生みだされ、実現したのは、この闘争が資本主義諸国の政府に社会保障についての労働者階級の考え方を考慮させるのに成功し、政府に、まずさいしょに、社会立法にかんする各種の措置をとらせ、ついで社会保険を採用させ、さらにこれらの措置を社会保障をうける権利の水準にまで高め、権利としてこれを承認させたときであった。

ソヴェト同盟で、ツアーリ・ロシアの労働者階級が、政権を獲得してのち、みずからの努力をつうじて、たんに社会保障の分野での部分的 requirementばかりでなく、世界の労働者階級の正当な願望を具体化した完全な社会保障の要求を実現するのに成功したことは、注目にあたいする。

社会保障の成果の度合が各国のあいだで異なるわけは、労働者の行動の組織の度合に差があるからである。これはまた、強い植民地的抑圧の結果、生活がまったく保障されていないという状態が存在し、労働者の社会保障にたいする願望がまだたんにのぞましい目標でしかないような国々の特徴をなす、社会保障の皆無という事態の理由なのである。

各国政府と資本家たちは、ひたすら、ただ、労働者階級がかちとったいろいろの既得権を一掃する機会を待ちのぞんでおり、またかれら

は、このかちとった既得権を、じぶんの温情からでた行為であるかのようにみせかけている。昨日の社会保険、今日の社会保障が、組織された労働者階級の行動、とくにその行動によって雇主、政府双方の抵抗をうちやぶることができた労働組合がかちとったものだという、うたがう余地のない真理をしめす事例を全部あげようとすれば、何時間もかかるであろう。

のことから、もう一つの真理、すなわち、社会的反動とファシスト分子のがわからくわれられる脅威は、ことごとく、現行の社会保障制度を危険におとしいれるものだということである。このために、それを擁護するための労働者階級の大衆行動が、このうえなく重要となってくるのである。

この点で留意すべきことは、労働者の生活水準が少しでも低下すれば、こうした大衆行動はいっそう重要なものとなるということである。なぜなら、その行動が、何百万もの人々にとつてますます緊要となるからである。

フランスでは、1947年以来、歴代政府がとった、賃金をきりさげ、労働者の生活水準を低下させるための高物価・低賃金の政策が労働者の生活で日々にますます重要性をくわえつてある行動、すなわち、社会保障を擁護し、ただでさえ不十分な給付をひきあげるための労働者の行動に第一義的な重要性をあたえたが、これは前述の理由からである。社会保障擁護のためのこの行動が、賃上げ闘争、および、スライディング・スケール制度によって購買力を確保するための闘争と平行して、そしてまた、かたく結びついて発展することはあきらかである。

これらすべては、フランス、イギリス、イタリー、ベルギー、その他のような、いわゆる発展した資本主義諸国にくらべて生活水準がはるかに低く、また、はげしい搾取、おどろくべき貧困、そしておそるべき疾病という運命に数百

万の被搾取者がみまわれている植民地、未開発諸国での社会保障がこの上もなく重要だということを、するどくしめしているのである。

社会保障の発展

そこで、世界の社会保障の発展のあとをしらべみると、その発展の経路が、労働者階級の闘争が展開される度合で区切られていることがわかる。急速な前進の時期があるかと思えば、またしばしば停滞と退却の時期があるというふうに、この闘争の各段階によって特徴があらわれる。だが、それはいうものの、全体としてみれば、それはたえまない前進の過程である。

経済がまだギルドと家族単位経済を基礎としていた時代でさえ、労働者階級意識または共済組合が出現する以前の、資本主義発展のきわめて初期の段階に、はやくも、労働者は、幾多の社会的事故にたいして自衛しようとした。

個人の貯金は不十分だったので、労働者階級の団結は、きわめて種々さまざまのかたちの互助団体を組織することにあらわれたが、この互助団体は、関係者一同の貯金を共同に組織したものであった。この種の互助団体はしだいに大きくなり、特權階級からいくばくの財政援助をかちとるのに成功した。

これが、共済組合運動、数多くの互助組織の誕生であり、それらの団体は、ますます、立法と財政援助をつうじてじぶんたちに有利になるように国家の介入を要求せざるをえなくなつた。

このようにして、国によって発展のかたちこそちがうものの、この運動は、労働者階級の行動に指導されて、社会立法をかちとるという結果を生み出したが、それと同時に、この運動は

共済組合を発展させ、その結果、任意組合を強制組合にかえ、社会保険立法の段階にたつしたのである。

はじめは、この社会保険法は、一定の事故の場合にだけ限定し、多かれすくなれ特定の労働者にだけ適用されるものだった。だがそれはだんだん発展し、その適用の規模と範囲はかなり急速に拡大した。

ここでもまた、この発展は、つねに、その生活条件を改善し、なおいっそう範囲のひろい社会保障を実現しようとする労働者のたえまないたたかいの行動である。

さいしょは、病気、老齢および災害の保険にだけ限られていた社会立法措置は、出産、労働不能、死亡、さいごは家族のための現金援助というような不時の事態まで拡大された。

これらの立法措置の各国別の発展をくわしく検討するには時間がかかりすぎるだろう。はじめのうちヨーロッパの数ヶ国にかぎられていた社会立法は、第一次大戦後は他の大陸にもひろがった。

だが、事故や不時の出費のばあいを十分にその適用範囲にふくめ、さらに、この立法措置を全労働者に適用する国は、まだほんの2、3の国々にすぎなかった。給付率は依然としてきわめて不十分だった。

第二次大戦直後からの真の社会保障を獲得しようとする各国民の決意の成果

獲得しようとする各国民の決意の成果

第二次世界大戦が終って、労働者階級の力と統一、よりよい生活とをもとめる行動の発展は、社会的分野でのもっと具体的で広はんな成果をかちとるひとつの運動をうみだした。

社会保障の思想は、この運動のなかから生ま

れたもので、その起源は、各国国民が力をあわせてナチズムとたたかっていたころまでさかのぼる。

1945年の連合国勝利は、各國政府が、大衆の圧力、とくに労働者階級の圧力のもとに、現行社会保険制度の修正と、それが存在していない国々ではその確立とを考慮せざえるをえないような結果をみちびきだした。

この圧力は、第二次世界大戦から生じた貧困と苦悩がつくりだした要求からうまれたものであって、国民はこの貧困と苦悩のつぐないをつけよううと決意したのである。

1918年以来国民健康保険制度をしき、1920年いらい完全な単一の社会保険制度をして1933年いらい、その管理を労働組合にまかせているソヴェト同盟の実例が、この分野では、みちびきの星として役だった。

社会保障の概念、つまり社会保険を基礎としていた旧概念をひろげ、改善するところの新概念は、戦争さなかにおこなわれたさいしょの国際会議（1945年5月、フィラデルフィアで）の目的であった。

フィラデルフィア会議の勧告は、はじめて今日の社会保障の特徴となっている諸方針にのつたものであった。

このときあきらかだったことは、生計のための十分な手段を保障するということをふくめての社会保障の根本思想は、一国で種々雑多な現行社会保険制度の統合、調整、改善をつうじて、同時に、この社会保険制度を全労働者とその家族に拡大することをつうじて実現されなければならないということである。家族にたいする財政援助もまた供与すべきである。

社会保障制度の研究は、すでにフィラデルフィア会議のずっとまえにおこなわれていた。イギリスでは、これはビヴァリッジ・プランのかたちでおこなわれたし、フランスでは、抵抗

全国評議会綱領がそうである。（1944年3月15日）

社会保障を支持するこの国民運動の発展の結果、現行制度のいちじるしい改善と、第二次大戦後、いくつかの国々での社会保障の採用とがうみだされた。

完全な社会保険制度とその全国民保険制度とをもつソヴェト同盟が、この発展における推進力であったことは、うたがうべらざる事実である。ソヴェトの制度は、事実、手本として役だったのであって、労働者とその労働組合組織は、新しい考え方の手本としてこのソヴェトの制度を利用したのである。

この国際会議について、当時の情勢を詳細に論ずることは省略して、獲得された主要な結果だけを指摘することはできるであろう。

イギリスでは、国民健康保険制度が、戦争中に作成されたビヴァリッジ・プランを基礎として樹立され、社会保険制度は国家事業としてさらに発展させられた。

フランスは、1946年7月、新しい社会保険体系を適用することで、とくにめざましい役割を演じた。これは、社会保険、労働災害、家族手当を単一制度のなかに包含する体系である。

チェコスロバキアとニュージーランドでは、社会保障体系は同様に拡大され、改善された。イタリーでは、社会保険制度の民主主義化と、その制度であたえられた権利にたいする憲法上の保障の採用とによって、深刻な変革が生じた。

これらすべての国々での社会進歩の躍進に促されて、他の国々にも、同様な発展が生じた。それらの国々では、この分野における国内立法が、関係グループの要望に応じて、勤労者の圧力のもとに行われた。こういった進歩はヨーロッパ以外の国、とくにラテン・アメリカでおこな

われたが、ある程度まではアジアでもそうだった。

1950年末、国際労働機構があつめた資料のしめすところによれば、完全な社会保障制度が包含する18の事故のうち、

15—16の事故	12ヶ国
13—14 "	19 "
9—12 "	10 " .
9以下	4 "

となっている。

すくなくとも15の事故に社会保障を適用する国はつぎのとおりである。——オーストラリア、ベルギー、フランス、イタリー、オランダ、サルヴァドル、チェコスロvakia、ボーランド、イギリス、オーストラリア、ハンガリー、ルクセンブルク。ソヴェト同盟と若干の人民民主主義諸国の名がこの表にはでていないけれども、それらの国々は16の事故を適用範囲としている事実を指摘しなければならない。さらに、のべなければならない点は、その事故に適用される度合がしばしば不十分であって、それは、少数の労働者にしか適用されないために給付があまりにも低すぎるか、または、法文と、その現実の適用とのあいだには、かなりのギャップがあるか、いずれかによるからである。

ソヴェト同盟および人民民主主義諸国の社会保障

ファシズムにたいする勝利で氣おいたつていい国民の断固たる行動のおかげで採用された社会保障制度が代表する否定しがたい進歩と、この制度によって多くの資本主義国にもちこまれている利益のことをのべてきたが、資本主義から解放された国々をとりあつかうとくべつの1

章をつけてくわえなければ、世界の社会保障の概観は不完全なものになるだろうし、この報告はその任務にこたえることができないといわねばなるまい。

そこで、第二次世界大戦後採用された社会保険および社会保障制度が、ソヴェト同盟の現行制度によって鞭撻されたとすれば、このソヴェト同盟の制度をかんたんにでも検討するのは、われわれの義務である。というのは、われわれの意図は、つこんだ検討をくわえるのではなく、ただ、討論をさかんにし、なかんずくいくらかの比較をやるためにすぎないからだ。

ソヴェト同盟では、憲法第120条で、つぎのようにきめられている。

「ソヴェト同盟市民は老齢になって、さらに病気と、労働能力をうしなったばあいにも、物質的保障を受ける権利をもっている。

この権利は、労働者および他の職員の国家負担による、高度の社会保障制度によって、労働者にたいする無料医療によって、きわめて多数の保養地を労働者の自由にまかせることによって、保障される。」

社会保障を全労働者の権利として承認する一方、社会保険はなんらの財政負担もなしに、すべての人間に同一に適用されている。社会保険にはつぎのものがふくまれる。——病気、出産、労働不能、老齢、労働災害、職業病、死亡、遺家族給付。

医療は、健康保険をつうじて国民に無料で開放されている。

法律によって保障される現金給付は、つねに、病気または労働災害の結果としての一時的な労働不能であると、老齢および遺家族のための手当および年金であるとにかくなく、普通の生活水準を維持するには十分足りる。

ソヴェト同盟の社会保険は、労働者と労働組合によって管理され、労働者と労働組合の財産

であるため、それは不斷に発展しているのだ。

たとえば――

1952予算では、社会文化費は26パーセントにたつする。

第5次5ヵ年計画は、社会文化費を30パーセント増加させた。同時に、購買力はすくなくとも35パーセントの小売価格の引き下げ、さらに、大規模な住宅計画、国民健康保険のいちじるしい発展などをつうじてかなりに増加するであろう。

人民民主主義諸国についていえば、くわしい分析をしなくとも、現行制度の発展と、ソヴェト同盟を手本としてのその修正は、ますます重要性をくわえる一事実となったということができる。

これらの社会保障制度はすべて、それぞれの憲法で確立されいる。

その制度は、ますます、正常な生活水準を保障するようになっている。

それらは、全労働者に例外なく適用されているか、またはしだいに適用される傾向にある。

それらは、労働者を差別しない一律の制度である。

それらは、一切の事故に適用される。

現金給付は、賃金および所得にもとづいて計算され、最低生活水準をはるかに上まわっている。

ポーランド、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリー、アルバニア、中華人民共和国では、費用は全額企業負担であり、チェコスロvakiaとドイツ民主共和国では費用の大部分が企業の負担である。

1949年以来の資本主義国および植民地諸国における停滞と後退

第二次大戦直後は有利な傾向にすんでいた社会保障を以上のように概観したのち、現在の動向は、前進するどころか、逆に停滞にむかっており、いくつかの国々では現実に後退の方向にすんでいることを指摘しなければならない。

国際労働機構ときんみつに結びついている組織である国際社会保障協会は、1951年12月の報告書で、つぎのようにいっている。――

「社会保障の分野をみると、戦後の時期の特徴をなしており、またそれを活気づけていた急速な発展は、社会保障にかんするかぎり、多少テンポがおちた。」

ここでは専門用語風に停滞とか後退とかのべた傾向は、現実には、社会保障の分野の既得権を深刻におびやかすものであり、じぶんの労働で生活するすべての人間にとって、死活の必要物である社会保障を制限したために、労働者とその家族の生活水準にたいする重大な攻撃を意味するものである。

社会保障は国際政治・経済情勢でおびやかされている

第二次世界大戦終結後、社会保障ならびに社会保障の発展にあらわれた、全世界にわたる広はんな前進が、1949年いらい、停滞、後退、および、現行制度にたいするますます直接的な攻撃を特徴とする逆の傾向に道をゆずったとしても、なにもふしげはないのだ。

わたくしのパンフレット「社会保障のための

闘争」のなかでまえにのべたことを、ここでくりかえすのをゆるしていただきたい。

社会保障の思想は、平和と民主主義との思想から切りはなすことはできない。それは、平和の雰囲気の中でだけ発展することができる。平和をおびやかすものはすべて、社会保障の将来をおびやかし、戦争と戦争準備にかたむき、またはみちびくものはすべて、社会保障にたいするきわめて重大な脅威である。

一方で、侵略戦争を準備するか、すでにはじまっていた戦争をつづけるかして、数10億ドル、または数10億ポンド、数10億 Franc にたっする天文者の状態を改善し、社会保障の実現を促進することができないのは、当然である。なぜなら、社会保障の実現は、人間のほんとうの役にはたたない軍事費の数10億の金を要求しているところの死ではなく、生に貢献するものでなければならないからだ。

多くの資本主義国、つまりフランスやイギリスやイタリーでは、きわめて種々様々な政治的見解をもつ人たちが、軍事費に優先的地位をあたえ、民間投資や消費財にかんする費用を切りぢめ、必要な社会文化費を縮小する政策にたいして、たとえ公然たる非難をくわえないでも、すくなくとも遺憾の意を表明した。

アメリカのような国がその予算の74パーセントを軍事費にふりむけるとしたら、5パーセント以上を社会的必要方面にふりむけることはできない。

フランスのような国が、1年6千億Franc以上をベトナムの戦争に、ふりむけるとしたら社会保障の費用をやりくりするだけの余力はないし、予算のつじつまをあわせるには、労働者を犠牲として社会保障費をなおいっそうきりつめることが必要となる。そこでフランスは、公衆保健には575億Francしかつかわない。

こういう状態から生まれる重大な結果は、社

会保障に関する要求が増大するということである。なぜなら、情勢は労働者階級の家計が直面している困難を加重し、失業を生みだし、失業者をふやすからである。そしてまた、生産性という資本家的思想は労働者の健康をだいなしにし、労働災害をふやし、ますます青年も老人も犠牲とするからである。

しかし、社会保障にくわえられる害悪は、ここにとどまらない。

資本主義諸国では、戦争経済は、かならず社会文化費の縮小をともなうばかりでなく、インフレーションをひきおこし、それとともに、賃金給料の価値下落と、その購買力のたえまい引き下げをもたらす。

多くの社会保障制度は、全部でなくともなお大部分は労働者と使用者双方の負担によってまかなわれている。そのため、現行賃金率をそのまま基礎としているこの社会保障制度は、賃金のたえまい価値下落といっしょに弱体化するのはさけられない。他方、出費は物価とともにあがり、ときには平均物価以上にあがりさえする。

こんなわけで、フランスでは、1949年から1952年にいたるあいだに社会保障基金は2倍になったに反し、出費総額は3倍以上になった。

とくに、俸給（したがって負担）は1938年の15倍になったのにたいし、医療費は40倍、病院費は50倍以上にふえた。病気、長期疾病、出産、死亡の保険基金は、1953年度には約900億Francの赤字となるであろうが、これもふしきはないのだ。

これこそまさしく、フランスのような国や、イタリー、ベルギー、オランダ等々で、この財政的破綻が深刻な問題となり、全反動勢力がこの問題をとらえて、給付の切下げ、今までの実績の撤廃を要求し、事実上全立法をぶちこわ

そうとしている理由である。

社会保障に対する攻撃の本質

社会文化費をできるだけきりつめるという資本主義諸政府の根本意図が支配しているこの情勢のもとで、国によってかたちこそちがうが、反動性においてはすべて同一である攻撃が発展しつつある。それは、既得の利益の制限や、労働者の諸条件の悪化ということだ。

この攻撃は、すでに疾病保険、国民健康保険、老齢および失業給付についておこなわれた。

つぎにいくつかの実例をあげよう。――

イギリスでは、文字の上では医療は無料ということになっているが、現在は、被保険者が最低1ポンドは支払わねばならない歯の治療にかかるかぎり、無料手当てはなくなっている。被保険者の薬価支払いは、相当多数の薬剤への払い戻しの停止とあいともなった一部料金支払というかたちで実施された。

オーストラリアでは、病院が公立で、いままでは入院加療は全部無料だったが、現在では入院加療は有料にあらためられた。

給付と退職年金についていえば、その価値はインフレーションによってひじょうにひきさげられたという事実にもかかわらず、給付を受けける条件が、受給者の数をへらすためにいっそ厳格になったばかりか、年金受給者とその家族が、それが事実はどんなにわずかなものであろうとも、十分とみなされる資力をもっているという口實で、給付額と老齢年金が拒否されるかひきさげられるかという点を指摘しなければならない。

この方向をしめしたさいきんのオーストリア

の法律は、事実、数千の老年労働者から年金をうばった。

フランスでは、とくに軽い病気のための疾病保険の大幅な削減と、退職年齢の引き上げとがあらわれている。

しかし現行にたいする重大な脅威である方策がフランスであらわれて、それがまねいた不評がたいへんなものだったので、マイエル政府は、議会の審議をやらずに政令によって実施するという白紙委任をうけてかろうじて実施したのである。

失業については、失業手当の支払いを最低限に引き下げるための手段をいまさがしもとめている最中である。

失業基金から支払いをうけているのは、失業者総数中の5分の1以下にすぎず、しかも大部分の自治体はその基金を設定するのを拒否している。

西ドイツでは、失業給付はむかしから低く、独身労働者は賃金の約3割、4人家族は5割である。

妻子をふくめて全家族の資力が一定水準にあるときは、失業登録、したがって失業給付のいっさいが労働者にはみとめられない。

デンマークのコペンハーゲンでは、失業給付は、失業者が多いため切り下げられた。

アメリカでは、1953年度予算で、全予算中わずか1.5パーセントにしかならない国民保険費が1千600万ドルへらされた。

ベルギーでは、疾病保険基金の赤字が、いわゆる軽症者にたいする給付を停止する口実になっており、フランスでも同様である。一般医療、医師の料金、薬価、8日以内の入院加療費の払い戻しは、もはや被保険者に保障されていない。

このためベルギーでは嵐のような抗議がまきおこり、抗議のストライキが勃発した。

日本では、社会保険がほとんど発展していないうえに、日本政府は、労働者のすべての実績をほうむりさろうとしている。提案され、すでに部分的には実行に移されている方策は、つぎのようなものである。

医療の量と質とのあらたな制限。

労働者の負担額の増加。

被保険者の入院中の手当額の切り下げ。

労働災害についても、同様の方策がとられている。

ラテン・アメリカでは、大半の国が、まだ不十分なものではあるが、国際労働機構のきめた社会保障最低基準さえ批准する段階にきていない。

ブラジルでは、1949年、社会保険基金は22億9千800クルゼイロスにたったが、このうち18億6千300クルゼイロスが雇主の各団体および政府の戦争政策のために流用された。

植民地諸国では、真の社会保障と言うものがないばかりか、社会保障といった問題が提起されされていないが、しかもこれらの国々で社会保障が絶対に必要であり、欠くことができないということは、否定できない事実である。

黄金海岸では、社会保障計画は、公式に、当面必要だとみなされている。

ケニアでは、家族の福利は、種族組織をつうじて確保されるべきと官吏が断言している。

ニアサランドでは、財政状態を理由として社会保障計画は全然問題にされず、老人や病人の面倒をみる責任は本質的に家族の肩にふりかかるてくる。

ウガンダでは、社会保障は、依然として氏族あるいは種族の任務である。

フランス領西アフリカでは、当面の基本問題は、制定されたばかりの労働法典の実施である。ところが、この法典の実施には大きな障害

がたちはだかっている。現在では、ダカール会議が宣言したように、職業病にたいする保護はない。

作業中の災害にたいする法律は、事実上、単に、機械による災害に適用されるだけである。

現金補償はばかばかしいほど低く、国際的にみとめられている標準よりも低い、正真正銘の人種差別が実行されている。

若干のアフリカ諸国の公式調査委員会は、住民の劣悪な健康状態ときわめて困難な生活条件をばくろしたということをつけくわえておこう。

ニュー・ギニアでは、幼児死亡率は40パーセントである。

ソマリーランドでは、1950、1951年中に、コレラとマラリアのために住民の20パーセントが死んだ。

社会保障確立のための労働組合の行動と労働者の闘争

過去の世界の社会保障の発展と、この問題の現実の状態についての事実とを検討してみれば、社会保障を擁護、改善、拡大することと、労働者階級の行動の発展をうながすことの緊要なわけがはっきりしてくる。社会保障は、すべての国で最重要の問題、真の国民的問題となつた。フランスとイギリスでは、それを擁護するためのストライキがおこなわれた。労働者の大衆行動は、イタリー、日本、ベルギーで発展しつつあり、他の国々、とくに植民地、半植民地諸国にひろがりつつある。

この期間に、ソヴェト同盟では、権力をにぎっている労働者階級が、たえず改善され、拡大され、しかもその福祉を増大させている立法と制度とを採用したことは、だれがみてもまち

がいない。これは一つの手本として役立ったが、こんごもつねにそうであろう。

ソヴェト同盟にならって、人民民主主義諸国もまた、同じ道をすすみ、たえず行動範囲をひろげその制度を改善し、社会保障の福祉を増し、そのようにしていちじるしい成功をかちえている。そこで、どこにおいても、社会保障が労働者階級が不斷の闘争をつうじてたたかいとった一権利であることを証明するのは労働者階級であり、その労働組合の行動である。

歴史の経験がこの点でもしめしていることは、労働者階級は闘争なしには、その労働組合組織の一致した努力なしには、なんらの権利もかちとれないということである。

社会保障の擁護と改善をめざすさいきんの諸闘争

労働保護、すなわち児童を資本主義の搾取から保護しようとするさいしょの法律の一つは、イギリスの1883年の数多のデモンストレーションの結果だった。

イギリスの強制的社会保険は、1911年にストライキを敢行した鉄道員の闘争のたまものだった。

ルーマニア政府に、1933年、社会保険法を制定するのをよぎなくさせたのは、ルーマニア石油労働者だった。

フランスでは、共済組合に代わる強制的社会保障制度と、公的扶助制度の採用を成功させたのは、第一次世界大戦以後の労働者階級の統一行動であり、その統一行動こそが、さらに1936年に一連の重要な社会法をかちとらせたのであって、その中には、1週48時間制と同じ賃金での1週40時間制、工場委員会、団体協約、有給休暇などがあった。1951年の炭鉱

夫のストライキは、今まで享受してきた無料医療を廃止しようとする企図をうちやぶった。

数日前、パリ地方の公益事業労働者2万5千名は、セーヌ県の退職年齢引き上げの要求に反対して、みごとな作業停止とデモンストレーションの運動をやった。

アメリカでは、このアメリカ（社会保障の領域ではきわめておくれている）の政府に、1935年末、さいしょの社会保険立法をおこなわせたのは、労働者、とくに自動車労働者の圧力だった。

そして労働者運動史をひもとけば、数多くの国から、なおいっそうたくさんのがんばりができるだろう。労働組合の行動と、企業労働者の闘争が、社会保障獲得の基礎であるということ、また、したがって、この基礎にもとづいてこそ、社会保障の擁護、改善ならびに拡大のための行動がおこなわれなければならないということはあらそり余地のない事実である。

社会保障を他の社会層におしひろげるための幅広い行動

社会保障の擁護、改善ならびに拡大は、現在、どこの国でも直接に関係ある労働者を統一し、かれらをその労働組合の指導のもとに行動にかりたてるばかりでなく、さらに、ますます労働者の周囲に國のすべての進歩勢力を結集するところの真の大衆的問題となった。

社会保障擁護のために労働者がおこなう諸闘争は幅をひろげている。社会保障は、直接に関係ある種々の疾病および老齢保険組合その他のグループの力を強化しつつある統一行動の結果、拡大しつつある。

だが、この会議は、この土台の上に準備されたのではなかったか？

各国からおくれた情報からおして、社会保障をめざす行動が、たんに労働者階級によっておこなわれているばかりでなく、それはまた、ますます、農民、自由職業者、手工業者、学生等々の他の社会層にまで広がっていることはあきらかだ。

フランスでは、フランス総同盟加盟金属労働組合同盟の書記長で、当時労働大臣であったアムプロアーズ・クロワザがたくみに制定させた1946年5月22日付の法律が実施されていたとすれば、社会保障はいまでは全勤労者に拡大されていたであろう。

事実は、反動分子が反対したため、ただ、老齢保険を賃金労働者以外のものにひろげただけの1948年6月17日付法律のみが施行された。

だが、反動勢力が1946年から1948年にかけて、一部の人間の間であおりたてるのに一時は成功した反対も、しだいに社会保障の利益を全国民に拡大せよと、ますます大きな圧力をもって要求する広はんな運動のまえに後退したことを指摘しておきたい。

したがって、真の社会保障制度を採用せよとますます要求しているのは、単に労働者ばかりでなく、全勤労者なのであり、かれらはそれを是が非でも実施させるのに必要ないっさいの方策をとろうという決意を示している。

世界労連の活動と綱領

このような情勢に直面した世界労働組合連盟は、この会議召集のイニシアティヴをとった。会議の目的は、社会的危険から労働者を保障する立法を要求する労働者の不斷の行動を国際的規模で援助し、この立法をいっそう実効のある

ものにするということだった。

労働者の利益の擁護ということは、世界労連の不变の目標である。1945年10月3日のパリ第1回世界労働組合大会で採択された規約前文に、世界労働組合連盟が、労働者とその家族を、失業、病気、災害、老齢というような危険から保護するための完全で適宜な社会保障を求める行動の重要性を指摘したのは、まさにこのためにほかならない。

世界労働組合連盟は、創立以来、社会保障の問題に大きな関心を向けてきた。1945年いろいろ、世界労連は、1945年2月ロンドンで開かれた世界労働組合会議で採択された、社会的要件にかんする決議にのっとてその方針をさだめ、労働組合の共同闘争の目的をその決議の実現ということにおいたのである。社会保障についての一節は、社会保障のための闘争についてのパンフレットの中に再録されているからその一読をおすすめする。

この一節は、また、諸君の討論の基礎として役立つ綱領を作成するのに、この会議の国際準備委員会によって活用された。

64ヶ国の加盟国、12の労働組合インタナショナル、8千万の組合員を擁する世界労働組合連盟、全世界のすべての労働者の統一の願望をはげましているこの偉大な国際労働者階級の中央部は、まさしく国際労働者階級のために、社会保障の擁護をとりあげる資格をそなえた、国際的機関である。

世界労連は、なぜ、1951年7月、執行局会議で、国際的規模で社会保障を擁護し、改善し、拡大する問題を提起するという決定をしたのか？

1. 社会退歩が資本主義諸国の国際的現象であるからである。
2. 社会保険および社会保障制度の運用によって、この社会退歩の一般的結果をまぬがれるこ

とができるといった、いくつかの国々にみられる幻想を一掃する必要があるからである。

3. 他の国際組織ではこのような行動をとりあげることができないのに反し、このイニシアティブをとるのは、世界労連の義務だからである。（イ）ソ同盟および人民民主主義諸国の労働組合のいままでにおさめた実績のために、われわれがこれをやることができるからである。

（ロ）世界労連は、労働者大衆ときんみつに結合しており、世界労連の存立の土台である労働者大衆の要求と必要とをつねに念頭においているからである。（ハ）世界労連は、世界労連に加盟していない労働者や、不忠実な指導者が指導している労働者をふくめて全労働者のために行動する責任をもっているからである。世界労連がこの国際会議の思想をかかげるための資格を十分もっていることはうたがいない。それは、この会議を組織するのに必要ないっさいの力をもっている。

しかし、統一、すなわち、労働者および他の社会諸層の統一行動は、現在の瞬間に、なおいっそう必要なのだ。

資本主義諸勢力によって多くの国々につくりだされた労働組合の分裂が、国際的規模で広がったので、社会保障擁護のための統一会議という性格をもつ会議の着想、召集、組織の統一的イニシアティヴを、国際的規模でとることが必要となった。

世界労連のとったイニシアティヴは、国内でも国際的にもその権威をみとめられている反面、労働組合運動には無関係である識者や、世界労連に加盟していない労働組合指導者たちの支持をうけた。

この会議を準備し、組織するための国際会議が設立された。

今日、われわれは、みな、現在のかたちと方法の国際会議が必要であり、有益であることを

確信している。

もちろん、そのような問題をとりあつかう国際団体がすでに存在しているではないかという人があるだろう。それはたとえば国際労働機構であり、国際社会保障協会であり両者ともこの会議に招待されている。

国際労働機構と社会保障

だが、国際労働機構は、3つの立場（政府・雇主・貿労働者）を代表する団体だが、じつは多数派である政府と雇主との代表の連合勢力で牛耳られていることを忘れてはならない。政府と雇主との2つの勢力の協調は、しばしば表面にあらわれた。

のような組織は、当然、1948年いらい、資本主義諸国をおそった社会退歩の波の諸結果からまぬがれることはできなかつた。

この情勢をはっきりしめす証拠は、さきにひらかれた1952年の国際労働会議にあらわれた。この会議は、世界の社会保障の将来に影響する重要な問題がでてきたちょうどそのときに、社会保障について審議検討するために開かれた。

1951年の前回会議で、すでに、雇主と政府がわからの圧力は社会保障の最低水準についての討論であらわれていた。この圧力は、国際労働機構が誇っていたフィラデルフィア会議の勧告の実施上に、重大な挫折をまねいた。

1952年の最近の国際労働会議では、社会保障委員会では一貫して、まぎれもない脅迫がおこなわれ、全会議をつうじて一步後退を演じた。単純な勧告をだすかわりに協議を採択するという原則を放棄しようとする威嚇さえおこなわれ、討論を支配したこの威嚇は、労働者の利

益の擁護とはあいられない幾多の譲歩のための口実につかわれた。

資本主義諸国とその政府が、いわゆる強制的なジュネーブ協定をどのくらいばかにしているかに気がつかない人はだれもいない。ところでそのジュネーブ協定はその適用についてなんらのとりきめがなく、きわめてしばしば棚ざらしになっている。関係諸方面からの圧力がなければ、どんな成果をかちとることもできないし、この圧力をほんのすこしでもゆるめると、たちまち、つねに資本主義国家はそれをつかまえて、既得の成果を宙ぶらりんにするのである。

1952年の国際労働会議の諸決定中重要な点は、1951年に討議され、その批准だけがのこされていた一致点が、予想される事故をいちじるしく制限するという方向で修正され、この点でこわめて重要な決定が未開発諸国にかんしていおこなわれたということである。

事実、これにより、かなり多い減除条項を利用して、いわゆる最低基準の実施の義務をまぬがれる可能性が、資本主義諸国にあたえられた。

この減除条項を利用できる期間は、はじめのうちは4年間にきめられていたのに、10年間にのばされた。

そのようにして、多かれすくなけれ国際資本主義勢力に依頼しているこれらの国々の支配階級は、いまでは、じぶんのところではジュネーブの決定を実施していると高言できる立場にあるけれども、事実は、かれらは絶対になに一つとして実行しているわけではない。しかも、社会保障の実施が絶対に必要なのは、まさにこれらの国々なのだ。

さらに1952年の国際労働会議は、議題にあがっていた社会保障基準を引き上げる問題についての討議を、無期延長した。

これが、現行諸制度の前進的な発展を完全に

停止させることを奨励するだけでなく、あらゆるたぐいの逆行の方策を現行制度にくわえるきっかけをつくるものであることはあきらかである。

国際労働機構は、以上のようにして、1944年5月のフィラデルフィア会議でしめされた立場の特徴をなした社会保障諸原則を擁護することをしてしまったのだ。

したがって、1952年の国際労働機構会議は、世界の社会保障を擁護するのになんら貢献しなかった。逆にその会議は、社会保障にたいする攻撃が発展するのをたすけた。

さらにそれは、資本主義諸国が、軍事費に圧倒的な優先権をあたえ、社会保障の分野での成果を圧縮するという重要な問題を黙過した。

さらにもう一つ加えたいことは、そういう規則があるにもかかわらず、この会議の全会期がつうじて、世界労働組合連盟の代表は発言の機会さえ拒否されたということである。

国際社会保障協会

しかし、国際労働機構のほかに、社会保障の擁護と発展を目的として設立された国際団体である国際社会保障協会があるではないか、といったような反問ができるかもしれない。

ところが不幸なことに、国際社会保障協会は、じつは、国際労働機構に依存し、国際労働機構の付属品であるのにすぎない。なぜなら、国際労働機構が国際社会保障協会の経費をまかなっており、したがって国際労働機構の行動方針から離脱するのをゆるさないからだ。

他方、われわれは、国際社会保障協会の構成の実態を誤解してはならない。それはただ、各国に現存する公式の社会保障機関の管理者を結

集しているだけのものである。社会保険被適用者から選出された代表が管理者の中にはいっているのは、フランス一国である。事実、老人、患者病弱者の代表を労働者からだすということは、実行されていない。真に利害関係をもっている人々の代表がでていないのである。

国際労働機構への依存、政府筋の人間の比重が圧倒的に多いこと、一般集会内での討議を純技術的な事柄にかぎらうとする意図がたえず強くなっていることなどのために、この国際社会保障協会は、社会保障を全世界にわたって発展させ、改善し、拡大するために、また、労働者の意志を実行するために実効ある措置を講ずるいっさいの可能性をうばわれている。

したがって、その召集のかたちについてはいよいよばらず、社会保険および社会保障の擁護、改善ならびに拡大のための国際会議の有益性と必要性については、異論の余地はありえない。

じっさいに、この会議は、その所属組合や見解のいかんにかかわらず、いっさいの労働組合組織に開放されており、また、発起準備委員会に参加する機会があり、したがってじぶんたちの願望に応じて会議の準備と組織の方向をきめる機会が、直接にせよ間接にせよあったところのすべてのグループや団体に開放されているのである。

社会保障のための行動をどのように指導し、発展させるか

紳士淑女諸君、親愛なる兄弟諸君、

われわれは今日、その見解がどうあろうと、広はんな討論をやるために、そして諸君の国の社会保障の分野での経験を話し合うために、あつまっているのである。この討論が終わってか

ら、社会保障の一般原則を定式化し、すべての社会的事故にたいする保護の基準を確立することの綱領を採択することになるだろう。

われわれは、さらに、この綱領を実現し、社会保障を擁護し、改善し、拡大し、それがまだ存在していないところに確立するための手段方法をきめることになるだろう。

その討論が、会議の準備段階でも、この会議の席上でも、ともにおこなわれるようという意図をもって、準備委員会は、さきに綱領草案を起草しておいた。

さきにのべたように、この綱領草案を承認することを条件として会議に参加するのではなく、草案をただ、討論へのいとぐちとして役立たせることだったのである。

これから諸君の御意見を発表していただくわけだが、われわれとしては、開陳されたすべての見解を考慮にいれて一致点に到達したいものだ。これは、われわれにとって、綱領実現のための最上の土台となるだろう。

しかし、一言づけくわえれば、諸君に、社会保障のための行動をどう指導し、発展させるべきかを説明していただきたい。

諸君の討論に干渉する意図は毛頭ないが、わたくしの信ずるところでは、つぎのようないくつかの方向がでてくるといってよいと思う。

1. 全勤労者に適用できて、いっさいの事故、すなわち、疾病、出産、職業病、労働不能、老齢、労働災害、失業、死亡などにたいして保障をあたえるところの、総括的で強制的な社会保障の採用。

こういった社会保障制度の経費は、使用者と政府が負担すべきものであり、労働者代表によって管理されるべきである。

2. この領域におけるもっとも効果的な行動を発展させるために、つぎの諸点を念頭においてよいであろう。

- a. 成功するかしないかは、なによりもまず
- ・労働者の行動にかかっている。この行動は、工場、職場および搾取の場所そのもので実行されるときに、もっとも決定的な効果をおよぼす。これははかんずく労働組合組織の任務である。
- b. 社会保障のための行動は、じつはその政治的、思想的、宗教的意見や、その見解や、その所属組合などのいかんにかかわらず、全労働者の正しい熱望を表明している事柄なのである。
- したがって、社会保障擁護の行動は、いっさいの組織を共同行動に統一し、利害関係者すべてのあいだの理解をみちびきだすことができるし、またそうでなければならない。
- c. 社会保障のための行動を目的とするこの統一が可能であり、必要もあるとすれば、それをさらに他の層、社会進歩をはじめにまもろうとしているすべての人々にまで拡大しなければならない。かれらは、共通の目的を中心として、ただちに労働者および労働組合組織と手を結ぶにちがいない。
- この分野では、各国での会議準備の活動の中すでに、いくつかの動きをみとめることができた。
- イ. 社会保障擁護をめざす、あらゆる立場の労働者の統一行動。この行動はしばしば、企業内からはじまって、企業内の社会保障擁護委員会の結成にまで発展する。
- ロ. すべての労働者組織、ならびに他の関係ある社会層を包括する地域社会保障擁護委員会の結成。国際保障会議全国準備委員会の設置。
- ハ. サボタージュ、ストライキ、強力なデモンストレーションなどをふくむ、ときには広はんですすんだ性格をもった大衆行動。したがってわれわれの政策は、この統一を拡大しその行動を発展させる方向にむかうべきである。
- ある。
1. この会議からうみだされる一般方針を土台として、各国の特殊性を考慮し、各産業、各経営の実情にかなったそれぞれの綱領を作成すべきである。討論が終わってから諸国が採択するこの綱領は、各国の当面の特殊要求をまとめあげるうえに、根本的な指導理念として役に立つであろう。
 2. これらの綱領は、団体協約をもとめる行動とか、現行社会保障制度をめぐる行動とかをつうじて、企業内の日常不断の闘争においてたたかいとするべきものである。この行動は、自治体議員や国会議員が、地方立法改善に参加するときには、その幅を広げて、あらゆる部類の関係労働者にまで拡大するであろう。
- 労働組合組織にとっては、他の社会的グループ、婦人団体、老齢年金団体、ならびに傷病者団体などとともに、この種の行動に参加する必要がある。
- この行動を支持し、世論をおこすために、事実をはっきり大衆に解明してやる系統的な宣传教育カンパニーをおこなうことができる。
3. この統一行動を達成するには、あらゆる立場の労働者を統一する工場委員会を樹立することが、根本的に重要である。社会保護のための地方的委員会を結成すれば、社会保障のために活動しようと欲している人々をすべて結集できるであろう。
- この各委員会のあいだを調整する仕事は、各國が計画する形態と手段方法にしたがって、地域別および、全国的規模で組織することができる。
- 国際会議全国準備委員会は、その活動をつづけて、社会保障擁護全国委員会に発展すべきである。
4. さいごに、終わりではなくてむしろはじまりであるところの国際会議の動向を正確につか

むために、この会議でおこなわれる経験の交流を会議後も継続し、さらに拡大するために適当な方法をみつけだすことが望ましいであろう。

このため、もう一度、世界労連からあらゆる援助を期待できると、わたくしは信ずる。というわけは、世界労連は、この会議を召集するイニシアティヴをとってくれ、そのようにして、全世界にわたっての社会保障の擁護に献身的熱意をもっていること、その組織の全力をあげてそれに寄与するという決意をしめしてくれたからだ。

この会議の動向を正確につかむためのいくつかの道をあげてみると、——各国に配布される諸出版物、おたがい同志の直接の通信のやりとり、代表の交換派遣、各国間の集会のうちあわせによる組織、なお、その他、友好的提携をうちたてるための多くの措置。

われわれの見解では、この会議の結果として国際組織をあたらしく設立すべきではないれども、それにもかかわらず、この会議の効果をひろげることのできるあらゆる手段方法を講じなければならないのである。

この点で、われわれは、この会議の意味と必要性とをただしく解明し、あわせて国際準備委員会を代表してこれからおこなわれる、広はんな基礎をもった討論にかんするいくつかの肝要な点を明確にしようとつとめてきたのである。

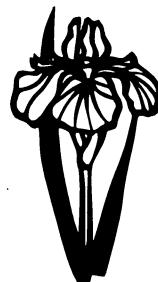
わたくしは、諸君に、この討論に参加することをおねがいしたい。諸君の意見をのべ、諸君の国での実績についてはなしていただきたい。そうすれば、必要とあれば、これらの実績は一つの手本として役立つであろう。そして諸君の国の社会保障の諸問題を説明していただきたい。

討論の議題としてだされている綱領についての諸君の意見をだしていただきたい。この綱領は、部分的には、誇張しているというふうに一

部の人々には感じられるかもしれないが、けっきょく、最良の政策に到達しようとする一つの努力にほかならないのだ。特殊な情勢を加味して、進歩を達成しやすいとおもわれるような綱領をそれぞれの国で確立するのに寄与する有用な指導武器となるように、この綱領草案を変え、改善するのは、諸君の責任である。

おびやかされている社会保障をすくい、社会進歩の道にたちはだかるいっさいの障害をはねのけ、まだ社会保障の適用をうけていない人たちや、植民地、従属国のように、全然社会保障のない国々に、できるだけはやくそれをおしひろげるために、労働者階級を中心とする全人民の行動がとるべき方策について、諸君の意見をだしていただきたい。

何百万、何千万の人間の、社会保障をもとめる正当な願望を表明するためにここに出席した男女全員が力をあわせて、人類にとっての最大の宝である平和、民主主義、自由をうみだすというこの崇高な任務をはたそうではないか。



社会保障憲章

第5回 世界労働組合大会
1961年12月15日・モスクワ

まえがき

社会保障は労働者階級の基本的権利である。社会保障の目的は、労働能力の減退、あるいはその一時的または恒久的喪失のある場合に、労働者の完全な保護を保障し、不慮の社会的危険にたいして労働者を保護し予防措置を講ずることである。

社会保障制度の実施は、労働者が多年にわたって、雇用主の搾取に反対しておこなってきたかぞえきれない統一闘争の成果である。

社会主義諸国に存在し、たえず改善されつつある包括的な社会保障制度は、きわめて高率の給付と、どの資本主義国にも見られないような保障をそなえている。

このような状態は、社会保障の分野における社会主義体制の優位を雄弁に立証している。それは雇用主の攻撃に対し、社会保障制度の改善のためにたたかっている資本主義諸国の労働者をみちびき、強め、激励する貴重な手本となっている。

資本主義諸国では、労働者の生活・労働条件の一般的悪化——低賃金、失業、インスピレーション、スピードアップ、および機械化やオートメーションの有害な諸結果——によってこれらの国ぐにの労働者がぶつかる困難はいっそう増大している。軍備の重荷はこれら労働者

の生活水準のうえに重くのしかかり、社会的給付や社会的支出は減少している。これらの国ぐにの政府は、独占資本や帝国主義者にしいられて、社会的サービスへの予算配分を系統的に削減、全廃し、軍事目的に流用したりしている。

これが、すべての国の労働者が帝国主義者の軍備、戦争準備および侵略の政策に反対し、全面完全軍縮を支持する広汎な大衆運動を発展させなければならない理由の一つである。労働者は、現在の軍事支出が社会保障の改善をふくむ社会的目的のために使われるようたかわなければならぬ。このためには、帝国主義者があらゆる軍備廃止政策に敵対しているので、強い警戒心と忍耐が必要である。

後進諸国の状態はさらにもっと悪い。これは、極度に低い生活水準や外国独占資本による労働者の過度の搾取など、植民地搾取や、それによってもたらされた結果のためである。

最近、植民地的くびきから解放された国ぐにでは、経済の発展がひじょうにおくれているが、ここでは労働者は、国の経済的発展を支え、また植民地支配を完全に排除するための行動を支え、同時に社会保障制度の確立と拡大のためにたたかっている。

いまなお植民地の支配のもとにおかれている国ぐにでは、労働者は民族解放をめざす全般的闘争のなかで、日ごとにますます必要となっている社会立法を要求している。人種、見解ある

いは労働組合への加入にかかわりなく、全世界の労働者の共通利益にもとづいて、第5回世界労働組合大会は、社会保障憲章を採択した。

この憲章の草案は、世界労連に加盟していると加盟していないとを問わず、各国のさまざまな組合幹部で構成された国際労働組合社会保障行動委員会で起草されたものである。この憲章は、大会にさきだって多くの国ぐででおこなわれ、また大会中にもつづけられた幅広い討論の成果である。

この憲章は、社会保障の確立、拡大、改善および擁護をめざす全世界の労働者と労働組合の統一闘争のもっとも貴重な武器となることができる。その一般的原則は共通な社会保障の要求綱領を作成するために基礎となりうるものである。

社会保障憲章を国際労働組合運動に役立てるにあたり、第5回大会はすべての労働組合と労働者が、この憲章を、働くものの生活水準の向上と社会的進歩をめざす統一闘争のなかで、有効な手段とするための努力と活動を強めなければならないことを強調するものである。

社会保障の原理

1、眞の社会保障制度は、自分の労働で生活しているひと、働くことのできないひと、一時的または永久的に労働能力を失ったひとのすべて、およびその家族構成員に、本人による何らの財政的負担なしに、法律で保障された基本的な社会的権利を承認することを土台としなければならない。

2、社会保障制度は、現金および現物の諸給付によって、働く人々に正常な(normal)生活手段を保障しなければならない。現金給付は、

生計費、賃金の増加、働く人びととその家族がぜったいに必要とする額に応じて再調整されなければならない。国家的保健制度、あるいは社会保障制度によって、すべての働く人びととその家族の構成員にたいして、全額無料の医療が保障されなければならない。

3、社会保障は、その原因と理由にかかわりなく、病気、出産、障害、老齢、労働災害、職業病、家族手当、失業および死亡などをふくむいっさいの社会的責任と危険にたいして適用されなければならない。

全般的な社会および労働条件のなかで、つぎの分野における働く者の権利を保障する効果的な措置がとられなければならない。

——予防医療と公衆衛生

——労働衛生と労働安全

——働く権利、仕事および最低賃金を保障される権利

——賃下げなしの労働時間の短縮

——有給休暇

——住宅、そのほか

これは貧乏に反対する闘争、物質的文化的条件の改善および働く者の生活安全に寄与するためである。

4、社会保障はすべての賃金労働者（このなかには、農業労働者、家事労働者、季節および日雇労働者、家内労働者、見習などがふくまれる）、小農民、刈り分け小作人、農民、職人、自由職業従事者、学生および自営業者ならびに肉体的に働くことのできないすべてのものについておこなわれなければならない。

社会保障が適用されない分野の人びとのために、公的扶助制度があるところでは、どこでもこのようない制度を漸次社会保障制度にとりかえてゆかなければならぬ。

5、社会保障にたいする権利は、人種、国籍、宗教、性および年齢によって差別せず、す

べてのものにたいして平等でなければならない。職業による差別も、経済の公的および私的部門のあいだの差別もあってはならない。

6、財 源

社会保障の財源は、雇用主あるいは国家、またはこの双方によって保障されなければならず、労働者の拠出によってはならない。

社会保障の財源を労働者が分担しているところでは、これはただ一時的な措置としてのみ認められ、労働者は負担をなくするために行動しなければならない。

社会保障基金は、この憲章にさだめられている責任と危険にたいして使用されなければならない。

7、管 理

社会保障機関の管理は、労働組合によっておこなわれるか、あるいは労働組合が参加して労働者およびその他の受益者代表によっておこなわれなければならない。

社会保障を管理運営するすべてのレベルの機関の委員は、選挙されなければならない。労働組合はこの選挙に参加し、管理しなければならない。

社会保障の適用をうける 社会的責任と危険

この憲章の第3項にしめされた原則にもとづいて、以下に掲げる社会的責任と危険は社会保障制度をうけなければならない。

8、疾 病

働く人びととその家族構成員は、あらゆる疾病にたいして無料、無制限、無条件で予防、治

療および予後の医療をうける権利をもつていい。現金給付は、第1日から働く人びとに払われ、完全に治ゆするまで、あるいは傷害年金をうける権利がみとめられるまで、正常な手段が確保されなければならない。

9、出 産

働く婦人およびこどもたちは、特別の保護をうける権利がある。この保護のなかには、妊娠、出産、産後の無料医療、乳幼児の無料診察、出産、ほ乳手当の支給、有給出産休暇（必要なほ乳時間をふくむ）および乳児用品の支給等がふくまれる。出産休暇をのぞいた同じ権利が、社会保障をうけている者の妻にたいしてもみとめられなければならない。

10、家族手当

扶養されるすべてのこと、および必要なばあいはそのほかの被扶養者にたいして、家族手当が支給されなければならない。家族手当の額は、その家族が充分な生活水準を維持し、ことの教育をおこなうことができるものでなければならない。なおこどもは、公的基金からの援助（両親の希望による寄宿学校あるいはそのほかの適当な施設でのことの無料教育、すべての学校での無料教育、学生にたいする奨学金制度など）をうけることができる。

11、労働災害および職業病

職場で、あるいは仕事が原因で、または通勤中におこったすべての事故は、労働災害とみなされ全面的な補償がおこなわれなければならない。

医療ならびに義肢、義歯および雇用が保障される再教育が、無料かつ無制限にあたえられなければならない。

一時的な労働不能のばあいは、医療期間中、

現金給付が支給され、労働者（worker）にたいして、以前とおなじ生活水準が保障されなければならない。永久に部分的あるいは全般的な労働不能にもとづいてきめなければならない。部分的な永久的労働不能のばあいは、年金が支給され、年金の額は賃金および労働不能の程度にもとづいてきめられなければならない。部分的な永久的労働不能のばあいは、働く人びとは年金をうけるとともに、能力にあった仕事があたえられなければならない。

職業病のばあいは、病気になった働く人びとは、たとえ医学上の認定があとになっても、病気になった最初の日から、補償されなければならない。

有害な労働条件によって働く人びとの健康がそこなわれた場合には、すべて職業病とみなさなければならない。すべての職業病は、これらの病気のためにもうけられた公式リストに記載されねばならない。このリストは、新しい技術や生産方法からおこる新しい病気を含めるために、定期的に補完されなければならない。

12、障害と老齢

障害と老齢の年金が支給されなければならない。老齢年金受給資格年齢は引下げなければならない。もちろん婦人および、過酷または不健康な条件で労働しているものについて、年金受給資格年齢はこのほかのものばあいよりも、引下げなければならない。

障害および老齢の年金の最低基準率は、実際に得ていた賃金にしたがって定められ、この額はこの働く人びとにたいして、正常な生活手段を保障し、年金受給者とその家族が相当な生活水準を維持できるものでなければならない。

障害年金は、身体上、職業上の労働不能の程度に応じて、最低率以上の追加給付がおこなわなければならない。

13、死亡および遺族年金

埋葬の費用をまかなくたる葬儀手当が支給されなければならない。

家族（夫あるいは妻およびこども）およびそのほかの被扶養者にたいして、この人びとが正常な生活水準を維持できるように、年金が支給されなければならない。

14、働く権利、失業

すべての国において働く権利が憲法のなかに、あるいは法律で規定されなければならない。このような規定の実施によって最低賃金を保障された仕事がすべての労働者にあたえられなければならない。

失業したばあいは、その労働者のじっさいの賃金を基礎とする手当が、失業したすべての労働者にたいして、失われた労働日あるいは労働時間のすべてについて、支払われなければならない。そしてその労働者が再雇用されるまで、あるいは老齢労働者のばあいは、年金受給資格年齢にたっするまで正常な生活がおくれるようにならなければならない。

15、予 防

社会保障は予防医療および公衆衛生の実施を促進しなければならない。このため社会保障は、機関をもうけて、働く人びとの健康をまもる恒常的な監督と統制をおこなうため職場およびその他すべての場所でできる限りのことをおこなわなければならない。

16、労働衛生および安全

労働監督官と協力して、労働条件に適した効果的な予防措置を促進するため、工場や職場で、労働者によって選出され、執行権限をもつ衛生・安全委員および委員会が任命されなけれ

ばならない。

17、労働時間

労働者の健康をまもり、失業と解雇を少なくするために、あるいはときにはこれを防ぐために、賃下げなしで、労働時間を漸次短縮することが必要である。一部の企業および一部の職業では、労働者の健康をまもるために、労働時間中に休憩時間をふやす必要がある。

18、有給休暇

すべての労働者には、最低限の期間を保障した年次有給休暇、およびこの休暇ができるだけ有益にすごすことのできる便宜をうける権利がある。

勤続年数に応じて、また、労働の形態（有害または過酷）に応じて追加の休暇がみとめられなければならない。職業教育をうけている青年、また労働者についても同じである。

19、住宅

働く人びととその家族は、その賃金と生計費を考慮した、資力に応じた家賃で、住みこごちのよい、健康的な住居があたえられなければならない。

被扶養者の数に応じて、住宅手当を支給することができる。

（社会保障研究会 若手部会誌）

用語解説

社会保障 人間の一生には、傷病、労働災害、疾病、妊娠、出産、家族の扶養、失業、老齢、死亡、未亡人、孤児となった遺族など生活を困難にするさまざまな事故がおこります。これらは資本主義社会の成立とともに、国民のなかに大量に発生し、社会問題となりました。国家はそれにたいし二つの方法で対処しました。一つは、イギリスの1601年の救貧法にはじまる救貧制度、公的扶助制度です。もう一つは、ドイツでビスマルクが労働運動に対するアメとムチの政策として1883年につくった疾病保険法にみられる社会保険制度です。やがて資本主義の成熟は大恐慌をもたらし、大量の失業と労働者大衆の窮乏をうみだし、各国は、つぎつぎと社会保障立法をおこない、社会保障制度が体系化されてくるようになりました。

このように社会保障制度とは、資本主義社会で、個人的に解決できなくなった生活を困窮に

する事故の発生した者または現に困窮している者にたいし、国家が義務として所得の保障または医療その他、物やサービスの保障をする制度であり、個人が権利として生活を維持できるよう要求できる制度を意味します。それは法律的には、憲法第25条にもとづく「健康で文化的な最低限度の生活をいとなむ権利」の具体化であり、経済的には、資本家の搾取した利潤の一部をはき出させて生活困窮におちいった労働者へ支払いをさせることであり、社会的には、労働者階級にたいする階級的な社会的措置だといえます。資本主義社会を維持するに必要な限度でしか国は社会保障の費用を出さず、相互扶助的な共済制度、労使折半負担をもちこんだりしているのも、そのような社会保障のうちにひそむ冷厳な性格からきています。

労働者階級としての社会保障の考え方と要求は、世界労連の社会保障憲章があきらかにしています。

国際人権規約

国際連合第21回総会

1966年12月16日

経済的・社会的及び文化的権利 に関する国際規約（A規約）

採択 1966年12月16日（国連第21回総会）

効力発生 1976年 1月 3日

日本国 1978年 5月30日署名

当事国 55

る場合に初めて達成されることになることを認め、

人権及び自由の普遍的な尊厳及び遵守を助言すべき義務を国際連合憲章に基づき諸国が負っていることを考慮し、

個人が他人に対し及びその属する社会に対して義務を負うこと並びにこの規約において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識して、

次のとおり協定する。

第1部

第1条 [人民の自決の権利] 略

第2部

この規約の締約国は、
国際連合憲章において宣言された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、

これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、世界人権宣言によれば、自由な人間は恐怖及び欠乏からの自由を享受するものであるとの理想は、すべての者がその市民的及び政治的権利とともに経済的、社会的及び文化的権利を享有することのできる条件が作り出され

第2条 [締約国の実施義務] 1. この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び協力を通じて、行動をとることを約束する。

2. この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治

的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する。

3. 開発途上にある国は、人権及び自国の経済の双方に十分な考慮を払い、この規約において認められる経済的権利をどの程度まで外国人に保障するかを決定することができる。

第3条 [男女の平等] この規約に定めるすべての経済的、社会的及び文化的権利の享有について男女に同等の権利を確保することを約束する。

第4条 [公共の福祉] この規約の締約国は、この規約に合致するものとして国により確保される権利の享受に関し、その権利の性質と両立しており、かつ、民主的社会における一般的福祉を増進することを目的としている場合に限り、法律で定める制限のみをその権利に課することができると認めることを認める。

第5条 [保護の基準] 1. この規約のいかなる規定も、国、集団又は個人が、この規約において認められる権利若しくは自由を破壊し若しくはこの規約に定める制限の範囲を越えて制限することを目的とする活動に従事し又はそのようなことを目的とする行為を行う権利を有することを意味するものと解することはできない。

2. いずれかの国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ又は存する基本的人権については、この規約がそれらの権利を認めいないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利を制限し又は侵すことは許されない。

第3部

第6条 [労働の権利] 1. この規約の締約国は、労働の権利を認めるものとし、この権利を保障するため適当な措置をとる。この権利には、すべての者が自由に選択し又は承諾する労働によつて生計を立てる機会を得る権利を含む。

2. この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためとる措置には、個人に対して基本的な政治的及び経済的自由を保障する条件の下で着実な経済的、社会的及び文化的発展を実現し並びに完全かつ生産的な雇用を達成するための技術及び職業の指導及び訓練に関する計画、政策及び方法を含む。

第7条 [労働条件] この規約の締約国は、すべての者が公正かつ良好な労働条件を享受する権利を有することを認める。この労働条件は、特に次のものを確保する労働条件とする。

(a) すべての労働者に最小限度次のものを与える報酬

① 公正な賃金及びいかなる差別もない同一価値の労働についての同一報酬。特に、女子については、同一の労働についての同一報酬とともに男子が享受する労働条件に劣らない労働条件が保障されること。

② 労働者及びその家族のこの規約に適合する相応な生活

(b) 安全かつ健康的な作業条件

(c) 先任及び能力以外のいかなる事由も考慮されることなく、すべての者がその雇用関係においてより高い適当な地位に昇進する均等な機会

(d) 休息、余暇、労働時間の合理的な制

限及び定期的な有給休暇並びに公の休日についての 報酬

第8条 [団結権、ストライキ権]

第9条 [社会保障] この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべて者の権利を認める。

第10条 [家族、母親、児童に対する保護] この規約の締約国は、次のことを認める。

1. できる限り広範な保護及び援助が、社会の自然かつ基礎的な単位である家族に対し、特に、家族の形成のために並びに扶養児童の養育及び教育について責任を有する間に、与えられるべきである。婚姻は、両当事者の自由な合意に基づいて成立するものでなければならない。

2. 産前産後の合理的な期間においては、特別な保護が母親に与えられるべきである。働いている母親には、その期間において、有給休暇又は相当な社会保障給付を伴う休暇が与えられるべきである。

3. 保護及び援助のための特別な措置が、出生その他の事情を理由とするいかなる差別もなく、すべての児童及び年少者のためにとられるべきである。児童及び年少者は、経済的及び社会的な搾取から保護されるべきである。児童及び年少者を、その精神若しくは健康に有害であり、その生命に危険があり又はその正常な発育を妨げるおそれのある労働に使用することは、法律で処罰すべきである。また国は、年齢による制限を定め、その年齢に達しない児童を賃金を支払って使用することを法律で禁止しつつ处罚すべきである。

第11条 [生活水準及び食糧の確保] 1. この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧衣類及び住居を内容とする相当な生活水

準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。

2. この規約の締約国は、すべての者が飢餓から免れる基本的な権利を有することを認め、個々に及び国際協力を通じて、次の目的のため、具体的な計画その他の必要な措置をとる。

(a) 技術的及び科学的知識を十分に利用することにより、栄養に関する原則についての知識を普及させることにより並びに天然資源の最も効果的な開発及び利用を達成するよう農地制度を発展させ又は改革することにより、食糧の生産、保存及び分配の方法を改善すること。

(b) 食糧の輸入国及び輸出国の双方の問題に考慮を払い、需要との関連において世界の食糧の供給の平衡な分配を確保すること。

第12条 [健康を享受する権利] 1. この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。

2. この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。

(a) 死産率及び幼児の死亡率を低下させるための並びに児童の健全な発育のための対策

(b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善

(c) 伝染病、風土病、職業病その他の疾病的予防、治療及び抑圧

(d) 病気の場合にすべての者に医療及び看護を確保するような条件の創出

第13条～第31条略

経済的、社会及び文化的権利に関する国際規約 に関する日本国政府の留保

1. 日本国は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第7条(b)の規定の適用に当たり、この規定にいう「公の休日についての報酬」に拘束されない権利を留保する。
2. 日本国は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第8条1(d)の規定に拘束されない権利を留保する。ただし、日本国政府による同規約の批准の時に日本国の法令により前記の規定にいう権利が与えられている部門については、この限りでない。
3. 日本国は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第13条2(b)及び(c)の規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」拘束されない権利を留保する。

市民的及び政治的権利に 関する国際規約（B規約）

採択 1966年12月16日（国連第21回総会）
効力発生 1976年 3月23日
日本国 1978年 5月30日署名
当事国 52（第41条による承認国6）

前文略（A規約と同文）

第1部

第1条 [人民の自決の権利] 1. すべての人民

は、自決の権利を有するこの権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的發展を自由に追求する。

2. すべての人民は、互恵の原則に基づく国際的經濟協力から生ずる義務及び国際法上の義務に違反しない限り、自己のためにその天然の富及び資源を自由に処分することができる。人民は、いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない。
3. この規約の締約国（非自治地域及び信託統治地域の施政の責任を有する国を含む。）は、国際連合憲章の規定に従い、自決の権利が実現されることを促進し及び自決の権利を尊重する。

第2部

第2条 [締約国の実施義務] 1. この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。

2. この規約の各締約国は、立法措置がまだとられていない場合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとることを約束する。
3. この規約の各締約国は、次のことを約束する。
 - (a) この規約において認められる権利又は

自由を侵害された者が、公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保すること。

(b) 救済措置を求める者の権利が権限のある司法上、行政上若しくは立法上の機関又は国の法制で定める他の権限のある機関によって決定されることを確保すること及び司法上の救済措置の可能性を発展させること。

(c) 救済措置が与えられる場合に権限のある機関によって執行されることを確保すること。

第3条 [男女の平等] この規約の締約国は、この規約に定めるすべての市民的及び政治的権利の享有について男女に同等の権利を確保することを約束する。

第4条 [非常事態における例外] 1. 国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合においてその緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が真に必要とする限度において、この規約に基づく義務に違反する措置をとることができる。ただし、その措置は、当該締約国が国際法に基づき負う他の義務に抵触してはならず、また、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は社会的出身のみを理由とする差別を含んではならない。

2. 1の規定は、第6条、第7条、第8条1及び2、第11条、第15条、第16条並びに第18条の規定に違反することを許すものではない。

3. 義務に違反する措置をとる権利行使するこの規約の締約国は、違反した規定及び違反するに至った理由を国際連合事務総長を通じてこの規約の他の締約国に直ちに通知する。更に、違反が終了する日に、同事務総長を通じてその

旨通知する。

第5条 [保護の基準] 1. この規約のいかなる規定も、国、集団又は個人が、この規約において認められる権利及び自由を破壊し若しくはこの規約に定める制限の範囲を超えて制限することを目的とする活動に従事し又はそのようなことを目的とする行為を行う権利を有することを意味するもの理解することはできない。

2. この規約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ又は存する基本的人権については、この規約がそれらの権利を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利を制限し又は侵してはならない。

第3部

第6条～第13条 条略

第14条 [公正な裁判を受ける権利] 1. すべての者は、裁判所の前に平等とする。すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された。権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。報道機関及び公衆に対しては、民主的社會における道徳、公の秩序若しくは國の安全を理由として、当事者の私生活の利益のため必要な場合において又はその公開が司法の利益を害することとなる特別な状況において裁判所が真に必要があると認める限度で、裁判の全部又は一部を公開しないことができる。もっとも、刑事訴訟又は他の訴訟においては言い渡される判決は、少年の利益のために必要がある場合又は当該手続が夫婦間の争い若しくは児童の後見に関するものである場合を除くほか、公開する。

2. 刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。
3. すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受けける権利を有する。
- (a) その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること。
 - (b) 防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護人と連絡すること。
 - (c) 不當に遅延することなく裁判を受けること。
 - (d) 自ら出席して裁判を受け及び、直接に又は自ら選任する弁護人を通じて、防御すること。弁護人がいない場合には、弁護人を持つ権利を告げられること。
- 第15条** [遡及処罰の禁止]
- 第16条** [人として認められる権利] すべての者は、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有する。
- 第17条** [私生活・名誉及び信用の尊重] 1. 何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に對して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
2. すべての者は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。
- 第18条** [思想・良心及び宗教の自由] 1. すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。
2. 何人も、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない。
3. 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課すことができる。
4. この規約の締約国は、父母及び場合により法定保護が、自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。
- 第19条** [表現の自由] 1. すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。
2. すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
3. 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
- (a) 他の者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護
- 第20条** [戦争宣伝及び憎悪唱道の禁止] 1. 戦争のためのいかなる宣伝も、法律で禁止する。
2. 差別、敵意は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。

第21条 [集会の自由] 平和的な集会の権利は、認められる。この権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第22条 [結社の自由] 1. すべての者は、結社の自由についての権利を有する。この権利には、自己の利益の保護のために労働組合を結成し及びこれに加入する権利を含む。

2. 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。この条の規定は、1の権利の行使につき、軍隊及び警察の構成員に対して合法的な制限を課することを妨げるものではない。

3. この条のいかなる規定も、結社の自由及び団結権の保護に関する1948年の国際労働機関の条約の締約国が、同条約に規定する保障を阻害するような立法措置を講ずること又は同条約に規定する保障を阻害するような方法により法律を適用することを許すものではない。

第23条 [婚姻の自由] 1. 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する。

2. 婚姻をすることができる年齢の男女が婚姻をしきつ家族を形成する権利は、認められる。

3. 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意なしには成立しない。

4. この規約の締約国は、婚姻中及び婚姻の解

消の際に、婚姻に係る配偶者の権利及び責任の平等を確保するため、適当な措置をとる。その解消の場合には、児童に対する必要な保護のため、措置がとられる。

第24条 [児童の保護] 1. すべての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的若しくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要とされる保護の措置であって家族、社会及び国による措置についての権利を有する。

2. すべての児童は、出生の後直ちに登録され、かつ、氏名を有する。

3. すべての児童は、国籍を取得する権利を有する。

第25条 [選挙及び公務への参与] すべての市民は、第2条に規定するいかなる差別もなく、かつ、不合理な制限なしに、次のことを行う権利及び機会を有する。

(a) 直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、政治に参与すること。

(b) 普通かつ平等の選挙権に基づき秘密投票により行われ、選挙人の意思の自由な表明を保障する真正な定期的選挙において、投票し及び選挙されること。

(c) 一般的な平等条件の下で自国の公務に携わること。

第26条 [法の前の平等・無差別] すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護

をすべての者に保障する。

第27条 [少数民族の保護] 種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しきつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第4部

第28条 [「人権委員会」の設置と委員] 1. 人権委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、18人の委員で構成するものとし、この部に定める任務を行う。

2. 委員会は、高潔な人格を有し、かつ、人権の分野において能力を認められたこの規約の締約国の国民で構成する。この場合において、法律関係の経験を有する者の参加が有益であることに考慮を払う。

3. 委員会の委員は、個人の資格で、選挙され及び職務を遂行する。

第29条 [委員の選挙] 1. 委員会は、前条に定める資格を有し、かつ、この規約の締約国により選挙のために指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。

2. この規約の各締約国は、1人又は2人を指名することができる。指名される者は、指名する国の国民とする。

3. いずれの者も、再指名される資格を有する。

第30条 [選挙の手続] 1. 委員会の委員の最初の選挙は、この規約の効力発生の日の後6箇月以内に行う。

2. 第34条の規定に従って空席（第33条の規定により宣言された空席をいう。）を補充するた

めの選挙の場合を除くほか、国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも4箇月前までに、この規約の締約国に対し、委員会に指名された者の氏名を3箇月以内に提出するよう書面で要請する。

3. 国際連合事務総長は、2にいう指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、名簿を各選挙の日の遅くとも1箇月前までにこの規約の締約国に送付する。

4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集されるこの規約の締約国の会合において行う。この会合は、この規約の締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しきつ投票する締約国の代表によって投じられた票の量多数で、かつ過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

第31条 [委員の配分] 1. 委員会は、1の国民を2人以上含むことができない。

2. 委員会の選挙に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われることを並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

第32条 [任期] 1. 委員会の委員は、4年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに第30条4に規定する会合において議長によりくじ引で選ばれる。

2. 任期満了の際の選挙は、この部の前諸条の規定に従って行う。

第33条 [欠員の宣言] 1. 委員会の委員が一時的な不在以外の理由のためその職務を遂行することができなくなったことを他の委員が一致して認める場合には、委員会の委員長は、国際連合事務総長にその旨を通知するものとし、同事務総長は、当該委員の職が空席となつたことを宣言する。

2. 委員会の委員が死亡し又は辞任した場合には、委員長は、直ちに国際連合事務総長にその旨を通知するものとし、同事務総長は、死亡し又は辞任した日から当該委員の職が空席となつたことを宣言する。

第34条 [欠員の補充] 1. 前条の規定により空席が宣言された場合において、当該宣言の時から6箇月以内に交代される委員の任期が満了しないときは、国際連合事務総長は、この規約の各締約国にその旨を通知する。各締約国は、空席を補充するため、2箇月以内に第29条の規定により指名された者の氏名を提出することができる。

2. 国際連合事務総長は、1にいう指名された者のアルファベット順による名簿を作成し、この規約の締約国に送付する。空席を補充するための選挙は、この部の関連規定に従って行う。

3. 前条の規定により宣言された空席を補充するために選出された委員会の委員は、同条の規定により委員会における職が空席となつた委員の残余の期間在任する。

第35条 [報酬] 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

第36条 [便宜の提供] 国際連合事務総長は、委員会がこの規約に定める任務を効果的に遂行す

るために必要な職員及び便益を提供する。

第37条 [会合] 1. 国際連合事務総長は、委員会の最初の会合を国際連合本部に招集する。

2. 委員会は、最初の会合の後は、手続規則に定める時期に会合する。

3. 委員会は、通常、国際連合本部又はジュネーヴにある国際連合事務所において会合する。

第38条 [就任宣誓] 委員会のすべての委員は、職務の開始に先立ち、公開の委員会において、職務を公平かつ良心的に遂行する旨の厳肅な宣誓を行う。

第39条 [定足数・表決手続] 1. 委員会は、役員を2年の任期で選出する。役員は、再選されることができる。

2. 委員会は、手続規則を定める。この手続規則には、特に次のことを定める。

(a) 12人の委員をもって定足数とすること。

(b) 委員会の決定は、出席する委員が投する票の過半数によって行うこと。

第40条 [締約国の報告義務と「委員会」による検討] 1. この規約の締約国は、(a) 当該締約国についてこの規約が効力を生ずる時から1年以内に、(b) その後は委員会が要請するときに、この規約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を提出することを約束する。

2. すべての報告は、国際連合事務総長に提出するものとし、同事務総長は、検討のため、これらの報告を委員会に送付する。報告には、この規約の実施に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合にはこれらの要因及び障害を記載す

る。

3. 國際連合事務総長は、委員会との協議の後、報告に含まれるいずれかの専門機関の権限の範囲内にある事項に関する部分の写しを当該専門に送付することができる。

4. 委員会は、この規約の締約国が提出する報告を検討する。委員会は、委員会の報告及び適当と認める一般的な性格を有する意見を締約国に送付しなければならず、また、この規約の締約国から受領した報告の写しとともに当該一般的な性格を有する意見を経済社会理事会に送付することができる。

5. この規約の締約国は、4の規定により送付される一般的な性格を有する意見に関する見解を委員会に提示することができる。

第41条 [締約国の義務不履行と「委員会」の審議権] 1. この規約の締約国は、この規約に基づく義務が他の締約国によって履行されていない旨を主張するいずれかの締約国からの通報を委員会が受理しかつ検討する権限を有することを認めることを、この条の規定に基づいていつでも宣言することができる。この条の規定に基づく通報は、委員会の当該権限を自国について認める宣言を行った締約国による通報である場合に限り、受理しかつ検討することができる。委員会は、宣言を行っていない締約国についての通報を受理してはならない。この条の規定により受理される通報は、次の手続に従って取り扱う。

(a) この規約の締約国がこの規約を実施していないと認める場合には、書面による通知により、その事態につき当該他の締約国の注意を喚起することができる。通知を受領する国は、通知の受領の後3箇月以内に、当該事態につい

て説明する文書を、通知を送付した国に提供する。これらの文書は当該事態について既にとられ、現在とており又は将来ととることができる国内的な手続及び救済措置に、可能かつ適當な範囲において、言及しなければならない。

(b) 最初の通知の受領の後6箇月以内に当該事案が関係締約国双方の満足するように調整されない場合には、いずれの一方の締約国も、委員会及び他方の締約国に通告することにより当該事案を委員会に付託する権利を有する。

(c) 委員会は、付託された事案について利用し得るすべての国内的な救済措置がとられかつ尽くされたことを確認した後に限り、一般的に認められた国際法の原則に従って、付託された事案を取り扱う。ただし、救済措置の実施が不当に遅延する場合は、この限りでない。

(d) 委員会は、この条の規定により通報を検討する場合には、非公開の会合を開催する。

(e) (c) の規定に従うことの条件として、委員会は、この規約において認められる人権及び基本的自由の尊重を基礎として事案を友好的に解決するため、関係締約国に対してあっ旋を行う。

(f) 委員会は、付託されたいずれの事案についても、(b) にいう関係締約国に対し、あらゆる関連情報を提供するよう要請することができる。

(g) (b) にいう関係締約国は、委員会において事案が検討されている間において代表を出席させる権利を有するものとし、また、口頭又は書面により意見を提出する権利を有する。(h) 委員会は、(b) の通告を受領

した日の後12箇所以内に、報告を提出する。報告は、各事案ごとに関係締約国に送付する。

- (I) (e) の規定により解決に到達した場合には、委員会は、事実及び到達した解決について簡潔に記述したものを報告する。
- (II) (e) の規定により解決に到達しない場合には、委員会は、事実について簡潔に記述したものを報告するものとし、当該報告に関係締約国の口頭による意見の記録及び書面による意見を添付する。

2. この条の規定は、この規約の10の締約国が1の規定に基づく宣言を行った時に効力を生ずる。宣言は、締約国が国際連合事務総長に寄託するだのとし、同事務総長は、その写しを他の締約国に送付する。宣言は、同事務総長に対する通告によりいつでも撤回することができる。撤回は、この条の規定に従って既に送付された通報におけるいかなる事案の検討をも妨げるものではない。宣言を撤回した締約国による新たな通報は、同事務総長がその宣言の撤回の通告を受領した後は、当該締約国が新たな宣言を行わない限り、受理しない。

第42条 [特別委員会とその調停活動] 1.

(a) 前条の規定により委員会に付託された事案が関係締約国の満足するように解決されない場合には、委員会は、関係締約国の事前の同意を得て、特別調停委員会（以下「調停委員会」という。）を設置することができる。調停委員会は、この規約の尊重を基礎として当該事案を友好的に解決するため、関係締約国に対してあっ旋を行う。

(b) 調停委員会は、関係締約国が容認する5人の者で構成する。調停委員会の構成について3箇月以内に関係締約国が合意に達しない

場合には、合意が得られない調停委員会の委員については、委員会の秘密投票により、3分の2以上の多数による議決で、委員会の委員の中から選出する。

2. 調停委員会の委員は、個人の資格で、職務を遂行する。委員は関係締約国、この規約の締約国でない国又は前条の規定に基づく宣言を行っていない締約国の国民であってはならない。

3. 調停委員会は、委員長を選出し及び手続規則を採択する。

4. 調停委員会の会合は、通常、国際連合本部又はジュネーヴにある国際連合事務所において開催する。もっとも、この会合は、調停委員会が国際連合事務総長及び関係締約国との協議の上決定する他の適当な場所において開催することができる。

5. 第36条の規定により提供される事務局は、また、この条の規定に基づいて設置される調停委員会のために役務を提供する。

6. 委員会が受領しかつ取りまとめる情報は、調停委員会の利用に供しなければならず、また、調停委員会は、関係締約国に対し、他のあらゆる関連情報を提供するよう要請することができる。

7. 調停委員会は、事案を十分に検討した後に、かつ、検討のため事案を取り上げた後いかなる場合にも12箇月以内に、関係締約国に通知するため、委員会の委員長に報告を提出する。

(a) 12箇月以内に事案の検討を終了することができない場合には、調停委員会は、事案の検討状況について簡潔に記述したものを報告する。

(b) この規約において認められる人権の尊重を基礎として事案の友好的な解決に到達した場合には、調停委員会は、事実及び到達した解決について簡潔に記述したものを報告する。

(c) (b) に規定する解決に到達しない場合には、調停委員会の報告には、関係締約国間の係争問題に係るすべての事実関係についての調査結果及び当該事案の友好的な解決の可能性に関する意見を記載するとともに関係締約国の口頭による意見の記録及び書面による意見を添付する。

(d) (c) の規定により調停委員会の報告が提出される場合には、関係締約国は、その報告の受領の後3箇月内に、委員会の委員長に対し、調停委員会の報告の内容を受諾するかどうかを通告する。

8. この条の規定は、前条の規定に基づく委員会任務に影響を及ぼすものではない。

9. 関係締約国は、国際連合事務総長が作成する見積りに従って、調停委員会の委員に係るすべての経費を平等に分担する。

10. 国際連合事務総長は、必要なときは、9の規定による関係締約国の経費の分担に先立って調停委員会の委員の経費を支払う権限を有する。

第43条 [委員の特権・免除] 委員会の委員及び前条の規定に基づいて設置される調停委員会の委員は国際連合の特権及び免除に関する条約の関連規定に規定する国際連合のための職務を行う専門の便益、特権及び免除を享受する。

第44条 [他の国際条約による手続との関係] この規約の実施に関する規定は、国際連合及び専門機関の基本文書並びに国際連合及び専門機関

において作成された諸条約により又はこれらの基本文書及び諸条約に基づき人権の分野に関し定められた手続を妨げることなく適用するものとし、この規約の締約国間で効力を有する一般的な又は特別の国際取極による紛争の解決のため、この規約の締約国が他の手続を利用するなどを妨げるものではない。

第45条 [年次報告] 委員会は、その活動に関する年次報告を経済社会理事会を通じて国際連合総会に提出する。

第5部

第46条 [国連憲章及び専門機関の憲章との関係] この規約のいかなる規定も、この規約に規定されている事項につき、国際連合の諸機関及び専門機関の任務をそれぞれ定めている国際連合憲章及び専門機関の基本文書の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第47条 [天然の富及び資源の享有] この規約のいかなる規定も、すべての人民がその天然の富及び資源を十分かつ自由に享受し及び利用する固有の権利を害するものと解してはならない。

第6部

第48条 [署名・批准・加入・寄託] 1. この規約は、国際連合又はいずれかの専門機関の加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及びこの規約の締約国となるよう国際連合総会が招請する他の国による署名のために開放しておく。

2. この規約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

3. この規約は、1に規定する国による加入のために開放しておく。

4. 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託

することによって行う。

5. 国際連合事務総長は、この規約に署名し又は加入したすべての国に対し、各批准書又は各加入書の寄託を通報する。

第49条 [効力発生] 1. この規約は、35番目の批准又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後3箇月で効力を生ずる。

2. この規約は、35番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後3箇月で効力を生ずる。

第50条 [連邦国家に対する適用] この規約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用する。

第51条 [改正] 1. この規約のいずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、この規約の締約国に対し、改正案を送付するものとし締約国による改正案の審議及び投票のための締約国会議の開催についての賛否を同事務総長に通告するよう要請する。締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

2. 改正は、国際連合総会が承認し、かつ、この規約の締約国の3分の2以上の多数がそれぞれの国の憲法上の手続に従って受諾したときに、効力を生ずる。

3. 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は改正前のこの規約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第52条 [国連事務総長による通報] 第48条5の規定により行われる通報にかかわらず、国際連合事務総長は、同条1の規定するすべての国に対し、次の事項を通報する。

(a) 第49条の規定による署名、批准及び加入。

(b) 第9条の規定に基づきこの規約が効力を生ずる日及び前条の規定により改正が効力を生ずる日。

第53条 [正文] 1. この規約は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合に寄託される。

2. 国際連合事務総長は、この規約の認証謄本を第48条に規定するすべての国に送付する。以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて1966年12月19日にニューヨークで署名のために開放されたこの規約に署名した。

（署名欄は省略）



社会保障憲章

第10回世界労働組合大会
1982年2月10日～15日
ハヴァナ

前文

社会保障はすべての労働者の基本的権利をなしている。それは各国における諸闘争と経済的社会的発展に固く結びついている。それ故それは、新国際経済秩序及び資本主義諸国と第三世界の国々での男女のサービスにおける真の発展の必要性と結合した、労働者の労働、生活条件全体の改善、そして、国民経済の発展のための全般的闘争の中心部分となるものである。

社会保障制度の導入は、労働者階級が多年にわたって雇用主の搾取に反対しておこなってきた数えきれない統一したたかいの成果である。資本主義諸国における闘争の中で生みだされたこれらの勝利は、労働者の不断の行動と警戒によってのみ維持することができる。

20年前、第5回世界労働組合大会で採択された社会保障憲章は、これらの闘争に重要な役割を果たした。

これらの闘争のおかげで、多くの国々は社会保障の分野で重要な進歩をなしとげた。社会主义諸国に存在する社会保障制度は、雇用主の攻撃に反対してたたかい、労働者の保護の増大と労働、生活条件の改善に向けて努力している資本主義諸国、発展途上諸国の労働者を激励して

きた。これらの諸制度は引き続く発展と改善、全労働者を包括する広い範囲の保障、サービスと諸施策、労働者の給料の減額なしの国家融資、民主的な管理によって特徴づけられる。

70年代の終わり、そして、この10年の始まりに、社会保障の分野は、独占資本の危機とその諸結果によってもたらされた経済的諸問題の増大によって脅かされたし、今もなお脅かされている。失業、低賃金、労働強化、そして科学技術の進歩が人間とそのニーズに奉仕できるし且つ奉仕すべき時に雇用主のおこなう機械化とオートメーションの悪用が、資本主義諸国の労働者の生活条件の悪化を一層きわだたせている。軍備競争の負担は彼らの生活水準に重くのしかかり、社会的支出や給付の減額をひきおこしている。というのは、非軍事的予算は、軍事支出の増大を支持する独占と帝国主義者の圧力のもとで、これら諸国の政府によって絶えず削減あるいは帳消しにされているからである。同時に、資本主義諸国の危機の深化の影響は、社会生活の全分野で労働者に損害を与えるよう作用し、社会的基金から国内独占と多国籍独占の利潤への流用を引き起こす。このことは、主に公的資金からの独占への国家融資、保健サービス諸部門の、利潤追求目的のためのための独占による占有を容易にする民間化、そして、失業、労働災害等、本来雇用主によって負担されるべき諸費用のための国家予算の増大を通じておこ

なわれている。

発展途上国の状態はさらにもっと悪い。これらの国々は大量失業、貧困と飢餓、低い文化水準、不十分な教育の機会を伴った低開発経済を植民地時代から引き継いでいる。

これらの困難な状態の中で、労働者と労働組合は経済発展と自國天然資源に対する主権をめざす努力を支えている。自國天然資源はいまなお多国籍企業と共に新植民地主義政策をおしすめる資本主義諸国の独占によって略奪されている。

同時に労働者は、発展途上国においてなお低水準にある社会保障の改善と拡大を要求している。それは通常、国や公共部門の被用者や少数の産業プラントにおける熟練労働者等、一定の範囲の人々に限定されている。さらに、これらの努力は財政的手段の欠如によって妨げられ、発展途上国をも冒している対外負債と軍事支出の増大によって悪化させられている。不十分な経験や伝統、資格ある人員の不足が社会保障の発展のもう一つの障害となっている。

帝国主義に反対し、資本主義諸国の政策に反対するすべての国の労働者の統一したたかいこそこの困難な状況から脱出する唯一の道である。この闘争は、軍拡競争と新たな世界戦争の準備に反対し、全面完全軍縮、軍拡競争に浪費されている膨大な資源の平和的発展のための利用、発展途上諸国に諸権利の平等と後進性克服の可能性とを保障する新国際経済秩序の確立をめざしてたたかわなければならない。同時にこの闘争は、日常的かつ緊急の要求獲得のために資本主義国の雇用主に反対して、今日必要とする水準の賃金を伴った眞の社会政策をめざし、単なる緩和にとどまらず人間と社会の熱望を促進すること、すなわち80年代における人間社会の生活に対応した予防、保証、保障そして発展というその眞の役割を社会保障にあたえるこ

とをめざしてたたかわなければならない。

すべての富を創出する労働者に、単に社会的災厄が生じた時の補償だけでなく、その根底にある原因を最大限に取り除く労働、生活条件の保障に対する権利を実現すべき時がきている。

このため、この新しい社会保障憲章は、社会保障制度全体が基礎とする根本原則の一つとして、健康保護と安全な労働、生活条件を保障するために、あらゆる点で予防を協調している。

もう一つ社会保障にとって密接に関連している不可欠な保障は、働く権利と他の社会的諸権利、労働時間の短縮、見苦しくない住居と教育の機会のための規定を実施することである。これらの条件がなければ、社会保障は完全ではありませんといえないし保障されているとはいえない。

以上の事実をすべて考慮に入れて、第10回世界労働組合大会は、社会保障の一層の改善をめざす闘争において統一を激励し、促進するための労働者の要求の綱領としてこの新社会保障憲章を承認する。

I 生活の保障と社会的保護

社会的保護は、法律によって保障された政治経済レベルでの人権の表現である。

生活の保障と社会的保護は、労働組合運動によって擁護される以下の諸権利の実現をめざす労働者と労働組合の闘争と努力にかかっている。

1. 働く権利

国及び企業の社会経済政策は、完全雇用を確保して、人種、国籍、信条、年齢、性別、政治団体若しくは労働組合への加入、あるいはいかなるハンディキャップの存在にかかわりなく、

あらゆる人に働く権利を実現するための保障をつくり出すことに中心をおかなければならぬ。

働く権利はすべての国においてあらゆる差別規定を除去し、恣意的解雇からの保護を保障する法律によって認められなければならない。

働く権利の実現はあらゆる労働者にその能力と資格に応じた仕事とそれに照応した賃金を保障するものでなければならない。国家は公共事業によって、仕事を作り出すため直接イニシアティヴをとるべきである。適正な最低賃金が定められなければならない。

求職中の失業者への保護は卒業した青年も含め、失業給付の形で法律によって保障されなければならない。同時に、失業者とその家族は他のすべての危険に対して継続して社会保障の適用を受けられなければならない。失業給付額は賃金上昇及び生計費にスライドされなければならない。失業給付の権利は、ストライキあるいはその他の雇用主との闘争への参加を理由に、労働者に対し否定されてはならない。失業期間は年金のために考慮に入れられなければならない。失業者は権利を喪失することなく、社会保障の拠出を免除されなければならない。

2. 労働時間

労働時間は、労働者の健康を守り、政治的及び社会的生活、文化活動への参加を可能に生涯教育への機会をつくり出してその生活を豊かにするために、賃下げなしで漸次短縮されなければならない。

労働の性質及び労働条件が労働者の健康を危うくするところはどこでも、労働時間の大幅な短縮とより多くあるいはより長い休憩時間がなければならない。労働時間中、必要に応じて安価であったかい食事と飲み物を提供するための適切な協定がなされなければならない。

3. 休暇の権利

すべての労働者に対して年次有給休暇が法律で保障されなければならない。先任権や仕事の種類（有害あるいは過酷な）に応じて、就業しつつ技能の向上のため勉学している者や青年に対して、また他に社会的理由により正当化される場合に、追加的休暇が認められなければならない。

4. 教育と訓練の権利

人種、国籍、宗教、性別、政治的信条、社会的出身若しくはいかなるハンディキャップの存在にもかかわりなく、すべての人は、公的行政の枠内で国あるいは、雇用主の基金を財源として、以下のことが保障されなければならない。

——普通教育をうける権利。

——個人の選択と能力に応じて一定の職業のための初步的職業訓練をうける権利。

——再教育講習あるいは再訓練など、各種職業訓練を通して技能を向上させるための機会。

——全面的に人格を発達させる機会。

——初步的及びそれ以上の訓練期間中の各種補助金（減給なしの勤務時間内勉学のための補助金あるいは許可、有給教育休暇等）による物質的保障。

このために、成人の識字運動、無料の非宗教的初等教育の一般化、企業に付属するものも含め学校や職業訓練制度をさらに民主的にすること、漸次、中等教育の義務教育化を拡張することと並んで、こうしたシステムの運営への労働者、労働組合の参加を確保することによって好ましい条件をつくり出すことが必要である。このことが障害の性質により妨げられるとき、特別クラスが学校のなかに設置されなければならない。

5. 住宅の権利

労働者とその家族は、食料や飲料水の供給、交通、防音、学校、保健、社会文化センターなどの様々な要求に合った都市開発計画の枠内で、住み心地の良い、健康的な設備を提供されることによって、彼らの住宅の権利行使することが認められなければならない。家賃は、賃金水準と家族の扶養負担を考慮しなければならない。国は財産投機とはげしい家賃値上がりに対し適切な措置をとらなければならない。

必要ならば家族には、家族の規模や賃金水準などの客観的な基準にもとづいて定められた住宅補助金が認められなければならない。

6. 文化、余暇、スポーツの権利

休息、文化、余暇を享受する権利のために、適切な生活条件の中で、差別なしに、自由な時間を最大限に利用するための総合的な計画がなくてはならない。この目的のために、文化、余暇、スポーツ活動の最も多様な形態の発展がすべてのレベルであらゆる可能な手段によって維持されなければならない。文化、余暇、スポーツの分野で労働者やその家族のニーズや希望を満足させるために、必要な施設が公共、国、企業の基金で供給されなければならない。

それにもとづいて、様々な範囲の人々、とくに最も恵まれない人々が好ましい条件、適切な環境のもとで余暇を楽しめるよう、社会、健康、その他の面からしかるべき考慮がなされなければならない。

7. 女性の権利

女性が政治的、経済的、社会的、文化的生活と社会の中で十分な役割を果たすための諸条件が作られなければならない。

労働及び社会立法は、教育、労働、賃金、昇進、職業訓練と再訓練、技能向上等に関して、男性と平等の権利を女性に与えなければならぬ。女性は、妊娠及び育児期間中は保護され、有利な条件を与えられ、その職は保障されていなくてはならない。

養育中の子を持つ未婚、離婚、寡婦の母親は特別の保護を与えられなければならない。

働く女性、特に母親に対して労働と社会における完全な平等を実現するための真の可能性を保障することは、健康保護と労働の安全の両分野でそのための諸条件が作りだされなければならない、また同時に、社会的基盤が発展させられなければならないということを意味する。それゆえ雇用主や国の基金で子供のための社会的、レクリエーションおよびスポーツ施設と並んで就学前教育や学校教育施設をつくり（託児所、保育所、学校給食、子供のためのレジャー・ハウス、遊び場等）、同時に家事援助へのサービスを導入、拡大することが必要である。

8. 児童、青少年の保護

社会立法は児童、青少年の健全な肉体的、知的、道徳的発達のため、彼らの社会的保護に優先権を与えなければならない。また社会立法は、あらゆる社会的危険（疾病、事故、失業等）に対して、社会保障制度の一環として、彼等を保護しなければならない。

雇用立法は青少年の就労について年齢制限を規定し、児童を労働源として使用することを禁じなければならない。自由に普通教育や職業訓練を受けられろようにし、青少年の関心と能力に応じた職業選択を援助し、勉学や職業訓練過程を続けることを保障し、必要ならば再訓練を保障しなければならない。

健康で衛生的な環境が青少年には与えられなければならない。疲労、事故等の危険があつて

はならないし、過酷で、疲れる出来高払いの労働や夜間労働をさせてはならない。

雇い入れの際あるいは就業中、青少年に対し、いかなる形の差別もあってはならない。

労働者階級と最も恵まれない社会階層の子供は、社会、文化的及び社会・経済的不平等に反対する闘争の一部として彼等の身体的、知的、道徳的全才能を発達させる真の機会を与えられなければならない。

9. 移民労働者の権利

本国での政治的あるいは経済的理由によって仕事を求めて移住してきた労働者は、雇用された国の労働者と同じ権利を法的に保障されなければならない。

一定期間の仕事のために他国へ送られた労働者の労使関係、社会関係に関するすべての政府間あるいは国際協定は絶対に尊重されなければならない。移民労働者募集所の違法な取引と戦うことを目的とする処罰立法がなければならない。

Ⅱ 社会保障の基本的一般原則

総合的社会保障制度は以下の原則によって導かれなければならない。

——自分の労働によって生活するすべての人、一時的あるいは恒久的に仕事が見つけられず、または労働できなくなったすべての人及びそのすべての扶養家族は、社会保障の権利を法律で保障されなければならない。今日しばしば適用除外されている範疇の労働者（農業労働者、家事労働者、季節、臨時及び家内労働者、見習等を含む）、小農民、漁民、小作人、職人、専門職従事者、学生、自営業者に特別の注

意が払われなければならない。社会保障が適用されない範疇の人々のために独立した公的扶助制度があるところでは、この制度は漸次、社会保障制度にとりかえられなければならない。

——疾病、出産、障害、老齢、死亡、子供や他の扶養家族を伴う家族の経費の増加、労働災害、職業病、失業等、その原因と理由にかかわりなく、保護あるいは社会的援護が必要なあらゆる場合及びすべての危険が考慮されなければならない。新たに発生するニーズはその都度満たされなければならない。

——すべての人は、あらゆる場合に国の社会、保健サービスを通してであれ、あるいは、社会保障制度そのものによってであれ、無料の予防措置と医療、リハビリテーションを保障されなければならない。それは病気と死に関連した社会経済的不平等を改めるための活動の推進力でなければならない。

——社会政策の観点から、すべての人は、生計費、賃金及び必須の社会的ニーズの増大にスライドされた現金及び現物による給付によって、見苦しくない生活水準を保障されなければならない。この社会政策は、不公正な課税、特に最も貧困な者に対する課税によって効果が失われるようなことがあってはならない。

——社会保障の権利は人種、国籍、宗教、性別、年齢、職業にもとづく差別なく、万人に平等でなければならない。また生産部門（民間あるいは公共の）若しくは国民的出身にもとづく差別があってはならない。異なる社会保障制度をもつ国々では、最高の保護と最も好ましい条件の制度を基礎として諸制度を調和させる試みがなされなければならない。

——立法は、権利行使を妨げることのないようにできる限りわかりやすいことが重要である。労働者は一旦なされた決定に対し争訟を提起する権利を有しなければならない。

——社会保障の財源は主として雇用主により、特に利潤からの控除を通じてまかなわれなければならない。財源はまた国によっても供給されるべきである。このようにして、受給者による財政負担の完全なる除去を徐々に達成することが可能となろう。完全な社会保障に対するすべての権利の承認は、雇用主と国による社会に対する責任として法律によって定められなければならない。

——社会保障は民主的方法で運営されなければならない。これは代表的労働組合組織がそれを管理しなければならないことを意味する。代表的労働組合組織は、もっともよく社会的ニーズを見出しありきりさせることができ、したがって、そうしたニーズにこたえるための社会的保護政策を作成することができる。この民主的運営は、労働者の代表が組織のあらゆるレベルで労働者により選出されることを意味する。国の管理はあとの段階でのみおこなわれなければならないらず、こうして労働者に属する社会的基金の運営と分配の責任は代表的労働組合組織委ねられなければならない。

III 社会保障の適用を受ける 社会的責任と危険

世界のすべての国々におけるダイナミックな科学・技術の発展という条件のもとで、労働条件と労働環境の改善、環境の保護と天然資源の合理的利用は、現代社会の社会的、経済的発展政策の必要不可欠の部分とされなければならない。産業廃棄物による環境汚染に反対し、天然資源の略奪に反対して不斷にたたかい、また、人体へのすべての有害な影響を減少させあるいは除去するために可能なすべてのことをすることが必要である。

1 保健、衛生と労働安全

労働者の肉体的、精神的健康の保護を保障するため、雇用主と国は、自らの費用で監督と恒常的規制を含む、安全措置の総合的な制度を提供しなければならない。同時に雇用主と国は、労働不能になった原因及び仕事中に起きた他のいかなる災害の原因についてもその調査に最大の注意を払わねばならない。そして雇用主と国は、すべての職場がこのため必要な技術的設備と熟練した要因をもつことを保障しなければならない。

労働者の生活と健康に影響を及ぼす様々な職業上の危険を防止するために不断の調査がおこなわれるよう保障することは雇用主と国の責任である。こうした調査は、機械、装置、建物の設計段階、あるいは新しい生産技術等を導入する際に考慮されなければならない。危険な生産物やイオン放射線からの危険について最大限可能な知識を得るために調査が実施されなければならない。これらの生産物を扱いあるいはこれに近づく労働者のために採られるべき防護措置はすべての雇用主にとって強制的なものでなければならない。これらの分野での科学的技術的調査で得られた結果は、ただちに利用されて直接労働安全と労働条件の改善及び労働災害と職業病の予防につながるように保障する措置がとられなければならない。以上のことは、これらの問題を扱うすべての機関への労働者代表の効果的参加によって実施されなければならない。

企業内で労働者は、代表的労働組合組織によって提出されたリストから、健康と安全に責任を負う委員会への自らの代表を選出する。労働者は、作業に必然的に伴う危険に関するすべての科学的調査について知らされていなければならぬ。労働者はこれらの危険に対する最大限の保護を獲得しなければならない。労働者

は、労働に固有ないかなる危険についても調査の実施を要求できなければならない。健康、安全監督官及び社会保障委員と協力して、労働者は効果的な安全予防措置を講ずることとその適用につき監督しなければならない。労働者は、衛生と安全に関する規則が雇用主によって守られない場合、彼らの健康若しくは生命が危険であると思われるならば、制裁または差別を受けることなく、仕事を停止する法的手段を持たなければならない。

衛生、安全規則は厳格に実施されなければならない。規則は、雇用主は衛生、安全基準に従うべきこと、規則に違反した場合、特にそれが環境に有害な影響を及ぼす場合（大気や水の汚染、植物相及び動物相の破壊等）は雇用主に制裁、刑罰が科せられるべきことを明記しなくてはならない。

産業医は、彼らの雇用者から独立していかなければならない。そして、労働者の健康を守るために、労働場所、様々な労働形態、労働者が仕事を行う方法及び労働安全の問題につき完全な知識が得られるように、時間及び調査方法について、自由に仕事を組織することができなければならぬ。産業医の数やその権利は厳密に定められ、状況に応じて改善されなければならない。

2 疾病保険

労働者、年金生活者及びその家族は、その原因が何であれ、病気の際はいつでも、予防、治療、リハビリテーションの医療措置を受ける権利がある。これらの措置は無料でかつ無制限または無条件でおこなわなければならない。

一時的な労働不能の場合は、病気の最初の日から完全に回復する時まで、あるいは本人が障害年金の権利を得る時まで現金給付が労働者に支払われなければならないし、関係者は生活水

準の低下をこうむってはならない。法律は、徐々に、労働者が自分の家族構成員の世話をしなければならない期間、現金給付を保障していくようにしなければならない。

3 労働災害や職業病の場合の保護

職場で、あるいは仕事の行き帰りの事故を含んで、仕事に関係して起こったいかなる健康上の危険も——肉体的であれ、精神的であれ——職業上の危険として認められなければならない。

職業病として公式に登録されているものやその国の法律によって職業病と認められる心身の苦痛はいかなるものも、雇用主によって、職業病として認められなければならない。

職業病のリストは、新しい生産技術や生産方法の導入と使用から起る新しい苦痛や、最近の調査によつていくつかの職場、または、一定の仕事や労働条件の性質に原因を有するとされている新たな病気を考慮に入れて、定期的に更新されなければならない。

労働災害や職業病の犠牲者には現在の収入と等しい完全な補償が支払われなければならない。

一時的な労働不能の場合は、現金給付は、労働不能の最初の日から支払われ、完全に治ゆしあるいは障害年金の権利を得るまでの全治療期間、支払われ続けなければならない。その現金給付は、労働者の従前の生活水準の維持を保障するものでなければならない。部分的あるいは完全な機能障害の場合は、年金と給料と労働不能の程度にもとづいて計算して与えられなければならない。部分的な機能障害を有する場合は年金に加えて、労働者は賃金の減少を伴うことなく能力に応じた雇用を保障されなければならない。

医療、リハビリテーション、職業訓練と再訓

練、義肢、あるいはリハビリテーションに必要なその他の備品は無料かつ無制限で与えられなければならない。

労働組合機関は職業病や労働災害の原因についての調査や補償の額や形態の決定に参加できなければならない。

4 母性の保護

妊娠中、出産及び産後の女性と新生児や乳児は無料で医療を受けられなければならない。女性はまた乳児用品を買うための出産手当の権利を有する。さらに女性労働者は産前産後の有給出産休暇の権利をもたなければならない。

出産手当の権利の決定において、単身の母親や複数出産には付加的給付が支払われなければならない。

5 子どものいる家族

真の家族手当政策は、子どものための追加的支出の補償がそれぞれの子どもについて十分な額の給付としておこなわれ、且つ、適当な税の軽減によって一人当たりの家族所得が他の階層の人々と比較して見苦しくない生活水準を保障するものとなることを要求している。この政策は、社会保障部門と国によって、共同的且つ、相互補完的な基礎にたって実施されなければならない。これらすべての措置は、国によって採用された人口政策とは独立しておこなわなければならない。

家族手当は子どもが職業につく準備が終わるまで支給されなければならない。

現金による家族手当の額は、家族手当の実質的な価値が保持されるために、賃金と生計費指數に連動されなければならない。

法律が保障する家族手当制度は、家族扶養の責任が一人の肩にかかっている片親世帯にとく

、家族が本国に残っている移民労働者は、働いている国の市民と同じ家族手当を受けられなければならない。

6 障害と老齢

年金制度は老齢者や障害をもつ市民が労働生活をやめたあとも、尊厳をもって生活できる権利を保障しなければならない。年金制度は余暇の有益な活動や他の活動をおこなうに必要なものを満たすものでなければならない。完全な年金を受給する権利をもつ年齢は、男性60歳、女性や困難な条件、あるいは健康を害するような条件で働いている人々は55歳にするべきである。年金の額は受給者が満足のいく生活水準を保障するものでなければならない。外部からの援助なしではやっていくことの出来ない人々は、彼らの特殊な諸条件から生じる高い支出を補うための付加的給付をうけられなければならない。

労働者が完全な年金受給資格を取得するための規定年数労働していない場合、尊厳ある生活を送る手段を保障する最低年金が支給されなければならない。これはまだ若年のころから支払われる障害年金に対しても適用されるべきである。

老齢年金と障害年金は、その実質的な価値が保持されうるために、体系的に生計費と賃金指數に連動されるべきである。

社会立法は障害をもつ市民や老齢の市民が望む場合には彼らが働く権利行使し、労働の過程に参加することを認めなければならない。

法律は、職業活動に再び参加できるように、無料の、リハビリテーション療法、職業訓練と再訓練、義肢や他の必要なものについての権利をもつ人々に保障しなければならない。また法律は、彼らの能力に応じ、その資格に応じて支

扱われる仕事を保障しなければならない。

国の社会政策は老齢の市民、ハンディキャップや障害を持つ市民のための様々なサービスの発展をめざさなければならない。彼らは住宅、交通、余暇時間の完全な活用の権利を保障されなければならない。これらのサービスを達成するために必要な措置は、都市開発プログラムに含まれていなければならない。この都市開発プログラムは、構造上あるいは経済上の理由（高すぎる家賃）により利用不能になるというよう、これらの市民に対する差別を避けなければならない。

7 遺族に対する年金と葬祭手当

孤児若しくは片親の子を含むすぐ身近の家族及び死亡した者に扶養されていた家族は、年齢や親族関係における法律上の地位による制約なしに年金を受ける権利がある。年金の額は満足のいく生活水準を保障するものでなければならない。

ない。

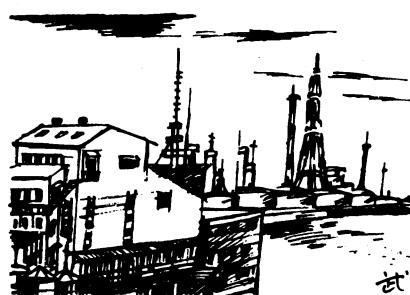
さらに法律は付加的な寡婦（あるいは寡夫）年金と独自の所得（給料、老齢年金）を得る可能性を排除してはならない。

遺族年金は、その実質的な価値を保持するために生計費と賃金指数に連動されなければならない。

埋葬や火葬費用をまかなく適切な葬祭手当が遺族に支給されなければならない。

各国労働者の闘争の経験をもとに、第10回世界労働組合大会は、労働者や労働組合が社会保障改善のために統一行動の組織化をさらに進める可能性が大いにあると確信している。これらの行動を通じて労働者は生活水準の向上と社会進歩のための統一闘争の効果的な文書としてこの最新の社会保障憲章を発展させることができる。

(社会保障研究会・若手部会訳)



ILOの主な社会保障関係條約

社会保障の最低基準 に関する条約 <第102号>

国際労働機関の総会は、
理事会によりジュネーヴに招集されて、1952年6月4日にその第35回会期として会合し、この会期の議事日程の第5議題である社会保障の最低基準に関する諸提案の採択を決定し、それらの提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定したので、1952年の社会保障（最低基準）条約と称する次の条約を1952年6月28日に採択する。

第1部 一般規定

第1条 1. この条約において、

- (a) 「所定の」とは、国内の法令によって又はこれに基いて決定されたことをいう。
- (b) 「居住」とは、加盟国の領域内の通常の居住をいい、「住民」とは、加盟国の領域内に通常居住する者をいう。
- (c) 「妻」とは、その夫によって扶養されている妻をいう。

(d) 「寡婦」とは、その夫の死亡当時夫によって扶養されていた女子をいう。

(e) 「子」とは、別に定めるところにより、学校卒業年齢未満又は15歳未満の子をいう。

(f) 「資格期間」とは、別に定めるところにより、きよ出期間、雇用期間若しくは居住期間又はこれらの組合せをいう。

2. 第10条、第34条において、「給付」とは、医療の形式による直接給付又は関係者が負担した費用の償還からなる間接給付をいう。

第2条 この条約の適用を受ける加盟国は、次に掲げるものを実施しなければならない。

(I) 第1部

(II) 第4部、第5部、第6部、第9部及び第10部のうち少なくとも一つの部を含めて、第2部、第3部、第4部、第5部、第6部、第7部、第8部、第9部及び第10部のうち少なくとも三つの部

(III) 第11部、第12部及び第13部の関係規定

(IV) 第14部

その批准に際し、第2部から第10部までのうちいずれの部についてこの条約の義務を受諾するかを指定しなければならない。

第3条 1 経済及び医療施設が充分に発達していない加盟国は、権限のある機関が必要と認める場合及び必要と認める期間、その批准に附する宣言により、第9条(d)、第12条2、第15

条（d）、第18条2、第21条（c）、第27条（d）、第33条（b）、第34条3、第41条（d）、第48条（c）、第55条（d）及び第61条（d）に定める暫定的例外規定を利用することができる。

2. 本条1により宣言を行った加盟国は、国際労働機関憲章第22条に基いて提出するこの条約の適用に関する年次報告において、この条約の例外規定で自国が利用しているものについて次のことを述べなければならない。

(a) 例外規定を利用する理由が存続していること。又は

(b) 当該例外規定を利用する権利を一定の日以後放棄すること。

第4条 1 この条約を批准した加盟国は、その後において、この条約第2部から第10部までのうち、その批准に際し指定しなかった一又は二以上の部についてこの条約の義務を受諾する旨を国際労働事務局長に通告することができる。

2 本条1に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、且つ、通告の日から批准と同一の効力を有する。

第5条 加盟国は、その批准によって適用すべきこの条約の第2部から第10部までのいづれかの部の適用上、被用者又は住民の特定の比率以上を構成する所定の階層の者を保護しなければならない場合には、その部を適用することを約束するに先だって、所定の階層の者がこの比率に達していることを確認しなければならない。

第6条 加盟国は、この条約の第2部、第3部、第4部、第5部、第8部（医療に関してのみ）、第9部又は第10部の適用上、被保護者に対し国内の法令により強制的なものとされていない次の保険で行われる保護を考慮に入れることができる。

(a) 公の機関が監督し、又は所定の基準に

従って使用者及び労働者が共同で運営し、

(b) 熟練男子労働者の所得をこえない所得者の大部分に適用され、且つ、

(c) 適当な場合には他の形式の保護と組み合わせて、この条約の関係規定を実施するもの

第2部 医 療

第7条 この条約のこの部の適用を受ける加盟国は、この部の次の諸条に従って、被保護者の状態が予防的又は治療的性質の医療を要する場合には、その者に対して給付の支給を確保しなければならない。

第8条 適用を受ける事故は、原因のいかんを問わないすべての病的状態並びに妊娠、分娩及びこれらの結果とする。

第9条 被保護者は、次の者のいづれかとする。

(a) すべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の階層の被用者並びにこれらの者の妻及び子

(b) すべての住民の20パーセント以上を構成する所定の階層の経済的か働く人口並びにこれらの者の妻及び子

(c) すべての住民の50パーセント以下を構成する所定の階層の住民

(d) 第3条によって行われた宣言が適用される場合には、20人以上を使用する事業場におけるすべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の階層の被用者並びにこれらの者の妻及び子

第10条 1. 給付は、少なくとも次のものを含まなければならない。

(a) 病的状態の場合には、

(1) 一般医の診療（往診を含む。）

(2) 病院における専門医の入院患者及び外来患者にたいする診療並びに病院外で行われる専

門医の診療

- (3) 医師その他資格のある者が処方する欠くことのできない薬剤
- (4) 必要がある場合の入院

(b) 妊娠、分べん及びこれらの結果の場合には、

(1) 医師又は資格のある助産婦による分べん介助及び産前産後の手当

(2) 必要がある場合の入院

2. 受給者が病的状態について受ける医療の費用は、受給者又はその扶養者に分担させることができる。この費用の分担に関する規則は、過重な負担を避けるように考慮しなければならない。

3. 本条によって支給される給付は、被保護者の健康労働能力及び自己の用を弁ずる能力を維持し、回復し、又は増進するため支給しなければならない。

4. 給付を管理する機関又は官庁は、適當と認められる手段により公の機関又は公の機関の認める他の団体によって被保護者の使用のために設けられた一般保健施設を被保護者が利用することを奨励しなければならない。

第11条 第10条に掲げる給付は、適用を受ける事故が発生した場合には、濫用を避けるため必要と認められる資格期間を被保護者又は扶養者が満たしたときは、少なくともその被保護者に対して確保しなければならない。

第12条 1. 第10条に掲げる給付は、適用を受ける事故の全期間にわたって支給しなければならない。但し、病的状態については、給付の期間は、それぞれ26週に制限することができるが給付は、疾病給付が引き続いて支払われている間は、停止してはならず且つ、長期の療養が必要であると認められる所定の疾病については、前期の期間を延長する規定を設けなければならない。

2. 第3条によって行われた宣言が適用される場合には、給付の期間は、それぞれ13週に制限することができる。

第3部 疾病給付

第13条 この条約のこの部の適用を受ける加盟国は、この部の次の諸条に従って、被保護者に対して疾病給付の支給を確保しなければならない。

第14条 適用を受ける事故は、国内の法令の定めるところにより、病的状態に起因し、且つ、所得の停止を伴う労働不能とする。

第15条 被保護者は、次のいずれかとする。

(a) すべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の階層の被用者

(b) すべての住民の20パーセント以上を構成する所定の階層の経済的労働人口

(c) 事故期間中におけるその資産が第67条の要件に従って定められる限度をこえないすべての住民

(d) 第3条によって行われた宣言が適用される場合には、20人以上を使用する事業場におけるすべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の階層の被用者。

第16条 1. 被用者の階層又は経済的労働人口の階層が保護される場合には、給付は、第65条又は66条の要件に従って計算される定期的支払金とする。

2. 事故期間中におけるその資産が所定の限度をこえないすべての住民が保護される場合には、給付は、第67条の要件に従って計算される定期的支払金とする。

第17条 第16条に掲げる給付は、適用を受ける事故が発生した場合には、濫用を避けるため必要と認められる資格期間を被保護者が満たしたときは、少なくともその者に対して確保しなけ

ればならない。

第18条 1. 第16条に掲げる給付は、適用を受ける事故の全期間に亘って支給しなければならない。但し、給付の期間は各疾病について26週に制限することができるが、この場合には、給付は、所得の停止の最初の3日間について支給しないことができる。

2. 第3条によって行われた宣言が適用される場合には、給付の期間は次のきかんに制限することができる。

(a) 1年間に疾病給付の支給される総日数がその1年間に於る被保護者の平均数の10倍以上になる期間、又は

(b) 各疾病について13週。但し、この場合には、給付は所得の停止の最初の3日間について支給しないことができる。

第4部 失業給付

第19条 この条約のこの部を適用を受ける加盟国は、この部の次の諸条に従って被保護者に対して失業給付を確保しなければならない。

第20条 適用を受ける事故は、国内の法令の定めるところにより、労働能力を有し、且つ、労働に従事しうる状態にある被保護者が適当な職業につくことができないことによる所得の停止を含む。

第21条 被保護者は、次の者のいずれかとする。

(a) すべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の階層の被用者。

(b) 事故期間中におけるその資産が第67条の要件に従って定められる限度をこえないすべての住民

(c) 第3条によって行われた宣言が適用される場合には、20人以上を使用する事業場におけるすべての被用者の、50パーセント以上を構成

する所定の階層の被用者。

第22条 1. 被用者の階層が保護される場合には、給付は、第65条又は第66条の要件に従って計算される定期的支払金とする。

2. 事故期間中におけるその資産が所定の限度をこえないすべての住民が保護される場合には、給付は、第67条の要件に従って計算される定期支払金とする。

第23条 第22条に掲げる給付は、適用を受ける事故が発生した場合には、濫用をさけるため必要と認められる資格期間を被保護者が満たしたときは、少なくともその者に対して確保しなければならない。

第24条 1. 第22条に掲げる給付は、事故の全期間にわたって支給しなければならない。但し、給付の期間は次の期間に制限することができる。

(a) 被用者の階層が保護される場合には、11箇月の期間のうち13週、又は

(b) 事故期間中におけるその資産が所定の限度をこえないすべての住民が保護される場合には、12箇月の期間のうち26週

2. 給付の期間をきよ出期間の長さ及び（又は）所定の期間内に既に受けた給付に従って変更することを国内の法令で定めている場合において、給付の平均期間が12箇月のうち少くとも13週であるときは、1.aの規定は満たされたものとする。

3. 給付は、所得の停止の都度最初の7日の待期間について支給しないことができる。但し、所定の期間をこえない一時的就業の前後に於ける失業日数は後記の所得の停止の一部として計算する。

4. 季節的労働者については、給付の期間及び待期間をその雇用条件に適合させることができる。

第5部 老 齢 給 付

第25条 この条約のこの部の適用を受ける加盟は、この部の次の諸条に従って、被保護者に対して老齢給付の支給を確保しなければならない。

第26条 1. 適用を受ける事故は、所定の年齢をこえる生存とする。

2. 所定の年齢は、65歳又は権限のある機関が当該国の老齢者の労働能力を適切に考慮して定める年齢をこえてはならない。

3. 給付を受ける資格を有する者が所定の有償活動に従事している場合における給付の停止並びに、給付がきよ出制のときに受給者の所得が所定額を超過する場合及び給付が無きよ出制のときに受給者の所得若しくは他の資産又はこれらの合計が所定額を超過する場合における給付の減額については、国内の法令で限定することができる。

第27条 被保護者は、次の者のいずれかとする。

(a) すべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の階層の被用者。

(b) すべての住民の20パーセント以上を構成する所定の階層の経済的か働く人口

(c) 事故機関中におけるその資産が第67条の要件に従って定められる限度をこえないすべての住民

(d) 第3条によって行われた宣言が適用される場合には、20人以上を使用する事業場におけるすべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の階層の被用者。

第28条 給付は、次の方法で計算される定期的支払金とする。

(a) 被用者の階層又は経済的か働く人口の階層が保護される場合には、第65条又は第66条の要件に従う方法

(b) 事故期間中におけるその資産が所定の限度をこえないすべての住民が保護される場合には、第67条の要件に従う方法。

第29条 1. 第28条に掲げる給付は、適用を受ける事故が発生した場合には、少くとも次の者に対して確保しなければならない。

(a) 所定の規則に従って、事故の発生前に、きよ出若しくは雇用については30年又は居住については20年の資格期間を満たした被保護者、又は

(b) 経済的活動に従事するすべての者が原則として保護される場合には、きよ出についての所定の資格期間を満たした被保護者で、この者について所定の年平均回数のきよ出金がその労働年齢にあった間に支払われたもの。

2. 1.に掲げる給付がきよ出又は雇用についての最少期間の満了を条件とする場合には、少なくとも次の者に対して減額給付を確保しなければならない。

(a) 所定の規則に従って、事故の発生前に、きよ出又は雇用についての15年の資格期間を満たした被保護者、又は

(b) 経済的活動に従事するすべての者が原則として保護される場合には、きよ出についての所定の資格期間を満たした被保護者で、この者について本条1. b の所定の年平均回数の2分の1のきよ出金がその労働年齢にあった間に支払われたもの。

3. 第11部の要件に従い、且つ、その部の附表に掲げる関係標準受給者に関する百分率から10を減じて計算した給付が、きよ出若しくは雇用について10年又は居住については5年を所定の規則に従って満たした被保護者に対して少くとも確保される場合には、本条1.の要件は満たされたものとみなす。

4. 減算した百分率に対応する給付に関する資格期間がきよ出又は雇用について10年をこえる

が30年に満たない場合には第11部の附表に掲げる百分率について比例的減算を行うことができる。但し、この資格期間が15年をこえる場合には減額給付を本条2.に従って支払わなければならない。

5. 本条1.3.又は4.に掲げる給付がきよ出又は雇用についての最少期間の満了を条件とする場合には、この条件のこの部の適用に關係のある規定が実施された時に老齢であったため本条2.の所定の条件を満たさなかった被保護者に対し、減額給付を所定の条件で支払わなければならない。但し、通常の年令をこえる老齢者に対し本条1.3.又は4.の規定に従った給付が確保されている場合はこの限りではない。

第30条 第28条及び第29条に掲げる給付は、事故の全期間にわたって支給しなければならない。

第6部 業務災害給付

第31条 この条約のこの部の適用を受ける加盟国は、この部の次の諸条に従って、被保護者に対して業務災害給付の支給を確保しなければならない。

第32条 適用を受ける事故は、業務に起因する災害又は所定の疾病による次のものとする。

(a) 病的状態

(b) 国内の法令の定めるところにより前記の状態に起因し、且つ、所得の停止を伴う労働不能。

(c) 所得能力の全部喪失若しくは所定の程度をこえるこの能力の一部喪失で永久的なものと虞のあるもの又は身体機能の相当喪失。

(d) 扶養者の死亡の結果その寡婦又は子が被る扶養の喪失。但し、寡婦については、給付を受ける権利は国内の法令に従って寡婦が自活することができないと推定されることを条件と

することができる。

第33条 被保護者は、次の者とする。

(a) すべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の階層の被用者並びに、扶養者の死亡に関する給付については、その妻及び子
(b) 第3条によって行われた宣言が適用される場合には、20人以上を使用する事業場におけるすべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の階層の被用者並びに、扶養者の死亡に関する給付については、その妻及び子。

第34条 1. 病的状態については、給付は、本条2.及び3.に掲げる医療とする。

2. 医療は、次のものを含む。

(a) 一般医及び専門医による入院患者及び外来患者に対する診療（往診を含む。）
(b) 歯科診療
(c) 家庭又は病院その他の医療施設における看護

(d) 病院、回復期療養所、サナトリウムその他の医療施設における療養

(e) 歯科治療材料、薬剤その他の内科用及び外科用の治療材料（補装具及びその修理を含む。）並びに眼鏡

(f) 医業に関連があると法律上認められる他の職業に従事する者が医師又は歯科医の監督の下に行う治療

3. 第3条によって行われた宣言が適用される場合には、医療は、少なくとも次のものを含まなければならない。

(a) 一般医診療（往診を含む）

(b) 病院における専門医の入院患者および外来患者に対する診療並びに病院外で行われる専門医の診療

(c) 医師その他資格のある者が処方する欠くことのできない薬剤。

(d) 必要がある場合の入院

4. 前諸項に従って定めた医療は、被保護者の

健康、労働能力及び自己の用を弁ずる能力を維持し、回復し、又は増進するために支給しなければならない。

第35条 1. 医療を管理する機関又は官庁は、身体障害者を適当な業務に再びつかせるため、一般職業更生施設と隨時協力しなければならない。

2. 前記の機関又は官庁は、国内の法令に基き身体障害者の職業更生に関する規定を設けることができる。

第36条 1. 労働不能、永久的なものとなる虞のある所得能力の全部喪失、身体機能の相当喪失又は扶養者の死亡についての給付は第65条又は第66条の要件に従って計算される定期的支払金とする。

2. 永久的なものとなる虞のある所得能力の一部喪失又は身体機能の相当喪失について支払うべき給付は所得能力の全部喪失又は身体機能の相当喪失について定められる定期的支払い金に対する比率の定期的支払金とする。

3. 次の場合には、定期的支払金を一時金に振り替えることができる。

(a) 不能の程度が軽微な場合、又は
(b) 一時金が適当に使用されることを権限のある機関が確認する場合。

第37条 第34条及び第36条に掲げる給付は、適用を受ける自己が発生した場合において、被保護者が災害発生の当時又は疾病にかかった当時加盟国の領域内で雇用されていたときは、少なくともその被保護者に対しまた扶養者に対しました扶養者の死亡に関する定期的支払金については、少なくともその寡婦及び子に対して確保しなければならない。

第38条 第34条及び第36条に掲げる給付は、事故の全期間にわたって支給しなければならない。但し、労働不能についての給付は、所得の停止の都度最初の3日間について支給しないこ

とができる。

第7部 家族給付

第39条 この条約のこの部の適用を受ける加盟国は、この部の次の諸条に従って、被保護者に對して家族給付の支給を確保しなければならない。

第40条 適用を受ける事故は、所定の子に対する扶養の義務とする。

第41条 被保護者は次の者のいずれかとする。

(a) すべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の階層の被用者

(b) すべての被用者の20パーセント以上を構成する所定の階層の経済的か働く人口

(c) 事故期間中におけるその資産が所定の限度をこえないすべての住民

(d) 第3条によって行われた宣言が適用される場合には、20人を使用する事業場におけるすべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の階層の被用者

第42条 給付は、次のもののいずれかとする。

(a) 所定の資格期間を満たした被保護者に支給される定期的支払金。

(b) 子に対し又は子に関して与えられる食糧、衣料、住宅、休日又は家事手伝い。

(c) a及びbの組合せ

第43条 第42条に掲げる給付は、別に定めるところにより、きよ出若しくは雇用については3箇月又は居住については1年の資格期間を所定の期間中に被保護者が満たしたときは、少なくともその者に對して確保しなければならない。

第44条 第42条に従って被保護者に對し支給される給付の総額は、次の金額とする。

(a) 第66条に定める規則に従って決定する普通成年男子労働者の賃金の3パーセントにすべての被保護者の子の総数を乗じたもの、または

(b) 前記の賃金の1.5パーセントにすべての住民の子の総数を乗じたもの。

第45条 給付は、定期的支払金である場合には、事故の全期間にわたって支給してなければならない。

第8部 母 性 給 付

第46条 この条約のこの部の適用を受ける加盟国は、この部の次の諸条に従って、被保護者に対して母性給付の支給を確保しなければならない。

第47条 適用を受ける事故は、妊娠、分べん及びこれらの結果並びに国内の法令の定めるところにより、それに起因する所得の停止とする。

第48条 被保護者は、次のいずれかとする。

(a) すべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の階層の被用者のうちのすべての女子及び、母性医療給付については、これらの階層に属する男子の妻。

(b) すべての住民の20パーセント以上を構成する所定の階層の経済的か働人口に属するすべての女子及び、母性医療給付については、これらの階層に属する男子の妻。

(c) 第3条によって行われた宣言が適用される場合には、20人以上を使用する事業場におけるすべての被用者50パーセント以上を構成する所定の階層の被用者のうちすべての女子及び母性医療給付については、これらの階層に属する男子の妻。

第49条 1. 妊娠、分べん及びこれらの結果についての母性医療給付は、本条2.及び3.に掲げる医療とする。

2. 医療は少なくとも次のものを含まなければならぬ。

(a) 医師又は資格のある助産婦による分べんの介助及び産前産後の手当。

(b) 必要がある場合の入院。

3. 本条2.に掲げる医療は、保護を受ける女子の健康、労働能力及び自己の用を弁ずる能力を維持し、回復し、又は増進するため支給しなければならない。

4. 母性医療給付を管理する機関又は官庁は、適當と認められる手段により公の機関、又は公の機関の認める他の団体よつて被保護者の使用のために設けられた一般保健施設を被保護者が利用することを奨励しなければならない。

第50条 妊娠、分べん及びこれらの結果に起因する所得の停止については、給付は、第65条又は第66条の要件に従つて計算される定期的支払金とする。定期的支払金の額は、事故の期間中その平均額が前記の要件に従うことを条件として、増減することができる。

第51条 第49条及び第50条に掲げる給付は、適用を受ける事故が発生した場合には、濫用を避けるため必要と認められる資格期間を保護を受ける階層に属する女子が満たしたときは、少なくともその者に対して確保しなければならない。また第49条に掲げる給付は保護を受ける階層に属する男子が前記の資格期間を満たした場合には、その妻に対して確保しなければならない。

第52条 第49条及び第50条に掲げる給付は、事故の全期間にわたって支給しなければならない。但し、定期的支払金については、国内の法令が12週以上の休業期間を要求し又は認めていいる場合を除き、12週に制限することができるが、国内の法令が12週以上の休業期間を要求し又は認めている場合には、この休業期間に満たない期間に制限することはできない。

第9部 廃 疾 給 付

第53条 この条約のこの部の適用を受ける加盟

国は、この部の次の諸条に従って、被保護者に對して廃疾給付の支給を確保しなければならない。

第54条 適用を受ける事故は、有償活動への所定の程度の就業不能で永久的なものとなる虞あるもの又は疾病給付の終了後も存続するものとする。

第55条 被保護者は、次のいずれかとする。

(a) すべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の階層の被用者。

(b) すべての住民の20パーセント以上を構成する所定の階層の経済的か働人口。

(c) 事故期間中におけるその資金が第67条の要件に従って定められる限度をこえないすべての住民。

(d) 第3条によって行われた宣言が適用される場合には、20人以上を使用する事業場におけるすべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の階層の被用者。

第56条 給付は、次の方法で計算される定期的支払金とする。

(a) 被用者の階層又は経済的か働人口の階層が保護される場合には、第65条又は第66条の要件に従う方法。

(b) 事故期間中におけるその資産が所定の限度をこえないすべての住民が保護される場合には、第67条の要件に従う方法。

第57条 1. 第56条に掲げる給付は、適用をうける事故が発生した場合には、少なくとも次の者に対して確保しなければならない。

(a) 所定の規則に従って、事故の発生前に、きよ出若しくは雇用について15年又は居住については10年の資格期間を満たした被保護者、又は

(b) 経済的活動に従事するすべての者が原則として保護される場合には、きよ出についての3年の資格期間を満たした被保護者で、この者

について所定の年平均回数のきよ出金がその労働年齢にあった間に支払われたもの。

2. 1.に掲げる給付がきよ出又は雇用についての最少期間の満了を条件とする場合には、少なくとも次の者に対して減額給付を確保しなければならない。

(a) 所定の規則に従って、事故の発生前に、きよ出又は雇用についての5年の資格期間を満たした被保護者又は、

(b) 経済的活動に従事するすべての者が原則として保護される場合には、きよ出についての3年の資格期間を満たした被保護者で、この者について本条1. b の所定の年平均回数の2分の1のきよ出金がその労働年齢にあった間に支払われたもの。

3. 第11部の要件に従い、且つ、その部の附表に掲げる関係標準受給者に関する百分率から10を減じて計算した給付がきよ出、雇用又は居住について5年を所定の規則に従って満たした被保護者に対して少なくとも確保される場合には、本条1.の要件は、満たされたものとみなす。

4. 減算した百分率に対応する給付に関する資格期間がきよ出又は雇用について5年をこえるが15年に満たない場合には第11部の附表に掲げる百分率について比例的減算を行うことができる。減額給付は本条2.に従って支払わなければならない。

第58条 第56条及び第57条に掲げる給付は、事故の全期間にわたって、又は老齢給付が支払われるまで支給しなければならない。

第10部 遺族給付

第59条 この条約のこの部の適用を受ける加盟国は、この部の次の諸条に従って、被保護者に對して遺族給付の支給を確保しなければならぬ

い。

第60条 1. 適用を受ける事故は、扶養者の死亡の結果その寡婦又は子が被る扶養の喪失とする。但し、寡婦については、給付を受ける権利は、国内の法令に従って寡婦が自活することができないと推定される条件とすることができる。

2. 給付を受ける資格を有する者が所定の有償活動に従事している場合における給付の停止並びに、給付がきよ出制のときに受給者の所得額を超過する場合及び給付が無きよ出制のときに受給者の所得若しくは他の資産又はこれらの合計が所定額を超過する場合における給付の減額については、国内の法令で規定することができる。

第61条 被保護者は、次のいずれかとする。

(a) すべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の階層の被用者たる扶養者の妻及び子。

(b) すべての住民の20パーセント以上を構成する所定の階層の経済的か働人口に属する扶養者の妻及び子。

(c) 扶養者を失い、且つ、事故期間中におけるその資産が第67条の要件に従って定められる限度をこえない住民たるすべての寡婦及び子。

(d) 第3条によって行われた宣言が適用される場合には、20人以上を使用する事業場におけるすべての被用者の50パーセント以上を構成する所定の階層の被用者たる扶養者の妻及び子。

第62条 給付は、次の方法で計算される定期的支払金とする。

(a) 被用者の階層又は経済的か働人口の階層が保護される場合には、第65条及び第66条の要件に従う方法。

(b) 事故期間中におけるその資産が所定の限度をこえないすべての住民が保護される場合は、第67条の要件に従う方法。

第63条 1. 第62条に掲げる給付は、適用を受ける事故が発生した場合には、少なくとも次の者に対して確保しなければならない。

(a) 所定の規則に従って、きよ出若しくは雇用については15年又は居住については10年の資格期間を満たした扶養者の被保護者又は、

(b) 経済的活動に従事するすべての者の妻及び子が原則として保護される場合には、きよ出についての3年の資格期間を満たした扶養者で、この者について所定の年平均回数のきよ出金がその労働年齢年令にあった間に支払われたものの被保護者。

2. 1.に掲げる給付がきよ出又は雇用についての最少期間の満了を条件とする場合には、少くとも次の者に対して減額給付を確保しなければならない。

(a) 所定の規則に従って、きよ出又は雇用についての5年の資格期間を満たした扶養者の被保護者又は

(b) 経済的活動に従事するすべての者の妻及び子が原則として保護される場合には、きよ出についての3年間を満たした扶養者で、この者について本条1. b の所定の年平均回数の $\frac{2}{3}$ 分の1きよ出金がその労働年齢にあった間に支払われたものの被保護者。

3. 第11部の要件に従い、且つ、その部の附表に掲げる関係標準受給者に関する百分率から10を減じて計算した給付が、きよ出、雇用又は居住について5年を所定の規則に従って満たした扶養者の被保護者に対して少なくとも確保される場合には、本第1の要件は、満たされたものとみなす。

4. 減算した百分率に対応する給付に関する資格期間がきよ出又は雇用について5年をこえるが15年に満たない場合には第11部の附表に掲げる百分率について比例的減算を行うことができる。減額給付は、本条2.に従って支払わなければ

ばならない。

5. 子のない寡婦で自活することができないと推定されるものが遺族給付を受ける権利を取得するためには、結婚についての最少期間を要件とすることができます。

第64条 第62条及び第63条に掲げる給付は、事故の全期間にわたって支給しなければならない。

第11部 定期的支払金の計算

第65条 1. 本条の適用を受ける定期的支払金については事故の期間中に支払われるべき家族手当の額を加えた給付の額は、当該事故に関しこの部の附表に掲げる標準受給者について、受給者又はその扶養者の従前の所得と標準受給者との同一の家族的責任を有する被保護者に支払われる家族手当との合計額に前記の附表に掲げる百分率を乗じて得た額に少なくとも達するものでなければならない。

2. 受給者はその扶養者の従前の所得は、所定の規則によって計算するものとする。被保護者又はその扶養者をその所得に従って階層に分類する場合には、それらの者の従前の所得は、それらの者に属した階層の基本所得によって計算することができる。

3. 給付の額又は給付の計算に当つて考慮される所得については、最大限を定めることができる。但し、この最大限は、受給者又はその扶養者の従前の所得が熟練男子労働者の賃金に等しいか又はこれにより低い場合には、本条1.の規定に従つて定める。

4. 受給者又はその扶養者の従前の所得、熟練男子労働者の賃金、給付及び家族手当は、同一の時を基準として計算する。

5. 標準受給者以外の受給者については、給付

は、標準受給者に対する給付と均衡を保つものでなければならない。

6. 本条の適用上、熟練男子労働者は、次の者のいずれかとする。

(a) 電気機械額を除く機械類の製造に従事する取付工又は旋盤工

(b) 次の項の規定に従つて選定した熟練労働者の代表的なものと認められる者

(c) すべての被保護者の75パーセントの平均所得に等しいか、又はこれをこえる所得を有する者。但し、この被保護者の75パーセントの所得は、別に定めるところにより、一年又はこれにより短い期間を基準として決定する。

(d) 所得がすべての被保護者の平均所得の125パーセントに等しい所得を有する者

7. 前項(b)の適用上熟練労働者の代表的なものと認められる者は、当該事故につき、経済活動に従事している男子被保護者又は被保護者の扶養者の最大多数を占める経済活動の大分類のうち、これらの被保護者又は扶養者の最大多数を占める中分類のうちから選定する。このため、国際連合経済社会理事会が1948年8月27日その第7回会期で採択した、全経済活動の国際標準産業分類（この条約の付録として掲載する。）又は隨時改正される前記の分類を使用する。

8. 給付の額が地域によって異なる場合には、熟練男子労働者は、本条6条及び7条に依つて地域ごとに決定することができる。

9. 熟練男子労働者の賃金は、労働協約によつて、国内の法令によつて若しくはこれに従つて、又は慣習によつて定められる通常の労働時間に対する賃金を基準とし、生計費手当があるときはこれを含めて決定する。この賃金が地域によって異なり、且つ、本条8の適用がない場合には、中位の賃金を採る。

10. 老齢、業務災害（労働不能の場合を除

く。)、廃疾及び扶養者の死亡に関する定期的支払金の額は、生計費の相当な変動により一般所得水準に必要な相当な変動があった場合には、検討を加えるものです。

- 第66条** 1. 本条の適用を受ける定期的支払金については、事故の期間中に支払われるべき家族手当の額を加えた給付の額は、当該事故に関し、この部の附表に掲げる標準受給者について、普通成年男子労働者の賃金と標準受給者と同一の家族的責任を有する被保護者に支払われる家族手当との合計額に前記の付表に掲げる百分率を乗じて得た額に少なくとも達するものでなければならない。
2. 普通成年男子労働者の賃金、給付及び家族手当は、同一の時を基準として計算する。
3. 標準受給者以外の受給者については、給付は、標準受給者に対する給付と均衡を保つものでなければならない。
4. 本条の適用上、普通成年男子労働者は、次の者のいずれかとする。

(a) 電気機械類を除く機械類の製造に従事する未熟練労働者の代表的なものとみとめられる者、又は

(b) 次の項の規定に従って選定した未熟練労働者の代表的なものと認められる者

5. 前項(b)の適用上未熟練労働者の代表的なものと認められる者は、当該事故につき、経済活動に従事している男子被保護者又は被保護者の扶養者の最大多数を占める経済活動の大分類のうち、これらの被保護者又は扶養者の最大多数を占める中分類のうちから選定する。このため、国際連合経済社会理事会が1948年8月27日にその第7回会期で採択した全経済活動の国際標準産業分類(この条約の附録として掲載する。)、又は隨時改正される前記の分類を使う。

6. 給付の額が地域によって異なる場合には、

普通成年男子労働者は、本条4及び5によって地域ごと地域ごとに決定することができる。

7. 普通成年男子労働者の賃金は、労働協約によって、国内の法令によって若しくはこれに従って、又は慣習によって定められる通常の労働時間に対する賃金を基準とし、生計費手当があるときはこれを含めて決定する。この賃金が地域によって異なり、且つ、本条6の適用がない場合には、中位の賃金を探る。

8. 老齢、業務災害(労働不能の場合を除く。)廃疾及び扶養者の死亡に関する定期的支払金の額は、生計費用の相当な変動により一般所得水準に相当な変動があった場合には、検討を加えるものとする。

第67条 本条の適用を受ける定期的支払金については、

(a) 給付の額は、所定の割合又は権限のある公の機関が所定の規則に従って定める割合に従って決定する。

(b) 前記の額は、受給者の家族の資産が所定の相当な額又は権限のある公の機関が所定の規則に従って定める相当な額をこえる場合には、その限度においてのみ減少することができる。

(c) 給付及び<その他の資産の合計から

(b)に掲げる相当な額を控除したものは、受給者の家族が健康な生活を営むに足るものでなければならず、且つ、第66条の要件に従って計算した相当給付以上でなければならない。

(d) 関係部に基いて支払われる給付の総額が、第66条及び次の諸条の規定を適用して得られる給付の総額を少くとも30パーセントこえる場合には(c)の規定は、満たされたものとみなす。

(I) 第3部第15条(b)

(II) 第5部第27条(b)

(III) 第9部第55条(b)

(IV) 第10部第61条 (b)

第11部附表 標準受給者に対する定期的支払金

部	事 故	標準受給者	百分率
3	疾 病	妻及び二子を有する男子	45
4	失 業	妻及び二子を有する男子	45
5	老 齢	年金受給年齢の妻を有する男子	40
6	業務災害 労働不能	妻及び二子を有する男子	50
	廢疾	妻及び二子を有する男子	50
	遺族	二子を有する寡婦	40
8	母 性	女子	45
9	廢 疾	妻及び二子を有する男子	40
10	遺 族	二子を有する寡婦	40

第12部 国民でない住民に対する平等待遇

第68条 1. 国民でない住民も、国民たる住民と同一の権利を有するものとする。但し、公の基金から全面的若しくは主として支払われる給付又は給付の一部及び、暫定的制度については、国民でない者及び当該加盟国の領域外で生まれた国民に関する特別規定を設けることができる。

2. 被用者を保護するきよ出制の社会保障制度においては、この条約の関係部の義務を受諾した他の加盟国の国民である被保護者は、その部

について、関係加盟国の国民である被保護者は、その部について、関係加盟国の国民と同一の権利を有するものとする。但し、本項の適用については、相互主義を定める二国又は多数国間の協定の存在を条件とすることができます。

第13部 共 通 規 定

第69条 被保護者がこの条約の第2部から第10部までのうちいづれかの部に従って給付を受ける権利を有する場合においても、次に定める期間及び場合は、給付を停止することができる。

(a) 関係者が加盟国の領域内にいない期間

(b) 関係者が公の費用又は社会保障の機関若しくは施設の費用で生活を維持している期間。但し、この生活維持費をこえる給付の分は、受給者の被扶養者に支給するものとする。

(c) 関係者が家族給付を除く社会保障の他の金銭給付を受けている期間及びこの関係者が同一の事故について第三者から補償を受けている期間。但し、停止される給付の部分は、他の給付又は第三者による補償をこえないものとする。

(d) 関係者が虚偽の請求をした場合。

(e) 事故が関係者の犯した刑事上の罪に起因している場合。

(f) 事故が関係者の故意の非行に起因している場合。

(g) 適当な場合において、関係者がその使用のために設けられた医療施設又は更生施設の利用を怠り、また、事故の発生若しくは継続立証又は受給者の行為に関する所定の規則に従わない場合。

(h) 失業給付については、関係者がその使用のために設けられた職業安定機関を利用しなかった場合。

(i) 失業給付については、関係者が労働争

議による作業中止の直接の結果として職業を失い、又は正当な理由なしに自己の都合によって退職した場合

(j) 遺族給付については、寡婦が妻として男と同居している期間

第70条 1. すべての請求人は、給付が拒否された場合又は給付の質若しくは量に関する苦情が拒否された場合には、訴を提起する権利を有する。

2. この条約の適用上、立法機関に対して責任を負う政府機関に医療の管理が委任されている場合には、本条1.に定める訴を提起する権利は、医療の拒否又は受けた医療の質に関する苦情については、適当な機関に対して審議を請求する権利に替えることができる。

3. 社会保障問題の処理のため設立され、且つ、被保護者の代表が参加する特別の審査機関によって請求が解法される場合には、訴を提起する権利は与える必要がない。

第71条 1. この条約によって支給される給付の費用及びこの給付を管理する費用は、小資産の者の過重な負担を避け、且つ、加盟国及び被保護者の階層の経済状態を考慮した方法で保険きよ出金若しくは課税又はこの両者によって総体的に負担されなければならない。

2. 保護を受ける費用者が負担する保険きよ出金の総額は、被用者並びにその妻及び子の保護に割り当てられる財源が総額の50パーセントをこえではならない。この条件が満たされているかどうかを確認するためには、加盟国がこの条約に従って支給する給付は、家族給付及び特別の部門で行われる場合における業務災害給付を除いて、すべてを合算することができる。

3. 加盟国は、この条約に従って支給される給付の正当な支給について一般的の責任を追い、且つ、この目的のため必要なすべての措置を執らなければならず、また、財政的均衡に関して必

要な保険数理の研究及び計算が、定期的に、且つ、いかなる場合にも、給付、保険きよ出金の額又は当該事故に割り当てる課税の変更に先だっておこなわれることを隨時確保しなければならない。

第72条 1. 公の機関の監督をうける機関または立法機関に対して責任を負う政府機関に管理が委任されていない場合には、被保護者の代表者を、所定の条件に基いて、運営に参加させ、又は顧問たる資格でこれに参与させなければならない。使用者及び公の機関の代表者の参加に関しても同様に国内の法令で規定することができる。

2. 加盟国は、この条約の適用上関係のある機関及び施設の適当な管理について一般的の責任を負うものとする。

第14部 雜 則

第73条 この条約は、次のものには適用しない。

(a) 当該加盟国についてこの条約の関係部の効力発生前に生じた事故

(b) 当該加盟国についてこの条約の関係部の効力発生後に生ずる事故について支給される給付で、この給付を受ける権利がこの効力発生の日の前の期間に由来するもの。

第74条 この条約は、いかなる現行の条約をも改正するものとみなしてはならない。

第75条 この条約において取り扱われている問題について将来総会が採択する条約の別段の規定がある場合には、新条約で指定するこの条約の規定は、新条約を批准した加盟国に対し、新条約が当該加盟国について効力を生ずる日から適用を終了する。

第76条 1. この条約を批准する加盟国は、国際労働機関憲章第22条に基いて提出するこの条

約の適用に関する年次報告に次の事項を含めなければならない。

(a) この条約の規定を実施する法令に関する詳細な情報

(b) 次に掲げる統計的条件を満たしたこととを証明する書類。但し、この書類は、提出に当っては、国際労働機関の理事会が統一のある提出に関して行った示唆にできるだけ従わなければならぬ。

(I) 被保護者の数についての第9条(a)

(b)、(c) 若しくは(d)、第15条(a)
若しくは(d)、第21条(a) 若しくは(c)
第27条(a)、(b) 若しくは(d)、第33条
(a) 若しくは(d)、第41条(a)、(b)
若しくは第48条(a)、(b) 若しくは(c)
第55条(a)、(b) 若しくは(d) 又は第61
条(a)、(b) 若しくは(d)

(II) 給付の額についての第44条、第65条、
第66条又は第67条

(III) 疾病給付の期間についての第18条2(a)

(IV) 失業給付の期間についての第24条2

(V) 保護を受ける被用者の保険きよ出金で構成される財源の割合についての第71条2
2. この条約を批准する加盟国は、この条約の第2部から第10部までのうち、その批准に際し又は第4条によりその後において行なった通知で指定しなかった部に関する自国の法律及び慣行の現況を、理事会が要請する適当な間隔において、国際労働事務局に報告しなければならない。

第77条 1 この条約は、船員又は海上漁業労働者には適用しない。船員及び海上漁業労働者の保護については、国際労働総会は、1946年の船会保障（船員）条約及び1946年の船員年金条約において規定を設けた。

2 加盟国は、第2部から第10部までのうちその批准によって適用される部によって保護を受

ける被用者又は住民の百分率を計算するに当たっては、船員及び海上漁業労働者を被用者、経済的稼動人口又は住民の数から除外することができます。

第15部 最終規定

第78条 この条約の正式の批准書は、登録のため国際労働事務局長に送付しなければならない。

第79条 1. この条約は、国際労働機関の加盟国の中その批准を事務局長が登録した国のみを拘束する。
2. この条約は、二加盟国の批准が事務局長により登録された日の後12箇月で効力を生ずる。
3. その後は、この条約は、他のいずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後12箇月で効力を生ずる。

第80条 1. 国際労働機関憲章第35条2によつて国際労働事務局長に通知する宣言は、次の事項を示さなければならない。

(a) 当該加盟国がこの条約の規定又はこの条約の若干の部の規定を変更を加えずに適用することを約束する地域

(b) 当該加盟国がこの条約の規定又はこの条約の若干の部の規定を変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目

(c) この条約を適用することができない地域及びその適用することができない理由

(d) 当該加盟国が更に事情を検討する間決定を留保する地域

2. 本条1.(a)、及び(b)に掲げる約束は批准の不可分の一部とみなされ、且つ、批准と同一の効力を有する。

3. 加盟国は本条1.(b)、(c)又は(d)に基きその最初の宣言において行った留保の全部又は一部をその後の宣言によっていつで取り

消すことができる。

4. 加盟国は、第82条の規定に従ってこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、且つ、指定する地域に関する現況を述べる宣言を事務局長に通知することができる。

第81条 1. 國際労働機関憲章第35条4又は5に従って國際労働事務局長に通知する宣言は、当該地域内でこの条約の規定又は宣言によって受諾したこの条約の若干の部の規定を変更を加えずに適用するか又は変更を加えて適用するかを示さなければならない。その宣言は、この条約の規定又はこの条約の若干の部の規定を変更を加えて適用することを示している場合には、その変更の細目を示さなければならない。

2. 一若しくは二以上の関係加盟国又は関係国際機関は、前の宣言において示した変更を適用する権利の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも放棄することができる。

3. 一若しくは二以上の関係加盟国又は関係国際機関は、第82条の規定にしたがってこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、且つ、この条約の適用についての現況を述べる宣言を國際労働事務局長に通知することができる。

第82条 1. この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から10年の期間が経過した後は、登録のため國際労働事務局長に通知する文書によってこの条約文はこの条約の第2部から第10部までのうちの1若しくは2以上の部を廃棄することができる。その廃棄は、その登録の日の後一年間は効力を生じない。

2. この条約を批准した加盟国で1に掲げる10年の期間の経過の後1年以内に本条に定める廃棄の権利を行使しないものは、更に10年間拘束

を受けるものとし、その後は、本条に定める条件で、10年の期間が経過するごとに、この条約又はこの条約の第2部から第10部までのうちのいずれかの部を廃棄することが出来る。

第83条 1. 國際労働事務局長は、國際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准、宣言及び廃棄の登録を國際労働機関のすべての加盟国に通知しなければならない。

2. 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を國際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日について加盟国の注意を喚起しなければならない。

第84条 國際労働事務局長は、前各条の規定に従って登録されたすべての批准、宣言及び廃棄書の完全な明細を國際連合憲章第102条による登録のため國際連合事務総長に通知しなければならない。

第85条 國際労働機関の理事会は、必要と認める時は、この条約の運用に関する報告を総会に提出しなければならず、また、この条約の全部又は一部を改正する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議しなければならない。

第86条 1. 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その新条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国による改正新条約の批准は、改正新条約の効力発生を条件として、第82条の規定にかかわらず、当然この条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正新条約が効力を生ずる日に終了する。

2. この条約は、これを批准した加盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

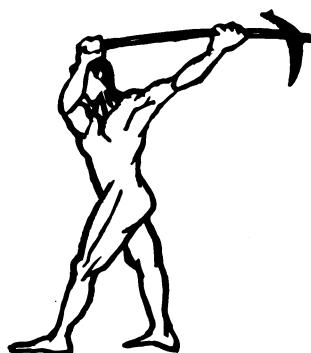
第87条 この条約の英語及びフランス語による

本文は、ひとしく正文である。

附属書

全経済活動の国際標準産業分類

- 大分類及び中分類の表
- 大分類0 農業、林業、狩猟業及び漁業
- 01 農業及び畜産業
- 02 林業及び木材伐出業
- 03 狩猟業、わなかけ業及び獣鳥獸繁殖業
- 04 漁業
- 大分類1 鉱業及び採石業
- 11 石炭鉱業
- 12 金属鉱業
- 13 原油及び天然ガス生産業
- 14 岩石採取業、粘土及び砂採取業
- 19 非金属鉱業及びその他の採石業
- 大分類2-3 製造業
- 20 食料品製造業（飲料製造業を除く）
- 21 飲料製造業
- 22 たばこ製造業
- 23 紡績業
- 24 くつ製造業、衣服類及び繊維製品製造業
- 25 木材及びコルク製造業（家具製造業を除く）
- 26 家具及び建具製造業
- 27 紙及び紙製品製造業
- 28 印刷、出版及び類似産業
- 29 皮革及び皮革製品製造業（くつ製造業を除く）
- 30 ゴム製品製造業
- 31 化学薬品及び化学製品製造業
- 32 石油及び石炭製品製造業
- 33 非金属鉱物製品製造業（石油及び石炭製品製造業を除く。）
- 34 第一次金属製造業
- 35 金属製品製造業（機械及び輸送用機械器具を除く）
- 36 機械製造業（電気機械器具を除く）
- 37 電気機械器具製造業
- 38 輸送用機械器具製造業
- 39 その他の製造業
- 大分類4 建設業
- 40 建設業
- 大分類5 電気業、ガス業、水道業及び衛生業
- 51 電気業、ガス業及び蒸気供給業
- 52 水道業及び衛生業
- 大分類6 商業
- 61 卸売業及び小売業
- 62 銀行その他の金融業
- 63 保険業
- 64 不動産業
- 大分類7 運輸業、倉庫業及び通信業
- 71 運輸業
- 72 倉庫業
- 73 通信業
- 大分類8 サービス業
- 81 公務
- 82 対事務所サービス業
- 83 レクリエーション・サービス業
- 84 対個人サービス業
- 大分類9 分類不能の産業
- 90 分類不能の産業



母性保護に関する条約

〈第103号〉

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、1952年
6月4日にその第35回会期として会合し、

この会議の議事日程の第7議題である母性保
護に関する諸提案の採択を決定し、

それらの提案が国際条約の形式をとるべきで
あることを決定したので、

1952年の母性保護条約（改正）と称する次の
条約を1952年6月28日に採択する。

第1条 1. この条約は、工業的企業並びに非工業的及び農業的業務に使用される女子（家内で労働する女子賃金労働者を含む。）に適用する。

2. この条約の適用上、「工業的企業」は、公私の企業及びそのいずれの部門も含み、特に次に掲げるものを含む。

(a) 鉱業、石切業その他の鉱物採取業

(b) 物の製造、改造、洗浄、修理、装飾、仕上、販売のためにする仕立、破壊若しくは解体又は材料の変造を行う企業（造船又は電気若しくは各種動力の発生、変更若しくは伝導を行う企業を含む。）

(c) 建築工事及び土木工事を行う企業（建設、修理、保存、改造及び解体の工事を含む。）

(d) 道路、鉄道、海路、内陸水路又は空路による旅客又は貨物の運送を行う企業（船きよ、岸壁、波止場、倉庫又は空港における貨物の取扱を含む。）

3. この条約の適用上、「非工業的業務」は、
公私を問わず、次の企業若しくは施設におい

て、又はこれに関連して行われるすべての業務を含む。

- (a) 商業的事業場
- (b) 郵便及び電気通信施設
- (c) 被用者が主として書記的な仕事に従事する事業場及び管理的施設
- (d) 新聞企業
- (e) 旅館、下宿屋、レストラン、クラブ、カフェその他の飲食店
- (f) 病者、虚弱者、貧困者および孤児の治療及び保護のための施設
- (g) 劇場及び公衆娯楽場
- (h) 私人の過程における賃金を目的とする家事労働

その他の非工業的業務で権限のある機関がこの条約の規定の適用を決定するもの。

4. この条約の適用上「農業的業務」は、農業的企業（農園及び大規模の工業化された農業的企業を含む。）において行われるすべての業務を含む。

5. この条約が適用されるかどうかについて疑いのある企業、企業の部門又は業務については権限のある機関が、関係のある使用者及び労働者の代表的な団体が存在するときはこれらの団体と協議の上これを決定する。

6. 使用者の家族の構成員で国内の法令に定めるものののみが使用される企業は、国内の法令でこの条約の適用から除外することができる。

第2条 この条約の適用上、「女子」とは、年齢、国籍、人種又は信条に関わらず、既婚者であると未婚者であるとを問わず、すべての女性をいい、「生児」とは、嫡出子であるかどうかを問わず、すべての生児をいう。

第3条 1. この条約の適用を受ける女子は、分べんの予定日を記載した診断書を提出するときは、出産休暇を受ける権利を有する。

2. 出産休暇の期間は、少なくとも12週間とし

且つ、産後の強制的休暇の期間を含むものとする。

3. 産後の強制的休暇の期間は、国内の法令で定めなければならない。但し、いかなる場合にも、6週間未満であってはならない。残余の出産休暇の期間は、国内の法令の定めるところに従って、分べんの予定日前に且強制的休暇の期間経過後に、又は一部を分べんの予定日前に且つ一部を強制的休暇の期間経過後に与えることができる。

4. 分べんの予定日前の休暇は、分べんの予定日と実際の分べん日との間に経過した期間だけ延長しなければならぬ、且つ、産後にとるべき強制的休暇の期間は、このため減少してはならない。

5. 妊娠に起因すると診断される疾病については、国内の法令に産前の追加休暇に関する規定を設けなければならない。但し、その最大期間は、権限のある機関が決定することができる。

6. 分べんに起因すると診断される疾病については、女子は、産後の休暇を延長して受ける権利を有する。ただし、その最大機関は、権限のある機関が決定することができる。

第4条 1. 第3条の規定に基く出産休暇による休業中、女子は、金銭及び医療の給付を受ける権利を有する。

2. 金銭給付の額は、適当な生活水準に従って、本人及びその生児が充分且つ健康的な生活を営むに足る給付を確保するように、国内の法令で定めなければならない。

3. 医療給付は、資格のある助産婦又は医師による産前、分べん及び産後の手当並びに必要がある場合の入院を含む。医師及び病院の選択の自由は、尊重しなければならない。

4. 金銭及び医療の給付は、強制的社会保険又は公の基金で与えなければならない。いずれの場合にも、それらは所定の条件を満たすすべて

の女子に当然の権利として与えられなければならない。

5. 当然の権利として与えられる給付を受ける資格を有しない女子は、社会的扶助を受けるために必要な資産調査を条件として、社会的扶助基金から充分な給付をうける権利を有する。

6. 強制的社会保険で与えられる金銭給付は、それが従前の所得に基づいて決定される場合には、給付計算のため考慮される当該女子の従前の所得の三分の二を下ってはならない。

7. 母性給付を与える強制的社会保険制度に基づいて支払うべききよ出金及び、支払われた賃金を基礎として計算される租税で前記の給付を与えるため徴収されるものは、使用者及び被用者の両者によって支払われると使用者によって支払われるとを問わず、又、性別のいかんにかかわらず、当該企業に使用される男女総数について支払わなければならない。

8. いかなる場合にも、使用者は、その使用者に与えられるべき前記の給付の費用について個人として責任を負わない。

第5条 1. 女子は、その生児をほ育している場合には、国内の法令の定める育児時間中この目的のためその業務を中断する権利を有する。

2. 問題が国内の法令によって又はそれに従って規律される場合には、ほ育のための業務の中止は、労働時間として計算し、且つ、それに応じて報酬を与えるものとし、また、問題が労働協約により規律される場合には、条件は、当該協約により決定するものとする。

第6条 女子がこの条約の第3条の規定に基く出産休暇によって休業する期間中にその使用者が解雇の通告を行い、又はその期間中に満期となるような解雇の予告を行うことは許されない。

第7条 1. この条約を批准する国際労働機関の加盟国は、その批准に附する宣言により、こ

の条約の適用から次のものを除外することができる。

- (a) 若干の種類の非工業的業務
 - (b) 農園以外の農業的企業において行われる業務
 - (c) 私人の家庭における賃金を目的とする家事労働
 - (d) 家内で労働する女子賃金労働者
 - (e) 海路による旅客又は貨物の運送を行う企業
2. 加盟国は、本条1.の規定を適用しようとする種類の業務又は企業については、その批准に附する宣言にこれを指定しなければならない。
3. 前記の宣言を行った加盟国は、前の宣言の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも取り消すことができる。
4. 本条1.によって行った宣言の適用を受ける加盟国は、毎年、この条約の適用に関する年次報告において、前記の宣言によつて本条1.の適用を受ける業務又は企業に関する自国の法律及び慣行の現況並びに前記の業務又は企業に関してこの条約がどの程度に実施されているのか、又は実施されようとしているかを示さなければならない。
5. 國際労働機関の理事会は、この条約が最初に効力を生じてから5年の期間が経過した時は、これらの除外の適用に関する特別報告書を総会に提出しなければならない。この報告書には、この問題に関して今後執るべき措置について理事会が適當と認める提案を含めるものとする。

第8条 この条約の正式の批准書は、登録のため国際労働事務局長に送付しなければならない。

第9条 1. この条約は、国際労働機関の加盟国うちその批准を事務局長が登録した国のみを拘束する。

- 2. この条約は、二加盟国が事務局長により登録された日の後12箇月で効力を生ずる。
- 3. その後は、この条約は、他のいずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後12箇月で効力を生ずる。

第10条 1. 国際労働機関憲章第35条2.に従って国際労働事務局長に通告する宣言は、次の事項を示さなければならない。

- (a) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えずに適用することを約束する地域
 - (b) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目
 - (c) この条約を適用することができない地域及びその適用することができない理由
 - (d) 当該加盟国が更に事情を検討する間決定を留保する地域
2. 本条1.(a).及び(b)に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、且つ、批准と同一の効力を有する。
3. 加盟国は、本条1.(b).,(c)又は(d)に基きその最初の宣言について行った留保の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも取り消すことができる。
4. 加盟国は、第12条の規定に従ってこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、且つ、指定する地域に関する現状を述べる宣言を事務局長に通告することができる。

第11条 1. 国際機関憲章第35条4又は5に従って国際労働事務局長に通知する宣言は、当該地域内でこの条約の規定を変更を加えずに適用するか又は変更を加えて適用するかを示さなければならない。この宣言は、この条約の規定を変更を加えて適用することを示している場合には、その変更の細目を示さなければならない。

- 2. 一若しくは二以上の関係加盟国又は関係国

際機関は、前の宣言にいて示した変更を適用する権利の全部又は一部をその後の宣言によっていつでも放棄することができる。

3. 一若しくは二以上き関係加盟国又は関係国際機関は、第12条の規定に従ってこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、且つ、この条約の適用についての現況を述べる宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

第12条 1. この条約を批准した加盟国は、条約が最初に効力を生じた日から10年の期間が経過した後は、登録のため国際労働事務局長に通知する文書によってこれを廃棄することができる。その廃棄は、その登録の日の後一年間は効力を生じない。

2. この条約を批准した加盟国で1に掲げる10年の期間の経過の後1年以内に本条に定める廃棄の権利を行使しないものは、更に10年間拘束を受けるものとし、その後は、本条に定める条件で、10年の期間が経過するごとにこの条約を廃棄することができる。

第13条 1. 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准、宣言及び廃棄の登録を国際労働機関のすべての加盟国に通告しなければならない。

2. 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日について加盟国の注意を喚起しなければならない。

第14条 国際労働事務局長は、前各条の規定に従って登録されたすべての批准、宣言及び廃棄書の完全な明細を国際連合憲章第102条による登録のため国際連合事務総長に通知しなければならない。

第15条 国際労働機関の理事会は、必要と認める時は、この条約の運用に関する報告を総会に提出しなければならず、また、この条約の全部

又は一部を改正する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議しなければならない。

第16条 1. 総会がこの条約の全部又は一部を改正する新条約を新たに採択する場合には、その新条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国による改正新条約の批准は、改正新条約の効力発生を条件として、第12条の規定にかかわらず、当然この条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正新条約が効力を生ずる日に終了する。

2. この条約は、これを批准した加盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第17条 この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文である。

業務災害の場合における 給付に関する条約〈第121号〉

国際労働機関の総会は、理事会によりジュネーヴに招集されて、1964年6月17日にその第48回会期として会合し、この会期の議事日程の第5議題である労働災害及び職業病の場合における給付に関する提案の採択を決定し、

この提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、次の条約（引用に際しては、1964年の業務災害給付条約と称することができる）を1964年7月8日に採択する。

第1条 この条約において、

(a) 「法令」とは、社会保障に関する法律、命令及び規則をいう。

(b) 「所定の」とは、国内の法令により、又はこれに基づいて決定されたことをいう。

(c) 「工業的企業」とは、経済活動の次の部門、すなわち、鉱業、石切業、製造業、建設業並びに電気、ガス及び水道の事業、衛生の事業、運送業、倉庫業並びに通信の事業におけるすべての企業をいう。

(d) 「被扶養者たる」とは、所定の場所に存在すると推定される被扶養の状態をいう。

「被扶養者たる子」とは、次の者をいう。

(I) 学校卒業年齢又は15歳のいずれか高い方の年齢に達しない子

(II) 国内の法令で定める条件の下において、(III) に定める年齢よりも高い所定の年齢に達しない子であって、養成工若しくは学生であるか又は慢性疾患若しくは病弱のためいかなる報酬を得る職にもつくことができないもの。ただし、国内の法令が「被扶養者たる子」とは(I) に定める年齢よりも相当に高い年齢に達しない子をいうと規定するときは、この要件は、満たされたものとみなされる。

第2条 1. 経済及び 医療施設が十分に発達していない加盟国は、その批准に附する宣言により、第5条、第9条3(b)、第12条、第15条2及び第18条3に定める例外規定を利用することができる。この宣言には、例外規定を利用する理由を述べるものとする。

2. この条の1の規定に基づく宣言を行なった各加盟国は、国際労働機関憲章第22条の規定に基づいて提出するこの条約の適用に関する報告において、自国が利用しているそれぞれの例外規定について次のいずれかを述べるものとする。

(a) 例外規定を利用する理由が存続していること。

(b) 当該例外規定を利用する権利を一定の日以後放棄すること。

第3条 1. この条約を批准する加盟国は、次の者がこの条約で要求される給付に少なくとも総額において等しい給付を定める特別な制度によって保護されている場合には、その批准に附する宣言により、それらの者をこの条約の適用から除外することができる。

(a) 船員（海上漁業に従事する者を含む。）

(b) 公務員

2. この条の1の宣言が適用される場合には、当該加盟国は、第4条2(d) 及び第5条の規定に従って被用者の数の百分率を計算するに際し、この条約の適用から除外される種類に属する者を被用者の数から除外することができる。

3. この条の1の規定に基づく宣言を行なった加盟国は、その後において、国際労働事務局長に対し、この条約を批准する時に除外した種類についてこの条約の義務を受諾する旨を報告することができる。

第4条 1. 業務災害給付に関する国内の法令は、協同組合を含めて公私の部門におけるすべての被用者（養成工を含む。）及び、扶養者の死亡の場合については、所定の種類の受給者を保護しなければならない。

2. 加盟国は、必要と認めるときは、次の者を除外することができる。

(a) 使用者の職業又は業務以外の目的のために臨時的に雇用される者

(b) 家内労働者

(c) 使用者の家族の構成員で、使用者のための作業に関連して使用者と同居するもの

(d) その他の種類に属する被用者で

(a) から(c)までの規定に基づいて除外される者以外の被用者の総数の10パーセントをこえないもの

第5条 第2条に定める宣言が適用される場合において、業務災害給付に関する国内の法令の適用は、工業的企業のすべての被用者の75パーセント以上を構成する所定の種類の被用者及び、扶養者の死亡の場合については、所定の種類の受給者に限定することができる。

第6条 適用を受ける事故は、業務災害による次のものとする。

(a) 病的状態

(b) 前記の病的状態に起因し、かつ、所得の停止を伴う労働不能で、国内の法令に定めるもの

(c) 所得能力の全部喪失若しくは所定の限度をこえる所得能力の一部喪失で永久的なものとなるおそれのあるもの又は身体機能の相当喪失

(d) 扶養者の死亡の結果所定の種類の受給者が被る扶養の喪失

第7条 1. 各加盟国は、「労働災害」の定義（通勤途上の災害を労働災害とみなす条件を含む。）を規定し、かつ、国際労働機関憲章第22条の規定に基づいて提出するこの条約の適用に関する報告においてこの定義の内容を明示しなければならない。

2. 通勤途上の災害が業務災害補償制度以外の諸社会保障制度の対象となり、かつ、これらの諸社会保障制度が通勤途上の災害について支給する給付の合計額がこの条約に基づいて要求される給付と少なくとも等しい場合には、通勤途上の災害は、「労働災害」の定義に含めることを必要としない。

第8条 各加盟国は、次のいずれかのことを行なうものとする。

(a) 所定の条件の下に職業病とみなされる疾病（少なくとも附表に掲げる疾病を含む。）の表を定めること。

(b) 少なくとも附表1に掲げる疾病を含み

うる程度に10分に包括的な職業病の一般的定義を法令に定めること。

(c)、(a)の規定に適合する疾病の表であって、職業病の一般的定義により、又はこの表に列記されていない疾病若しくは所定の条件と異なる条件の下に発生する疾病が職業に起因するものであることを定めるその他の規定により補足されるものを定めること。

第9条 1. 各加盟国は、所定の条件に従って、被保護者に対し次の給付を支給することを確保しなければならない。

(a) 病的状態については、医療及びこれに関する給付

(b) 第6条(b)、(c)及び(d)規定する事故については、現金給付

2. 給付を受ける資格は、雇用期間、保険期間又は拠出金の支払を条件とすることができない。ただし、職業病の場合には、危険にさらされた期間について規定を設けることができる。

3. 給付は、事故の全期間にわたって支給しなければならない。ただし、労働不能についての現金給付は、次のいずれかの場合には、最初の三日間について支給しないことができる。

(a) 加盟国の法令が、この条約が効力を生ずる日において待機期間を規定している場合。ただし、この場合には、当該加盟国が、国際労働機関憲章第22条の規定に基づいて提出するこの条約の適用に関する報告においてこの例外規定を利用する理由の存続する旨を述べることを条件とする。

(b) 第2条に定める宣言が適用される場合

第10条 1. 病的状態についての医療及びこれに関する給付は、次のものを含むものとする。

(a) 一般医及び専門医による入院患者及び通院患者に対する診療（往診を含む。）

(b) 歯科診療

(c) 家庭又は病院その他の医療施設における看護

(d) 病院、回復期療養所、サナトリウムその他の医療施設における療養

(e) 補装具（修理及び必要な場合の更新を含む。）を含めて、歯科治療材料、薬剤その他の内科用及び外科用の治療材料並びに眼鏡

(f) 医業に関連があると法律上認められる他の職業に従事する者が医師又は歯科医の監督の下に行なう治療

(g) 可能な場合には、職場における次の治療

(I) 重大な災害を受けた者に対する緊急治療

(II) その負傷が軽微であり、かつ、労働の中斷を要しない者に対する継続治療

2. 1の規定に従って支給される給付は、災害を受けた者の健康、労働能力及び自己の用を弁ずる能力を維持し若しくは回復するため、又は、これが可能でないときは、それらを増進するため、あらゆる適当な手段を用いて与えなければならない。

第11条 1. 一般的保健制度又は被用者のための医療制度によって医療及びこれに関する給付を支給している加盟国は、業務災害を受けた者が他の有資格者と同じ条件で前記の医療及び給付を受けることを法令で規定することができる。ただし、この場合には、この事項に関する規則は、困難を避けるよう作成することを条件とする。

2. 費用を償還する制度によって医療及びこれに関する給付を支給している加盟国は、当該医療及び給付の範囲、期間又は費用が妥当な限度をこえる場合について特別規則を法令中に設けることができる。ただし、この場合には、この事項に関する規則は、第10条2に定める目的に反せず、かつ、困難を避けるように作成することを条件とする。

第12条 第2条に定める宣言が適用される場合には、医療及びこれに関する給付は、少なくとも次のものを含まなければならない。

(a) 一般医の診療（往診を含む。）

(b) 病院における専門医の入院患者及び通院患者に対する診療ならびに病院外で行なわれる専門医の診療

(c) 医師その他資格のある者が処方する欠くことのできない薬剤

(d) 必要がある場合の入院

(e) 可能な場合には、労働災害を受けたものに対する職場における緊急治療

第13条 一般的又は初期的労働不能に関する現金給付は、第19条又は第20条の要件に適合するような方法で算定される定期的支払金とする。

第14条 1. 永久的なものとなるおそれのある所得能力の喪失又は身体機能の相当喪失については、その喪失が、第13条の規定に従って支払われる給付の支給期間の満了の時に所定の程度をこえて残存する場合には、現金給付を支給するものとする。

2. 永久的なものとなるおそれのある所得能力の全部喪失、又は身体機能の相当喪失の場合については、給付は、第19条又は第20条の要件に適合するような方法で算定される定期的支払金とする。

3. 永久的なものとなるおそれのある所得能力の実質的な一部喪失で所定の程度をこえるもの又は身体機能の相当喪失の場合については、給付は、2に定める定期的支払金に対する適当な比率の定期的支払金とする。

4. 永久的なものとなるおそれのある所得能力の一部喪失で、実質的なものではないが、1に定める所定の程度をこえるもの又は身体機能の相当喪失の場合については、現金給付は、一時金の形式によることができる。

5. 1及び3に定める所得能力の喪失又は身体機

能の相当喪失の程度は、困難を避けるように定めなければならない。

第15条 1. 第14条2及び3に定める定期的支払金の全部又は一部は、その支払金に替えるべき一時金が特に災害を受けた者のために有利な方法で使用されると権限のある機関が信すべき理由を有する場合には、例外の場合として、その災害を受けた者の同意を得た上で、保険数理上当該支払金の額に等しい額の一時金に替えて支払うことができる。

2. 第2条に定める宣言が適用される場合であって、当該加盟国が定期的支払金の規則的支給のために必要な行政施設を有していないと考えるときは、第14条2及び3に定める定期的支払金は、利用しうる資料に基づいて算定されるところにより、保険数理上当該支払金の額に等しい額の一時金に替えて支払うことができる。

第16条 他人の援助又は付添いを當時必要とする身体障害者については、法令で定めるところに従い、定期的支払金の割増し又は他の追加的若しくは特別の給付を支給するもとする。

第17条 所得能力の喪失又は身体機能の相当喪失について支給される定期的支払金を喪失の程度の変化に応じて改定し、停止し、又は取り消す条件は、法令で定めるものとする。

第18条 1. 扶養者の死亡を対象とする現金給付は、所定の寡婦、身体に障害のある被扶養者たる鰥夫及び死者の被扶養者たる子その他所定の者に支払われる定期的支払金とする。この支払金は、第19条及び第20条の要件に適合するような方法で算定するものとする。ただし、身体の障害のある被扶養者たる鰥夫に支給される給付については、他の遺族がこの条約によって要求される現金給付の額を十分にこえる額の給付を受けている場合及び業務災害補償制度以外の諸社会保障制度が1952年の社会保障（最低基準）条約で定める廃疾給付の額を十分にこえる

給付をその鰥夫に支給している場合には、当該給付を支給することを必要としない。

2. このほか、葬祭給付は、葬祭の通常の費用を下らない所定の額によって支給するものとする。ただし、遺族に対する現金給付がこの条約で定める給付額を十分にこえる場合には、葬祭給付を受ける権利は、所定の条件によるもとすることができる。

3. 第2条に定める宣言が適用される場合であって、当該加盟国が定期的支払金の規則的支給のために必要な行政施設を有していないと考えるときは、1に定める定期的支払金は、利用しうる資料に基づいて算定されるところにより、保険数理上当該支払金の額に等しい額の一時金に替えて支払うことができる。

第19条 1. この条の規定の適用を受ける定期的支払金については、事故の期間中に支払われるべき家族手当の額は、当該事故に関し、この条約の附表Ⅱに掲げる標準給付者について、受給者又はその扶養者の従前の所得と標準受給者と同一の家族的責任を有する被保護者に支払われる家族手当との合計額に同附表に掲げる百分率を乗じて得た額に少なくとも達するものでなければならない。

2. 受給者又はその扶養者の従前の所得、所定の規則によって計算するものとする。被保護者またはその扶養者をその所得に従って階層に分類する場合には、それらの者の従前の所得は、それらの者の属した階層の基本所得によって計算することができる。

3. 給付の額又は給付の計算に当たって考慮される所得については、最大限を定めることができる。ただし、この最大限は、受給者又はその扶養者の従前の所得が熟練男子筋肉労働者の賃金に等しいか又はこれより低い場合には、1の規定に従って定める。

4. 受給者又はその扶養者の従前の所得、熟練

男子筋肉労働者の賃金、給付及び家族手当は、同一の時を基準として計算する。

5. 標準受給者以外の受給者については、給付は、標準受給者に対する給付と均衡を保つものでなければならない。

6. この条の規定の適用上、熟練男子筋肉労働者は、次の者のいずれかとする。

(a) 電気機械類を除く機械類の製造に従事する取付工事又は施盤工

(b) 7の規定に従って選定した熟練労働者の代表的なものと認められる者。

(c) すべての被保護者の75パーセントの平均所得に等しいか又はこれをこえる所得を有する者。ただし、被保護者の75パーセントの所得は、別に定めるところにより、一年又はこれより短い期間を基準として決定する。

(d) すべての被保護者の平均所得の125パーセントに等しい所得を有する者

7. 6(b)の規定の適用上熟練労働者の代表的な者と認められるものは、当該事故について男子被保護者又は被保護者の扶養者の最大多数を占める経済活動の大分類のなかでこれらの被保護者又は扶養者の最大多数を占める中分類のうちから選定する。このため、国際連合経済社会理事会が1948年8月27日にその第7回会期で採択した改正後の全経済活動の国際標準産業分類（この条約の附属書に掲げるもの）又は隨時改正されるこの分類を使用する。

8. 給付の額が地域によって異なる場合には、熟練男子筋肉労働者は、この条の6及び7の規定に従って地域ごとに決定することができる。

9. 熟練男子筋肉労働者の賃金は、労働協約により、国内の法令の適用があるときはこれにより若しくはこれに従い、又は慣習により定められる通常の労働時間に対する賃金を基準とし、生計費手当があるときはこれを含めて、決定する。この賃金が地域によって異なり、かつ、こ

の条の8の規定が適用されない場合には、中位の賃金を採用する。

10. 定期的支払金は、所定の最低額未満であつてはならない。

第20条 1. この条の規定の適用を受ける定期的支払金については、事故の期間中に支払われるべき家族手当の額を加えた給付の額は、当該事故に関し、この条約の附表Ⅱに掲げる標準受給者について、普通成年男子労働者の賃金と標準受給者と同一の家族適用責任を有する被保護者に支払われる家族手当との合計額に同附表に掲げる百分率を乗じて得た額に少なくとも達するものでなければならない。

2. 普通成年男子労働者の賃金、給付及び家族手当は、同一の時を基準として計算する。

3. 標準受給者以外の受給者については、給付は、標準受給者に対する給付と均衡を保つものでなければならない。

4. この条の規定の適用上、普通成年男子労働者は、次の者のいずれかとする。

(a) 電気機械類を除く機械類の製造に従事する未熟練労働者の代表的なものと認められる者

(b) 5の規定に従って選定した未熟練労働者の代表的なものと認められる者

5. 4(b)の規定の適用上未熟練労働者の代表的なものと認められる者は、当該事故について男子被保護者又は被保護者の扶養者の最大多数を占める経済活動の大分類のなかでこれらの被保護者又は扶養者の最大多数を占める中分類のうちから選定する。このため、国際連合経済社会理事会が1948年8月27日にその第7回会期で採択した改正後の全経済活動の国際標準産業分類（この条約の附属書に掲げるもの）又は隨時改正されるこの分類を使用する。

6. 給付の額が地域によって異なる場合には、普通成年男子労働者は、この条の4及び5の規定

に従って地域ごとに決定することができる。

7. 普通成年男子労働者の賃金は、労働協約により、国内の法令の適用があるときはこれにより若しくはこれに従い、又は慣習により定められる通常の労働時間に対する賃金を基準とし、生計費手当があるときはこれを含めて、決定する。この賃金が地域によって異なり、かつ、この条の6の規定が適用されない場合には、中位の賃金を採用する。

8. 定期的支払金は、所定の最低額未満であつてはならない。

第21条 1. 第14条2及び3並びに第18条1の規定に従って支給される現金給付の額は、生計費の実質的変動の結果一般所得水準に実質的変動が生ずる場合には、この一般的所得水準の実質的変動に応じて、再検討するものとする。

2. 各加盟国は、国際労働機関憲章第22条の規定に基づいて提出するこの条約の適用に関する報告中に前記の再検討の結果を含め、かつ、再検討に基づいて執った措置を明記しなければならない。

第22条 1. この条約の規定に従って被保護者に支給すべき給付は、次の期間及び場合には、所定の限度内において停止することができる。

(a) 当該被保護者が当該加盟国の領域内にいない期間

(b) 当該被保護者が公の費用又は社会保障の機関若しくは施設の費用で扶養されている期間

(c) 当該被保護者が虚偽の請求をした場合

(d) 業務災害が当該被保護者の犯罪行為によって生じた場合

(e) 業務災害が当該被保護者のみずから誘発した醉態又は当該被保護者の重大なかつ故意の非行によって生じた場合

(f) 当該被保護者が、妥当な理由なしに、利用しうる医療及びこれに関連する給付若しく

はリハビリテーション施設の利用を怠り、又は事故の発生若しくは継続の立証若しくは受給者の行為に関する所定の規則に従わない場合

(g) 遺族たる配偶者が他の者の配偶者としてその者と同居している期間

2. 所定の場合において、かつ、所定の限度内において、本来支給すべき現金給付の一部は、当該被保護者の被扶養者に支給するものする。

第23条 1. すべての請求人は、給付が拒否された場合又は給付の質若しくは量に関する不服がある場合には、訴えを提起する権利を有する。

2. この条約の適用上、立法機関に対して責任を負う政府機関に医療の管理が委任されている場合には、この条1に定める訴えを提起する権利は、医療の拒否又は受けた医療の質に関する不服については、適当な機関に対して審査を請求する権利に替えることができる。

3. 業務災害給付問題又は一般社会保障問題の処理のために設立され、かつ、被保護者の代表者が参加する特別の審査機関によって請求が解決される場合には、訴えを提起する権利は、与える必要がない。

第24条 1. 公の機関の監督を受ける機関又は立法機関に対して責任を負う政府機関に管理が委任されていない場合には、被保護者の代表者を、所定の条件に基づいて、運営に参加させ、又は顧問たる資格でこれに参与させなければならない。使用者及び公の機関の代表者の参加に關しても、同様に国内の法令で規定することができる。

2. 加盟国は、この条件の適用上関係のある機関及び施設の適当な管理について一般的責任を負うものとする。

第25条 加盟国は、この条約の規定に従って支給される給付の適正な支給について一般的責任を負い、かつ、この目的のために必要なすべて

の措置を執るものとする。

第26条 1. 各加盟国は、所定の条件に基づいて、次の措置を執るものとする。

(a) 労働災害及び職業病の予防に関する措置

(b) 可能な限り身体障害者が従前の活動に復帰することができるよう準備すること又は、これが不可能なときは、身体障害者の適性及び能力を考慮して最も適当な代りの有償活動につくことができるよう準備することを目的としたリハビリテーション施設の設置

(c) 身体障害者の適当な職業への紹介を促進する措置

2. 各加盟国は、労働災害のひん度及び強度に関する情報を、国際労働機関憲章第22条の規定に基づいて提出するこの条約の適用に関する報告中にできる限り含めるものとする。

第27条 各加盟国は、自国の領域内においては、非内国民に対し業務災害給付について内国民に与える待遇と均等の待遇を与えることを確保しなければならない。

第28条 1. この条約は、1921年の労働者補償

(農業) 条約、1925年の労働者補償(災害) 条約、1925年の労働者補償(職業病)

条約及び1934年の労働者補償(職業病) 条約(改正) を改正するものである。

2. 1934年の労働者補償(職業病) 条約

(改正) の当事国である加盟国によるこの条約の批准は、1934年の条約第8条の規定に従い、この条約の効力発生を条件として、当然1934年の条約の即時の廃棄を伴う。ただし、1934年の条約の批准のための開放は、この条約が効力を生じたときも、終了しないものとする。

第29条 1952年の社会保障(最低基準) 条約第75条の規定に従い、同条約第6部及び同条約の他の部の関係規定は、この条約を批准した加盟国についてこの条約が効力を生ずる日からそ

の加盟国に適用されなくなるものとする。ただし、この条約の義務の受諾は、1952年の社会保障(最低基準) 条約第2条の規定の適用上、同条約第6部及び同条約の他の部の関係規定の義務を受諾するものとみなされる。

第30条 この条約において取り扱われている問題に関して将来総会が採択する条約に別段の規定がある場合には、新条約で指定するこの条約の規定は、新条約を批准した加盟国に対し、新条約が当該加盟国について効力を生ずる日から適用されなくなるものとする。

第31条 1. 国際労働機関の総会は、この条約の附表Iの改正に関する問題が議事日程に含まれている会期において、その改正を三分の二の多数により採択することができる。

2. 附表Iの改正は、すでにこの条約の当事国となっている加盟国については、同加盟国がその改正を受諾する旨を国際労働事務局長に通告する時に効力を生ずる。

3. 附表Iの改正は、総会が改正を採択する際に別段の決定を行なわない限り、その後にこの条約を批准する加盟国については、総会がその改正を採択したことを理由として効力を生ずる。

第32条 この条約の正式の批准は、登録のための国際労働事務局長に通知しなければならない。

第33条 1. この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長により登録されたもののみを拘束する。

2. この条約は、二加盟国の批准が事務局長により登録された日の後12箇月で効力を生ずる。

3. その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後12箇月で効力を生ずる。

第34条 1. この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から10年の期間

の満了の後は、登録のための国際労働事務局長に通知する文書によってこの条約を廃棄することができる。この廃棄は、それが登録された日の後1年間は効力を生じない。

2. この条約を批准した加盟国で、1に掲げる10年の期間の満了の後1年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、さらに次の10年間拘束を受けるものとし、その後は、この条に定める条件に基づいて、10年の期間が満了するごとにこの条約を廃棄することができる。

第35条 1. 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録を国際労働機関のすべての加盟国に通告しなければならない。

2. 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日について加盟国の注意を喚起しなければならない。

第36条 国際労働事務局長は、前諸条の規定に従って登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を、国際連合憲章第102条による登録のため国際連合事務総長に通知しなければならない。

第37条 国際労働機関の理事会は、必要と認める時に、この条約の運用に関する報告を総会に提出し、かつ、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討しなければならない。

第38条 1. 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国による改正条約の批准は、改正条約の効力発生を条件として、第34条の規定にかかわらず、当然この条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正条約が効力を生ずる日に終了す

る。

2. この条約は、この条約を批准した加盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第39条 この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。

障害、老齢及び遺族給付に関する条約 〈第128号〉

国際労働機関の総会は、理事会によりジュネーヴに招集されて、1967年6月7日にその第51回会期として会合し、

この会期の議事日程の第4議題である1933年の老齢保険（工業等）条約、1933年の老齢保険（農業）条約、1933年の疾病保険（工業等）条約、1933年の疾病保険（農業）条約、1933年の遺族保険（工業等）条約及び1933年の遺族保険（農業）条約の改正に関する提案の採択を決定し、

この提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定したので、

次の条約（引用に際しては、1967年の障害、老齢及び遺族給付条約と称することができる。）を1967年6月29日に採択する。

第1部 一般規定

第1条 この条約において、

(a) 「法令」とは、法令及び社会保障に

に関する規約をいう。

(b) 「所定の」とは、国内法令により又はこれに基づいて決定されたことをいう。

(c) 「工業的企業」とは、経済活動の次の部門、すなわち、鉱業、採石業、製造業、建設業、電気業、ガス業、水道業、衛生業、運輸業、倉庫業及び通信業におけるすべての企業をいう。

(d) 「居住」とは、加盟国の領域内に通常居住することをいい、「居住者」とは、加盟国の領域内に通常居住する者をいう。

(e) 「被扶養者たる」とは、所定の場合に存在すると推定される被扶養の状態をいう。

(f) 「妻」とは、その夫の被扶養者たる妻をいう。

(g) 「寡婦」とは、その夫の死亡の時にそ の被扶養者であった女子をいう。

(h) 「子」とは、次の者をいう。

(I) 義務教育終了年齢又は15歳のいずれか高い方の年齢に達しない子

(II) 所定の条件の下においては、(I) に定める年齢より高い所定の年齢に達しない子であって、訓練生若しくは学生であるもの又は慢性疾患若しくは病弱のため有償活動に従事することができないもの。ただし、国内法令が「子」とは(I)に定める年齢より相当に高い年齢に達しない子をいうと規定するときは、この要件は、満たされたものとされる。

(i) 「資格期間」とは、所定の拠出期間、雇用期間若しくは居住期間又はこれらの所定の組合せをいう。

(j) 「拠出制給付」及び「無拠出制給付」とは、それぞれ保護対象者若しくはその使用者の直接の費用分担又は職業活動による資格期間に基づいて支給される給付及びこれらに基づかないで支給される給付をいう。

第2条 1 この条約の適用を受ける各加盟国

は、次の規定に従わなければならない。

(a) 第1部の規定

(b) 第2部、第3部及び第4部のうち少なくとも1の部の規定

(c) 第5部及び第6部の関係規定

(d) 第7部の規定

2 各加盟国は、その批准に際し、第2部から第4部までのうちいずれの部についてこの条約の義務を受諾するかを指定しなければならない。

第3条 1 この条約を批准した各加盟国、その後、この条約の第2部から第4部までのうちその批准の際に指定しなかった一又は二以上の部についてこの条約の義務を受諾する旨を国際労働事務局長に通告することができる。

2 1に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、かつ、通告の日から批准と同一の効力を有する。

第4条 1 経済が十分に発達していない加盟国は、その批准の際に行なう宣言により、第9条2、第13条2、第16条2及び第22条2に定める暫定的例外規定を援用することができる。この宣言には、その援用の理由を述べなければならぬ。

2 1の規定に基づく宣言を行なった各加盟国は、国際労働機関憲章第22条の規定に基づいて提出するこの条約の適用に関する報告において、自国が援用しているそれぞれの例外規定について次のいずれかのことを述べなければならない。

(a) 当該規定を援用する理由が存続していること。

(b) 当該規定を援用する権利を一定の日以後放棄すること。

3 1の規定に基づく宣言を行なった各加盟国は、事情が許すときは、被用者たる保護対象者

の数を増加しなければならない。

第5条 加盟国は、その批准の効力が及ぶ第2部から第4部までのいずれかの部の規定に従うために被用者又は全経済活動人口の特定の百分率以上を構成する所定の階層の者を保護しなければならない場合には、その部の規定に従うことと約束するに先だち、この百分率が達成されていることを確認しなければならない。

第6条 加盟国は、第2部、第3部又は第4部の規定に従うため保護対象者について法令により強制的なものとされていないが次の条件を満たす保険で行なわれる保護を考慮に入れることができる。

(a) 公の機関が監督し、又は所定の基準に従って使用者及び労働者が共同で運営すること。

(b) 熟練男子筋肉労働者の所得をこえない所得がある者の相当な部分に適用されること。

(c) 適当な場合には、他の形式の保護と組み合せてこの条約の関係規定に適合すること。

第2部 障害給付

第7条 この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対して障害給付の支給を確保しなければならない。

第8条 保護の対象となる事故には、有償活動における所定の程度の労働不能で、永久的なものとなるおそれがあるか又は一時的若しくは初期的な労働不能の所定の期間の終了の後も存続するものが含まれる。

第9条 1 保護対象者は、次のいずれかとする。

(a) 訓練生を含むすべての被用者

(b) 全経済活動人口の75パーセント以上を構成する所定の階層の経済活動人口

(c) すべての居住者又は事故期間中における生計手段が第28条の要件に適合する所定の限度をこえない居住者

2 第4条の規定に基づいて行なわれた宣言が適用される場合には、保護対象者は、次のいずれかとする。

(a) すべての被用者の25パーセント以上を構成する所定の階層の被用者

(b) 工業的企業におけるすべての被用者の50パーセント以上を構成する工業的企業の所定の階層の被用者

第10条 障害給付は、次の方法で計算される定期的支払い金とする。

(a) 被用者又は経済活動人口の階層が保護される場合には、第26条又は第27条の要件に適合する方法

(b) すべての居住者又は事故期間中における生計手段が所定の限度をこえないすべての居住者が保護される場合には、第28条の要件に適合する方法

第11条 1 保護の対象となる事故が生じた場合には、少なくとも次のいずれかに対して第10条にいう給付を確保しなければならない。

(a) 所定の規則に従い事故の発生前に拠出若しくは雇用について15年又は居住について10年の資格期間を満たした保護対象者

(b) 経済活動に従事するすべての者が原則として保護される場合には、所定の規則に従い事故の発生前に拠出について3年の資格期間を満たし、かつ、労働年齢にあった間を通じて所定の年平均回数又は年回数の拠出金が支払われた保護対象者

2 障害給付が拠出、雇用又は居住についての一定の期間の満了を条件とする場合には、少なくとも次のいずれかに対して減額給付を確保しなければならない。

(a) 所定の規則に従い事故の発生前に拠

出、雇用又は居住について5年の資格期間を満たした保護対象者

(b) 経済活動に従事するすべての者が原則として保護される場合には、所定の規則に従い、事故の発生前に拠出について3年の資格期間を満たし、かつ、労働年齢にあった間を通じて1

(b) に掲げる所定の年平均回数又は年回数の2分の1の拠出金が支払われた保護対象者

3 少なくとも、所定の規則に従い、拠出、雇用又は居住について5年の期間を満たした保護対象者に対し、第5部の要件に従い、かつ、同部の附表に掲げる関係標準受給者に関する百分率から10を減じて計算した給付が確保される場合には、1の規定は、満たされたものとみなす。

4 第5部の附表に掲げる百分率については、その百分率に対応する給付に関する資格期間が、拠出、雇用又は居住について5年をこえるが、拠出若しくは雇用について15年又は居住について10年に満たない場合には、比例的減算を行なうことができる。減額給付は、2の規定に従って支給しなければならない。

5 少なくとも、所定の最高年齢に達するまで年齢の増加とともに増加するが所定の最低年齢において5年をこえない拠出又は雇用についての資格期間を所定の規則に従って満たした保護対象者に対し、第5部の要件に従って計算した給付が確保される場合には、1及び2の規定は、満たされたものとみなす。

第12条 第10条及び第11条に規定する給付は、事故の全期間にわたって又は老齢給付の支給が開始されるまで支給しなければならない。

第13条 1 この部の規定の適用を受ける各加盟国は、所定の条件の下に次のことを行なわなければならない。

(a) 障害の状態にある者が、可能な場合には従前の活動に復帰し、又はこれが可能でない場合にはその適性及び能力を考慮して最も適切

な代替の有償活動に復帰することができるよう準備するためのリハビリテーションに関する事業を行なうこと。

(b) 障害の状態にある者を適切な職業につかせることを促進する措置を執ること。

2 加盟国は、第4条の規定に基づいて行なわれた宣言が適用される場合には、1の規定の適用を排除することができる。

第3部 老 齢 給 付

第14条 この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対して老齢給付の支給を確保しなければならない。

第15条 1 保護の対象となる事故は、所定の年齢をこえる生存とする。

2 所定の年齢は、65歳又は65歳をこえる年齢であって権限のある期間が統計的に立証される人口的、経済的及び社会的基準に十分な考慮を払って決定するものをこえてはならない。

3 所定の年齢が65歳以上である場合には、この年齢は、老齢給付の支給上国内法令によって困難であるか又は健康が害すると認められる職業に従事する者については、所定の条件の下に引き下げなければならない。

第16条 1 保護対象者は、次のいずれかとする。

(a) 訓練生を含むすべての被用者

(b) 全経済活動人口の75パーセント以上を構成する所定の階層の経済活動人口

(c) すべての居住者又は事故期間中における生計手段が第28条の要件に適合する所定の限度をこえない居住者

2 第4条の規定に基づいて行なわれた宣言が適用される場合には、保護対象者は、次のいずれかとする。

(a) すべての被用者の25パーセント以上を構成する所定の階層の被用者

(b) 工業的企業におけるすべての被用者の50パーセント以上を構成する工業的企業の所定の階層の被用者

第17条 老齢給付は、次の方法で計算される定期的支払い金とする。

(a) 被用者又は経済活動人口の階層が保護される場合には、第26条又は第27条の要件に適合する方法

(b) すべての居住者又は事故期間中における生計手段が限度をこえないすべての居住者が保護される場合には、第28条の要件に適合する方法

第18条 1 保護の対象となる事故が生じた場合には、少なくとも次のいずれかに対して第17条にいう給付を確保しなければならない。

(a) 所定の規則に従い事故の発生前に拠出若しくは雇用について30年又は居住について20年の資格期間を満たした保護対象者

(b) 経済活動に従事するすべての者が原則として保護される場合には、事故の発生前に拠出について所定の資格期間を満たし、かつ、労働年齢にあった間を通じて所定の年平均回数の拠出金が支払われた保護対象者

2 老齢給付が拠出又は雇用についての一定の期間の満了を条件とする場合には、少なくとも次のいずれかに対して減額給付を確保しなければならない。

(a) 所定の規則に従い事故の発生前に拠出又は雇用について15年の資格期間を満たした保護対象者

(b) 経済活動に従事するすべての者が原則として保護される場合には、事故の発生前に拠出について所定の資格期間を満たし、かつ、労働年齢にあった間を通じて(b)に掲げる所定の年平均回数の2分の1の拠出金が支払われた

保護対象者

3 少なくとも、所定の規則に従い拠出若しくは雇用について10年又は居住について5年の期間を満たした保護対象者に対し、第5部の要件に従い、かつ、同部の附表に掲げる関係標準受給者に関する百分率から10を減じて計算した給付が確保される場合には、1の規定は、満たされたものとみなす。

4 第5部の附表に掲げる百分率については、その百分率に対応する給付に関する資格期間が、拠出若しくは雇用について10年又は居住について5年をこえるが、拠出若しくは雇用について30年又は居住について20年に満たない場合には、比例的減算を行なうことができる。この資格期間が15年をこえる場合には、2の規定に従って減額給付を支給しなければならない。

第19条 第17条及び第18条に規定する給付は、事故の全期間にわたって支給しなければならない。

第4部 遺族給付

第20条 この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対して障害給付の支給を確保しなければならない。

第21条 1 保護の対象となる事故には、扶養者の死亡の結果その寡婦又は子がこうむる扶養の喪失が含まれる。

2 寡婦については、遺族給付を受ける権利は、所定の年齢に達することを条件とすることができる。この年齢は、老齢給付を受けるための所定の年齢をこえてはならない。

3 次の場合には、年齢に関するいかなる条件をも加えてはならない。

(a) 寡婦が所定の障害の状態にある場合

(b) 寡婦が死亡した者の被扶養たる子を養育している場合

4 子のない寡婦による遺族給付を受ける権利の取得については、一定の婚姻期間を要件とすることができる。

第22条 1 保護対象者は、次のいずれかとする。

(a) 被用者又は訓練生たるすべての扶養者の妻、子及び所定の他の被扶養者

(b) 全経済活動人口の75パーセント以上を構成する所定の階層の経済活動人口に属する扶養者の妻、子及び所定の他の被扶養者

(c) 扶養者を失った居住者たるすべての寡婦、子及び所定の他の被扶養者又は、場合により、これらの者であって事故期間中におけるその生計手段が第38条の要件に適合する所定の限度をこえないもの

2 第4条の規定に基づいて行なわれた宣言が適用される場合には、保護対象者は、次のいずれかとする。

(a) すべての被用者の35パーセント以上を構成する所定の階層の被用者たる扶養者の妻、子及び所定の他の被扶養者

(b) 工業的企業におけるすべての被用者の50パーセント以上を構成する工業的企業の所定の階層の被用者たる扶養者の妻、子及び所定の他の被扶養者

第23条 遺族給付は、次の方で計算される定期的支払い金とする。

(a) 被用者又は経済活動人口の階層が保護される場合には、第26条又は第27条の要件に適合する方法

(b) すべての居住者又は事故期間中における生計手段が所定の限度をこえないすべての居住者が保護される場合には、第28条の要件に適合する方法

第24条 1 保護の対象となる事故が生じた場

合には、少なくとも次のいずれかに対して第23条にいう給付を確保しなければならない。

(a) 保護対象者であって、その扶養者が所定の規則に従い拠出若しくは雇用について15年又は居住について10年の資格期間を満たしたもの。ただし、寡婦に支給される給付については、この要件に替えて、その寡婦が居住について所定の資格期間を満たすことを要件とすることができる。

(b) 経済活動に従事するすべての者の妻及び子が原則として保護される場合には、保護対象者であって、その扶養者が所定の規則に従い拠出について3年の資格期間を満たし、かつ、その扶養者が労働年齢にあった間を通じてその扶養者について所定の年平均回数又は年回数の拠出金が支払われたもの

2 遺族給付が拠出又は雇用についての一定の期間の満了を条件とする場合には、少なくとも次のいずれかに対して減額給付を確保しなければならない。

(a) 保護対象者であって、その扶養者が所定の規則に従い拠出又は雇用について5年の資格期間を満たしたもの

(b) 経済活動に従事するすべての者の妻及び子が原則として保護される場合には、保護対象者であって、その扶養者が所定の規則に従い拠出について3年の資格期間を満たし、かつ、その扶養者が労働年齢にあった間を通じてその扶養者について1 (b) に掲げる所定の年平均回数又は年回数の2分の1の拠出金が支払われたもの

3 少なくとも、保護対象者であって、その扶養者が所定の規則に従い拠出、雇用又は居住について5年の期間を満たしたものに対し、第5部の要件に従い、かつ、同部の附表に掲げる関係標準受給者に関する百分率から10を減じて計算した給付が確保される場合には、1の規定は、

満たされたものとみなす。

4 第5部の附表に掲げる百分率については、その百分率に対応する給付に関する資格期間が、拠出、雇用又は居住について5年をこえるが、拠出若しくは雇用について15年又は居住について10年に満たない場合には、比例的減算を行なうことができる。この資格期間が拠出又は雇用に関するものであるときは、3の規定に従って減額給付を支給しなければならない。

5 少なくとも、保護対象者であって、その扶養者が、所定の最高年齢に達するまで年齢の増加とともに増加するが所定の最低年齢において5年をこえない拠出又は雇用についての資格期間を所定の規則に従って満たしたものに対し、第5部の要件に従って計算した給付が確保される場合には、1及び2の規定は、満たされたものとみなす。

第25条 第23条及び第24条に規定する給付は、事故の全期間にわたって支給しなければならない。

第5部 定期的支払いについて従うべき基準

第26条 1 この条の規定が適用される定期支払い金については、給付の額に事故の期間中に支払われる家族手当の額を加えた額は、当該事故に関し、この部の附表に掲げる標準受給者について、少なくとも、受給者又は扶養者の従前の所得と標準受給者と同一の家族的責任を有する保護対象者に支払われる家族手当との合計額に前記の附表に掲げる百分率を乗じて得た額に達するものでなければならない。

2 受給者又はその扶養者の従前の所得は、所定の規則に従って計算するものとし、保護対象者又はその扶養者がその所得に従って等級に分類されている場合には、それらの者の従前の所

得は、それらの者が属していた等級の基準所得によって計算することができる。

3 給付の額又は給付の計算にあたって考慮される所得については、所定の最大限を設けることができる。この最大限は、受給者又はその扶養者の従前の所得が熟練男子筋肉労働者の賃金に等しいか又はそれより低い場合には、1の規定が満たされるように定めるものとする。

4 受給者又はその扶養者の従前の所得、熟練男子筋肉労働者の賃金、給付及び家族手当は、同一の時を基準として計算するものとする。

5 標準受給者以外の受給者については、給付は、標準受給者に対する給付と均衡を保つものでなければならない。

6 この条の規定の適用上、熟練男子筋肉労働者は、次のいずれかとする。

(a) 電気機械以外の機械の製造業における取付工又は旋盤工

(b) 7の規定による典型的な熟練労働者と認められる者

(c) すべての保護対象者のうち75パーセントの者の所得が等しいか又はこれをこえる所得がある者。この所得は、所定の1年又はこれより短い期間に基づいて決定するものとする。

(d) すべての保護対象者の平均所得の125パーセントに等しい所得がある者

7 6(b)の規定の適用上、典型的な熟練労働者と認められる者は、経済活動に従事している者のうち当該事故についての男子たる保護対象者又は保護対象者の扶養者の最大多数を擁する大分類の経済活動中これらの保護対象者又は扶養者の最大多数を擁する中分類の経済活動において雇用される者とする。このため、国際連合経済社会理事会が1948年8月27日にその第7回会期において採択した全経済活動の国際標準産業分類（1958年までの改正を含みこの条約の

付属書に掲げる) 又はさらに改正されることがある同分類を使用するものとする。

8 納付の額が地域によって異なる場合には、熟練男子筋肉労働者は、6及び7の規定に従って地域ごとに決定することができる。

9 熟練男子筋肉労働者の賃金は、労働協約により、国内法令が適用されるときはこれにより若しくはこれに基づいて又は慣習により定められる通常の労働時間に対する賃金を基準として、生計費手当があるときはこれを含めて決定する。この賃金が地域によって異なり、かつ、8の規定が適用されない場合には、中央値の賃金を採用するものとする。

第27条 1 この条の規定が適用される定期支払い金については、給付の額に事故の期間中に支払われる家族手当の額を加えた額は、当該事故に関し、この部の附表に掲げる標準受給者について、少なくとも、普通成年男子労働者の賃金と標準受給者と同一の家族的責任を有する保護対象者に支払われる家族手当との合計額に前記の附表に掲げる百分率を乗じて得た額に達するものでなければならない。

2 普通成年男子労働者の賃金、給付及び家族手当は、同一の時を基準として、計算するものとする。

3 標準受給者以外の受給者については、給付は、標準受給者に対する給付と均衡を保つものでなければならない。

4 この条の規定の適用上、普通成年男子労働者は、次のいずれかとする。

(a) 電気機械以外の機械の製造業における典型的な未熟練労働者と認められる者

(b) 5の規定による典型的な未熟練労働者と認められる者

5 4(b)の規定の適用上、典型的な未熟練労働者と認められる者は、経済活動に従事している者のうち当該事故についての男子たる保護

対象者又は保護対象者の扶養者の最大多数を擁する大分類の経済活動中これらの保護対象者又は扶養者の最大多数を擁する中分類の経済活動において雇用される者とする。このため、国際連合経済社会理事会が1948年8月27日にその第7回会期において採択した全経済活動の国際標準産業分類(1958年までの改正を含みこの条約の付属書に掲げる)又はさらに改正されることがある同分類を使用するものとする。

6 納付の額が地域によって異なる場合には、普通成年男子労働者は、4及び5の規定に従って地域ごとに決定することができる。

7 普通成年男子労働者の賃金は、労働協約により、国内法令が適用されるときはこれにより若しくはこれに基づいて又は慣習により定められる通常の労働時間に対する賃金を基準として、生計費手当があるときはこれを含めて決定する。この賃金が地域によって異なり、かつ、6の規定が適用されない場合には、中央値の賃金を採用するものとする。

第28条 この条の規定が適用される定期的支払金については、

(a) 納付の額は、所定の給付表又は権限のある公の機関が所定の規則に従って定める給付表に従って決定するものとする。

(b) 前記の額は、受給者及びその家族の他の生計手段が所定の相当な額又は権限のある公の機関が所定の規則に従って定める相当な額をこえる場合には、その限度においてのみ減額することができる。

(c) 納付及び他の生計手段の合計額から

(b)に規定する相当な額を控除した額は、受給者及びその家族が健康なかつ人間たるにふさわしい生活を営むため十分なものであり、かつ、第27条の要件に従って計算する当該給付を下回らないものでなければならない。

(d) 該当する部の規定に基づいて支払われ

る給付の総額が、第27条の規定及び次の規定を適用して得られる給付の総額を少なくとも30パーセント上回る場合には、(c)の規定は、満たされたものとみなす。

- (1) 第2部については第9条1(b)の規定
- (2) 第3部については第16条1(b)の規定
- (3) 第4部については第22条1(b)の規定

第29条 1 第10条、第17条及び第23条の規定による現に支払われる現金給付の額は、所得の一般的水準又は生計費に相当な変動を生じた場合は、再検討するものとする。

2 各加盟国は、国際労働機関憲章第22条の規定に基づいて提出するこの条約の適用に関する報告中に前記の再検討の結果を含め、かつこれについて執った措置を明記しなければならない。

第5部の附表

標準受給者に対する

定期的支払金

	事故	標準受給者	百分率
第2部	障害	妻及び2子を有する男子	50
第3部	老齢	年金受給年齢の妻の有する男子	45
第4部	扶養者の死亡	2子を有する寡婦	45

第6部 共通規定

第30条 国内法令は、所定の条件の下に拠出制の障害、老齢及び遺族給付について取得の過程にある権利の保全について規定するものとする。

第31条 1 障害、老齢又は遺族給付の支給は、受給者が有償活動に従事する場合には、所定の条件の下に停止することができる。

3 拠出制の障害、老齢又は遺族給付は、受給者の所得が所定の額をこえる場合には、減額することができる。給付の減額は、所得の額をこえて行なってはならない。

3 無拠出制の障害、老齢又は遺族給付は、受給者の所得若しくは他の生計手段又はこれらの合計が所定の額をこえる場合には、減額することができる。

第32条 1 保護対象者が第2部から第4部までのうちいずれかの部の規定に従って本来受ける権利を有する給付は、次の場合に所定の限度まで停止することができる。

(a) その者が当該加盟国の領域内にいない間。ただし、所定の条件の下に、拠出制の給付の場合を除く。

(b) その者が公の費用又は社会保障の機関若しくは事業の費用で扶養されている間

(c) その者が虚偽の請求を行なった場合

(d) 事故がその者の犯罪行為によって生じた場合

(e) 事故がその者の故意の重大な非行によって生じた場合

(f) 適当な場合において、その者が正当な理由なしに、利用に供されている医療施設若しくはリハビリテーションに関する事業の利用を怠り又は事故の発生若しくは継続の立証若しくは受給者の行為に関する所定の規則に従わない場合

(g) 寡婦に対する遺族給付については、その寡婦が妻として男と同居している間

3 本来支給すべき給付の一部は、所定の場合においてかつ所定の限度まで当該者の被扶養者に支給するものとする。

第33条 1 保護対象者がこの条約で定める2以

上の給付を同時に受ける権利を有する場合には、これらの給付は所定の条件の下にかつ所定の限度まで減額することができる。保護対象者は、総額において少なくとも最も有利な給付の額に等しい額を受けるものとする。

3 保護対象者が、この条約で定める給付を受ける権利を有し、かつ、同一の事故について他の社会保障現金給付（家族給付を除く。）を受けている場合には、この条約に基づく給付は、所定の条件の下にかつ所定の限度まで減額し又は停止することができる。ただし、減額され又は停止される給付の部分は、前記の他の給付の額をこえないものとする。

第34条 1 請求人は、給付が拒否された場合又は給付の質若しくは量に関する不服がある場合には、訴えを提起する権利を有するものとする。

3 請求人が、適当な場合に、自己が選んだ資格のある者又は保護対象者を代表する団体が派遣する者によって代理され、又は援助されることを認めるための所定の手続を設けるものとする。

第35条 1 各加盟国は、この条約に従って支給される給付の正当な支給について一般的責任を負い、かつ、このため必要なすべての措置を執るものとする。

3 各加盟国は、この条約の適用に關係のある機関及び事業の適正な運営について一般的責任を負うものとする。

第36条 公の機関の監督を受ける機関により又は立法機関に対して責任を負う政府機関により運営が行なわれていない場合には、保護対象者の代表者は、所定の条件の下に運営に参加するものとする。使用者及び公の機関の代表者の参加についても、国内法令で同様に規定することができる。

第7部 雜 則

第37条 法令により被用者を保護する加盟国は、必要な場合には、次の者をこの条約の適用から除外することができる。

- (a) 臨時に雇用される者
- (b) 使用者と同居する使用者の家族の構成員であつて使用者のために労働する者
- (c) (a) 及び (b) の規定に基づいて除外される者以外のすべての被用者の10パーセントをこえない他の種類の被用者

第38条 1 法令により被用者を保護する加盟国は、その批准の際に行なう宣言により、農業部門の被用者であつてその批准の時にまだ法令によって保護されていないものをこの条約の適用から一時的に除外することができる。

3 1の規定に基づく宣言を行なった各加盟国は、国際労働機関憲章第22条の規定に基づいて提出するこの条約の適用に関する報告において、農業部門の被用者についてこの条約の規定がどの程度に実施されているか又は実施されようとしているかを示し、かつ、これらの被用者にこの条約を適用するために達成された進歩を示すものとし、報告すべき変更がない場合には、すべての適当な説明を行なうものとする。

3 1の規定に基づく宣言を行なった各加盟国は、事情が許す限度までかつ事情が許す速度で農業部門の被用者たる保護対象者の数を増加するものとする。

第39条 1 この条約を批准する加盟国は、次の者がこの条約で要求される給付に少なくとも総額において等しい給付を支給する特別の制度によって保護されている場合には、その批准の際に行なう宣言により、それらの者をこの条約の適用から除外することができる。

- (a) 船員（漁船員を含む）

(b) 公務員

3 加盟国は、1の規定に基づく宣言が適用される場合には、第9条1(b) 及び2(b) 、第16条1及び2、第22条1及び2(b) 並びに第37条(c) に掲げる百分率の計算にあたって考慮される人数から、この条約の適用から除外される種類に属する者を除外することができる。

3 1の規定に基づく宣言を行なった加盟国は、その後、国際労働事務局長に対し、その批准の時に除外した種類の者についてこの条約の義務を受諾する旨を通告することができる。

第40条 保護対象者が扶養者の死亡の場合に国内法令に基づき遺族給付以外の定期的給付を受ける権利を有するときは、その定期的給付はこの条約の適用上遺族給付とみなすことができる。

第41条 1 加盟国は、次の条件を満たす場合には、2の規定を援用することができる。

(a) 第2部、第3部及び第4の規定についてこの条約の義務を受諾すること。

(b) 第9条1(b) 、第16条¹(b) 及び第2条1(b) で要求する百分率に少なくとも10を加えた百分率の経済活動人口を保護し、又は第9条1(c) 、第16条1(c) 及び第22条1の規定に従うこと。

(c) 第3部、第3部及び第4に規定する事故のうち少なくとも3の事故について、第5部の附表に掲げる百分率に少なくとも5を加えた百分率に相当する額の給付を確保すること。

2 前記の加盟国は、次のことを行なうことができる。

(a) 第11条3及び第34条3の規定の適用上、そこに定める3年の期間を5年の期間とすること。

(b) 第21条で要求する方法とは異なるが、受給者の総数が第21条の規定を適用した場合における受給者の数より少なくなならないことを確保するような方法で遺族給付の受給者を決定すること。

3 2の規定を援用した各加盟国は、国際労働機関憲章第22条の規定に基づいて提出するこの条約の適用に関する報告において、3に規定する事項に関する自国の法律及び慣習の現況並びにこの条約の条項の完全な適用のために達成された進歩を示すものとする。

第42条 1 加盟国は、次の条件を満たす場合には、第2部、第3部及び第4部の特定の規定の適用を排除することができる。ただし、当該部の規定に基づいて支給される給付の総額は、少なくとも、当該部のすべての規定を適用することによって得られる総額の110パーセントに等しい額でなければならない。

(a) 第3部、第3部及び第4部の規定についてこの条約の義務を受諾すること。

(b) 第9条1(b) 、第16条1(b) 及び第2条1(b) で要求する百分率に少なくとも10を加えた百分率の経済活動人口を保護し、又は第9条1(c) 、第16条1(c) 及び第22(c) 条1の規定に従うこと。

2 前記の適用排除を行なった各加盟国は、国際労働機関憲章第22条の規定に基づいて提出するこの条約の適用に関する報告において、この適用排除に関する自国の法律及び慣習の現況並びにこの条約の完全な適用のために達成された進歩を示すものとする。

第43条 この条約は、次のものには適用しない。

(a) 当該加盟国についてこの条約の該当する部が効力を生ずる日前に生じた事故

(b) 当該加盟国についてこの条約の該当する部が効力を生ずる日後に生ずる事故について支給される給付であって、この給付を受ける権利がその日前の期間に由来するもの

第44条 1 この条約は、この条に定める条件の下に、1933年の老齢保険（工業等）条約、1933年の老齢保険（農業）条約、1933年の廃疾保

険（工業等）条約、1933年の疾病保険（農業）条約、1933年の遺族保険（工業等）条約及び1933年の遺族保険（農業）条約を改正するものである。

2 改正された1又は2以上の条約の当事国である加盟国によるこの条約の義務の受諾の法的効果は、この条約の効力発生を条件として、その加盟国について次のとおりとする。

(a) この条約の第2部の義務の受諾は、当然1933年の廃疾保険（工業等）条約及び1933年の廃疾保険（農業）条約の即時の廃棄を伴う。

(b) この条約の第3部の義務の受諾は、当然1933年の老齢保険（工業等）条約及び1933年の老齢保険（農業）条約の即時の廃棄を伴う。

(c) この条約の第4部の義務の受諾は、当然1933年の遺族保険（工業等）条約及び1933年の遺族保険（農業）条約の即時の廃棄を伴う。

第45条 1 1952年社会保障（最低基準）条約第75条の規定に従い、同条約の次の部の規定及び同条約の他の部の関係規定は、第38条の規定に基づく宣言が適用されない場合において、この条約を批准した加盟国がこの条約によって拘束される日からその加盟国に適用されなくなるものとする。

(a) 加盟国が第2部についてこの条約の義務を受諾した場合には第9部

(b) 加盟国が第3部についてこの条約の義務を受諾した場合には第5部

(c) 加盟国が第4部についてこの条約の義務を受諾した場合には第10部

2 この契約の義務の受諾は、第38条の規定に基づく宣言が適用されないことを条件として、1952年の社会保障（最低基準）条約第2条の規定の適用上、同条約の次の部の規定及び同条約の他の部の関係規定の義務の受諾を構成するものとみなす。

(a) 加盟国が第2部についてこの条約の義

務を受諾した場合には第9部

(b) 加盟国が第3部についてこの条約の義務を受諾した場合には第5部

(c) 加盟国が第4部についてこの条約の義務を受諾した場合には第10部

第46条 この条約で規定する問題に関して将来総会が採択する条約にその旨の規定がある場合には、新条約で指定するこの条約の規定は、新条約を批准した加盟国について、新条約が当該加盟国について効力を生ずる日から適用されなくなるものとする。

第8部 最終規定

第47条 この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知しなければならない。

第48条 1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長により登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、2加盟国の批准が事務局長により登録された日の後12箇月で効力を生ずる

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後12箇月で効力を生ずる。

第49条 1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から10年の期間の満了の後は、登録のため国際労働事務局長に通知する文書によってこの条約又はこの条約の第2部から第4部までのうちの1若しくは2以上の部を廃棄することができる。その廃棄は、それが登録された日の後1年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1に掲げる10年の期間の満了の後1年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、さらに10年間拘束を受けるものとし、その後は、この条に定める条件に基づいて、10年の期間が満了するごとにこの条約又はこの条約の第2部から第4部までのうちの1若しくは2以上の部を廃棄すること

ができる。

第50条 1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告しなければならない。

2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際にこの条約が効力を生ずる日について加盟国の注意を喚起しなければならない。

第51条 国際労働事務局長は、前諸条の規定に従って登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合憲章第102条の規定による登録のため国際連合事務総長に通知しなければならない。

第52条 国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出しなければならず、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討しなければならない。

第53条 1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国による改正条約の批准は、改正条約の効力発生を条件として、第49条の規定にかかわらず、当然この条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国によるこの条約を批准のための開放は、改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、この条約を批准した加盟国で改正条約を批准していないものについて、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第54条 この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。

附属書

全経済活動の国際標準産業分類（1958年までの改正を含む。）

大分類及び中分類表

大分類 0 農業、林業、狩猟業及び漁業

中分類 01 農業

02 林業及び伐木業

03 狩猟業、わなかけ業及び獵鳥獸
増殖業

04 漁業

大分類 1 鉱業及び採石業

中分類 11 石炭鉱業

12 金属鉱業

13 原油業及び天然ガス業

14 岩石、粘土及び砂の採取業

19 その他の非金属の鉱業及び採取業

大分類 2-3 製造業

中分類 20 食料品製造業（飲料品製造業を除く。）

21 飲料品製造業

22 たばこ製造業

23 繊維製品製造業

24 はき物その他の衣服類及び繊維既製品の製造業

25 木材及びコルクの製造業（家具製造業を除く。）

26 家具及び装備品の製造業

27 紙及び紙製品の製造業

28 印刷業、出版業及び関連産業

29 皮革、皮革製品及び毛皮製品の製造業（はき物その他の衣服類の製造業を除く。）

30 ゴム製品製造業

31 化学薬品及び化学製品の製造業

	32	石油製品及び石炭製品の製造業
	33	非金属鉱物製品製造業（石油製品及び石炭製品の製造業を除く。）
	34	第1次金属工業
	35	金属製品製造業（機械及び輸送機材の製造業を除く。）
	36	機械製造業（電気機械製造業を除く。）
	37	電気機械、電気装置、電気器具及び電気用品の製造業
	38	輸送機材製造業
	39	その他の製造業
大分類	4	建設業
中分類	40	建設業
大分類	5	電気業、ガス業、水道業及び衛生業
中分類	51	電気業、ガス業及びスチーム業
	52	水道業及び衛生業
大分類	6	商業
中分類	61	卸売業及び小売業
	62	銀行その他の金融業
	63	保険業
	64	不動産業
大分類	7	運輸業、倉庫業及び通信業
中分類	71	運輸業
	72	倉庫業及び保管業
	73	通信業
大分類	8	サービス
中分類	81	政府サービス
	82	対社会サービス
	83	对企业サービス
	84	娯楽サービス
	85	対個人サービス
大分類	9	分類不能の経済活動
中分類	90	分類不能の経済活動

医療及び疾病給付に関する条約〈第130号〉

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、1969年6月4日にその第53回会期として会合し、この会期の議事日程の第6議題である1927年の疾病保険（工業）条約及び1927年の疾病保険（農業）条約の改正に関する提案の採択を決定し、この提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定したので、次の条約（引用に際しては、1969年の医療及び疾病給付条約と称することができる。）を1969年6月25日に採択する。

第1部 一般規定

第1条 この条約において、

(a) 「法令」とは、法令及び社会保障に関する規約をいう。

(b) 「所定の」とは、国内法令により又はこれにもとづいて決定されたことをいう。

(c) 「工業的企業」とは、経済活動のつなわち、鉱業、採石業、製造業、建設業、電気業、ガス業、水道業、運輸業、倉庫業及び通信業におけるすべての企業をいう。

(d) 「居住」とは、加盟国の領域内に通常居住することをいい、「居住者」とは、加盟国の領域内に通常居住する者をいう。

(e) 「被扶養者たる」とは、所定の場合に存在すると推定される被扶養者の状態をいう。

(f) 「妻」とは、その夫の被扶養者たる妻をいう。

(g) 「子」とは、次の者をいう。

① 学校卒業年齢又は15歳のいずれか高い方の年齢に達しない子。ただし、第2条の規定に基づく宣言を行なった加盟国は、その宣言が効力を有する間、「子」とは学校卒業年齢又は15歳に達しない子をいうものとしてこの条約を適用することができる。

② 所定の条件の下においては、①に定める年齢より高い所定の年齢に達しない子であって、訓練生もしくは学生であるもの又は慢性疾患若しくは病弱のため有償活動に従事することができないもの。ただし、国内法令が「子」とは①に定める年齢より相当高い年齢に達しない子をいうと規定するときは、この要件は、満たされないものとみなされる。

(h) 「標準受給者」とは、妻及び二子を有する男子をいう。

(i) 「資格期間」とは、所定の拠出期間、雇用期間若しくは居住期間又はこれらの所定の組合せをいう。

(j) 「疾病」とは、原因の如何を問わないすべての病的状態をいう。

(k) 「医療」とは、関連する給付を含む。

第2条 1 経済及び医療施設が十分に発達していない加盟国は、その批准の際に行なう宣言により、第1条 (g) ①、第11条、第14条、第20条及び第26条2に定める暫定的例外規定を援用することができる。この宣言には、その援用の理由を述べなければならない。

2 1の規定に基づく宣言を行なったすべての加盟国は、国際労働機関憲章第22条の規定に基づいて提出するこの条約の適用に関する報告において、自国が援用しているそれぞれの例外規定について次のいずれかのことを述べなければならない。

(a) 当該規定を援用する理由が存続している事。

(b) 当該規定を援用する権利を一定の日以後放棄すること。

3 1の規定に基づく宣言を行なった各加盟国は、その宣言の目的に従い、かつ、事情が許すときは、次のことを行なわなければならない。

(a) 保護対象者の数を増加すること。

(b) 支給する医療の範囲を拡大すること。

(c) 疾病給付の期間を延長すること。

第3条 1 法令により被用者を保護するすべての加盟国は、その批准の際に行なう宣言により、農業部門の被用者であってその批准の時にこの条約の基準に適合する法令によっていまだ保護されていないものをこの条約の適用から一時的に除外することができる。

2 1の規定に基づく宣言を行なったすべての加盟国は、国際労働機関憲章第22条に基づいて提出するこの条約の適用に関する報告において、農業部門の被用者についてこの条約の規定がどの程度に実施されているか、又は実施されようとしているか、及びこれらの被用者にこの条約を適用するために行なわれたすべての進歩を記載し、また、報告すべき変更がない場合には、すべての適当な説明を送付するものとする。

3 1の規定に基づく宣言を行なったすべての加盟国は、事情の許す限度まで、かつ、事情の許す速度で、農業部門の被用者たる保護対象者の数を増加するものとする。

第4条 1 この条約を批准するすべての加盟国は、次の種類に属する者がこの条約で要求される給付に少なくとも総額において等しい給付を支給する特別の制度によって保護されている場合には、その批准の際に行なう宣言により、それらの者をこの条約の適用から除外することができる。

(a) 船員（海上漁業に従事する者を含む）

(b) 公務員

2 1の規定に基づく宣言が適用される場合は、当該加盟国は、

(a) 第5条 (c) 、第10条 (b) 、第11条、第19条 (b) 及び第20条に定める百分率を計算するに当たって考慮される者の数からこの条約の適用から除外される種類に属する者を除外することができる。

(b) 第10条に定める百分率を計算するに当たって考慮される者の数からこの条約の適用から除外される種類に属する者並びにこれらの者の妻及び子を除外することができる。

3 1の規定に基づく宣言を行なったすべての加盟国は、その後において、国際労働事務局長に対し、この条約を批准する時に除外した種類についてこの条約の義務を受諾する旨を通告することができる。

第5条 法令により被用者を保護するすべての加盟国は、必要に応じて、次の者をこの条約の適用から除外することができる。

(a) 臨時的に雇用される者

(b) 使用者と同居する使用者の家族の構成員であって、使用者のために労働するもの

(c) その他の種類に属する被用者で (a) 及び (b) の規定に基づいて除外される者以外の被用者の総数の10%をこえないもの

第6条 加盟国は、この条約の規定に従うため、保護対象者について批准の時に法令により強制的なものとされないが、次の条件を満たす保険で行なわれる保護を考慮に入れることができる。

(a) 公の機関が監督し、又は所定の基準に従って使用者及び労働者が共同で運営すること。

(b) 第22条6に定める熟練男子筋肉労働者の所得をこえない所得がある者の相当な部分に適用されること。

(c) 適当な場合には、他の形式の保護と組

み合せてこの条約の関係規定に適合すること。

第7条 保護の対象となる事故には、次のものが含まれる。

(a) 治療的性質の医療の必要及び所定条件の下における予防的性質の医療の必要

(b) 国内法令の定めるところにより疾病に起因し、かつ、所得の停止を伴う労働不能

第2部 医 療

第8条 すべての加盟国は、第7条 (a) に定める事故について、所定の条件に従って、保護対象者に対し治療的又は予防的性質の医療の支給を確保しなければならない。

第9条 第8条に定める医療は、保護対象者の健康、労働能力及び自己の用を弁ずる能力を維持し、回復し、又は増進するため与えなければならない。

第10条 第7条 (a) に定める事故に関する保護対象者は、次のいずれかとする。

(a) 訓練生を含むすべての被用者並びにその妻及び子

(b) 全経済活動人口の75%以上を構成する所定の階層の経済活動人口並びに当該階層に属する者の妻及び子

(c) 全住民の75%以上を構成する所定の階層の居住者

第11条 第2条の規定に基づいて行なわれた宣言が適用される場合には、第7条 (a) に定める事故に関する保護対象者は、次のいずれかとする。

(a) すべての被用者の25%以上を構成する所定の階層の被用者並びに当該階層に属する被用者の妻及び子

(b) 工業的企業におけるすべての被用者の50%以上を構成する工業的企業の所定の階層の被用者並びに当該階層に属する被用者の妻及び

子

第12条 障害、老齢、扶養者の死亡又は失業について社会保障給付を受けている者、並びに適当な場合にはその妻及び子は、第7条（a）に定める事故について、所定の条件に従って、引き続き保護されるものとする。

第13条 第8条に定める医療は、少なくとも次のものを含まなければならない。

（a）往診を含む一般医の診療

（b）病院における専門医の入院患者及び通院患者に対する診療並び病院外で行われる専門医の診療

（c）医師その他資格のある者が処方する必要な薬剤

（d）必要がある場合の入院

（e）所定の歯科診療

（f）所定の補装具及び整形外科器具の供給、保守及び更新を含む医療更生

第14条 第2条の規定に基づいて行なわれた宣言が適用される場合には、第8条に定める医療は、少なくとも次のものを含まなければならない。

（a）可能な場合における往診を含む一般医の診療

（b）病院における専門医の入院患者及び通院患者に対する診療並び可能な場合に病院外で行なわれる専門医の診療

（c）医師その他資格のある者が処方する必要な薬剤

（d）必要がある場合の入院

第15条 加盟国の法令が第8条に定める医療を受ける権利に保護対象者又はその扶養者が資格期間を満たす条件を付している場合には、この資格期間に関する条件は、通常保護対象者の種類に属する者から給付を受ける権利を奪わないようなものでなければならない。

第16条 1. 第8条に定める医療は、事故の全

期間にわたって支給しなければならない。

2 受給者が保護対象者の種類に属さなくなる場合には、当該受給者が前記の種類に属していた間に発生した疾病について医療を受ける権利は、26週を下らない所定の期間に制限することができる。ただし、当該医療は、当該受給者が疾病給付を引き続き受けている間は、停止してはならない。

3 2の規定にかかわらず、医療の期間は、診療の延長を要すると認められる所定の疾病について延長しなければならない。

第17条 加盟国の法令により受給者又はその扶養者が第8条に定める医療の費用を分担しなければならない場合には、この費用の分担に関する規則は、過重な負担を避け、かつ、医療的及び社会的保護の効果を損なわないよう考慮しなければならない。

第3部 疾病給付

第18条 すべての加盟国は、第7条（b）に定める事故について、所定の条件に従って、保護対象者に対し疾病給付の支給を確保しなければならない。

第19条 第7条（b）に定める事故に関する保護対象者は、次のいずれかとする。

（a）訓練を含むすべての被用者

（b）全経済活動人口の75%以上を構成する所定の階層の経済活動人口

（c）事故期間中における生計手段が第25条の要件に適合する所定の限度をこえないすべての居住者

第20条 第2条の規定に基づいて行なわれた宣言が適用される場合には、第7条（b）に定める事故に関する保護対象者は、次のいずれかとする。

（a）すべての被用者の25%以上を構成する

所定の階層の被用者

(b) 工業的企業におけるすべての被用者の50%以上を構成する工業的企業の所定の階層の被用者

第21条 第18条に定める疾病給付は、定期的支払金とし、かつ、

(a) 被用者又は経済活動人口の階層が保護される場合には、第22条又は23条の要件に適合する方法で計算されなければならない。

(b) 事故期間中における生計手段が所定の限度をこえないすべての居住者が保護される場合には、第24条の要件に適合する方法で計算されなければならない。

第22条 1. この条の規定が適用される定期的支払金については、給付の額に事故の期間中に支払われる家族手当の額を加える額は、標準受給者について、第7条(b)に定める事故に関し、少なくとも、受給者の従前の所得と標準受給者と同一の家族的責任を有する保護対象者に支払われる家族手当との合計額の60%に達するものでなければならない。

2 受給者の従前の所得は、所定の規則に従って計算するものとし、保護対象者がその所得に従って階層に分類されている場合には、それらの者の従前の所得は、それらの者が属していた階層の基準所得によって計算することができる。

3 給付の額又は給付の計算に当たって考慮される所得については、所定の最大限を設けることができる。この最大限は、受給者の従前の所得が熟練男子筋肉労働者の賃金に等しいか又はそれより低い場合には、1の規定が満たされるように定めるものとする。

4 受給者の従前の所得、熟練男子筋肉労働者の賃金、給付及び家族手当は、同一の時を基準として計算するものとする。

5 標準受給者については、給付は、標準受給

者に対する給付と均衡を保つものでなければならぬ。

6 この条の規定の適用上、熟練男子筋肉労働者は、次のいずれかとする。

(a) 電気機械以外の機械の製造業における取付工又は旋盤工

(b) 7の規定による典型的な熟練労働者と認められる者

(c) すべての保護対象者のうち75%の者の所得に等しいか又はこれをこえる所得がある者。この所得は、所定の一年又はこれより短い期間に基づいて決定するものとする。

(d) すべての保護対象者の平均所得の125%に等しい所得がある者

7 6(b) の規定の適用上、典型的な熟練労働者と認められる者は、経済活動に従事している者のうち第7条(b)に定める事故についての男子たる保護対象者の最大多数を擁する中分類の経済活動中にこれらの保護対象者の最大多数を擁する小分類の経済活動において雇用される者とする。このため、国際連合経済社会理事会が1948年8月27日にその第7回会期において採択した全経済活動の国際標準産業分類（1968年までの改正を含み、この条約の附属書として掲げる。）又はさらに改正されることがある同分類を使用するものとする。

8. 給付の額が地域によって異なる場合には、熟練男子筋肉労働者は、6及び7の規定に従って地域ごとに決定することができる。

9. 熟練男子筋肉労働者の賃金は、労働協約により、国内法令が適用されるときはこれにより若しくはこれにもとづいて又は慣習により定められる通常の労働時間に対する賃金を基準として、生計費手当があるときはこれを含めて決定する。この賃金が地域によって異なり、かつ8の規定の適用がない場合には、中央値の賃金を採用する。

第23条 1. この条の規定が適用される定期的支払金については、給付の額に事故の期間中に支払われる家族手当の額を加えた額は、標準受給者について第7条（b）に定める事故に関し、少なくとも、普通成年男子労働者の賃金と標準受給者と同一の家族的責任を有する保護対象者に支払われる家族手当との合計額の60%に達するものでなければならない。

2 普通成年男子労働者の賃金、給付及び家族手当は、同一の時を基準として計算するものとする。

3 標準受給者以外の受給者については、給付は、標準受給者に対する給付と均衡を保つものでなければならない。

4 この条の規定の適用上、普通成年男子労働者は、次のいずれかとする。

（a）電気機械以外の機械の製造業における典型的な未熟練労働者と認められる者

（b）5の規定による典型的な未熟練労働者と認められる者

5 4（b）の規定の適用上、典型的な未熟練労働者と認められる者は、経済活動に従事している者たちのうち第7条（b）に定める事故についての男子たる保護対象者の最大多数を擁する中分類の経済活動中これらの保護対象者の最大多数を擁する小分類の経済活動について雇用される者とする。このため、国際連合経済社会理事会が1948年8月27日にその第7回会期において採択した全経済活動の国際標準産業分類（1968年までの改正を含み、この条約の附属書に掲げる。）又はさらに改正があることのある同分類を使用するものとする。

6 給付の額が地域によって異なる場合には、普通成年男子労働者は、4及び5の規定に従って地域ごとに決定することができる。

7 普通成年男子労働者の賃金は、労働協約により、国内法令が適用されるときはこれにより

若しくはこれに基づいて、又は慣習により定められる通常の労働時間に対する賃金を基準とし、生計費手当があるときはこれを含めて決定する。この賃金が地域によって異なり、かつ、6の規定の適用がない場合には、中央値の賃金を採用するものとする。

第24条 この条約の規定が適用される定期的支払金については、

（a）給付の額は、所定の給付表又は権限のある公の機関が所定の規則に従って定める給付表に従って定める給付表に従って決定するものとする。

（b）前記の額は、受給者及びその家族の他の生計手段が所定の相当な額又は権限のある公の機関が所定の規則に従って定める相当な額をこえる場合には、その限度においてのみ減額することができる。

（c）給付及び他の生計手段の合計額から、（b）に規定する相当な額を控除した額は、受給者及びその家族が健康なかつ人間たるにふさわしい生活を営むため十分なものであり、かつ、第23条の要件に従って計算する給付を下回らないものでなければならない。

（d）この条約の規定に基づいて支払われる疾病給付の総額が、第23条の規定及び第19条（b）の規定を適用して得られる給付の総額を少なくとも30%上回る場合には、（c）の規定は、満たされたものとみなす。

第25条 加盟国の法令が、第18条に定める疾病給付を受ける権利に保護対象者が資格機関を満たす条件を付している場合には、この資格機関に関する条件は、通常保護対象者の種類に属する者から給付を受ける権利を奪わないようなものでなければならない。

第26条 1. 第18条に定める疾病給付は、事故の全期間にわたって支給しなければならない。ただし、給付の支給期間は、所定の労働不能の

都度52週以上に制限することができる。

2 第2条の規定に基づいて行なわれた宣言が適用される場合には、第18条に定める疾病給付の支給期間は、所定の労働不能の都度26週以上に制限することができる。

3 加盟国の法令が最初の所得停止期間中は疾病給付を支給すべきでないと規定する場合には、この期間は、3日をこえてはならない。

第27条 1. 第18条に定める疾病給付の支給を受けている者又はこの支給を受ける権利を有する者が死亡する場合には、所定の条件に従って、前記の者の遺族、その他の被扶養者又は葬祭の費用を負担した者に対し葬祭給付を支払わなければならない。

2 加盟国は、次の場合には、1の規定の適用を除外することができる。

(a) 当該加盟国が1967年の障害、老齢及び遺族給付条約の第4部の義務を受諾している場合

(b) 当該加盟国がその法令において保護対象者の所得の80%以上の額の現金疾病給付を支給すると規定している場合

(c) 保護対象者の大多数が公の機関の監督を受ける任意の保険から葬祭給付の支給を受けている場合

第4部 共 通 規 定

第28条 1. 保護対象者がこの条約の規定に従って本来受ける権利を有する給付は、次の場合に所定の限度まで停止することができる。

(a) その者が当該加盟国の領域内にいない間

(b) その者が事故について第三者から補償をうけている期間その補償の限度まで

(c) その者が虚偽の請求を行なった場合

(d) 事故がその者の犯罪行為によって生じ

た場合

(e) 事故がその者の故意の重大な非行によって生じた場合

(f) その者が正当な理由なしに利用に供されている医療若しくはリハビリテーションに関する事業の利用を怠り又は事故の発生若しくは継続の立証若しくは受給者の行為に関する所定の規則に従わない場合

(g) 第18条に定める疾病給付については、その者が公の費用又は社会保障の機関若しくは事業の費用で扶養されている間

(h) 第18条に定める疾病給付については、その者が家族給付以外の他の社会保障現金給付を受けている間。ただし、停止されている給付の部分は、前記の現金給付の額をこえないものとする。

2 本来支給すべき給付の一部は、所定の場合において、かつ、所定の限度まで当該者の被扶養者に支給するものとする。

第29条 1. 請求人は、給付が拒否された場合又は給付の質若しくは量に関する不服がある場合には、訴えを提起する権利を有するものとする。

2 この条約の適用上、立法機関に対して責任を負う政府機関に医療の管理が委任されている場合には、1に定める訴えを提起する権利は、医療の拒否または受けた医療の質に関する不服については、適当な機関に対して審査を請求する権利に替えることができる。

第30条 1. 各加盟国は、この条約に従って支給される給付の正当な支給について一般的責任を負い、かつ、このため必要なすべての措置を執るものとする。

2 各加盟国は、この条約の適用に關係のある機関及び事業の適正な運営について一般的責任を負うものとする。

第31条 公の機関の監督を受ける機関により又

は立法機関に対して責任を負う政府機関により運営が行なわれていない場合には、

(a) 保護対象者の代表者は、所定の条件下に運営に参加するものとする。

(b) 国内法令は、適当な場合には、使用者の代表者の参加について規定するものとする。

(c) 国内法令は、同様に公の機関の代表者の参加についても決定することができる。

第32条 各加盟国は、自国の領域内においては、通常そこに居住し又は就業する非内国民に対し、この条約に定める給付を受ける権利について内国民に与えに待遇と均等の待遇を与えることを確保しなければならない。

第33条 1. 加盟国は、次の条件を満たす場合には、使用者及び労働者の最も代表的な団体が存在する場合には、それらの団体と協議の上、この条約の第2部及び第3部の特定の規定の適用を一時的に除外することができる。ただし、この適用除外がこの条約の基本的な保障を根本的に減損し又は阻害しないことを条件とする。

(a) 第2条及び第3条に定める例外規定及び除外を援用することなしにこの条約の義務を受諾すること。

(b) この条約に規定する給付よりも全体として高額の給付を支給し、かつ、医療及び疾病給付に関するその支出の合計が国民所得の4%に等しい場合

(c) 次の3条件のうち少なくとも2条件を満たすこと。

①第10条(b)及び第19条(b)で要求する百分率に少なくとも10を加えた百分率の経済活動人口を保護し、又は第10条(c)で要求する百分率に少なくとも10を加えた百分率のすべての居住者を保護すること。

②第13条に規定するよりも相当に高い基準の治療的及び予防的性質の医療を支給すること。

③第22条及び第23条で要求する百分率に相当する疾病給付を支給すること

2 前記の適用除外を行った各加盟国は、国際労働機関憲章第22条の規定に基づいて提出するこの条約の適用に関する報告において、この適用除外に関する自国の法律及び慣習の現況並びにこの条約の条項の完全な適用のために達成された進歩を示すものとする。

第34条 この条約は、次のものには適用しない。

(a) 当該加盟国際労働機関についてこの条約の該当する部が効力を生ずる日前に生じた事故

(b) 当該加盟国についてこの条約の該当する部が効力を生ずる日後に生ずる事故について支給される給付であって、この給付を受ける権利がその日前の期間に由来するもの。

第5部 最終規定

第35条 この条約は、1927年の疾病保険(工業)条約及び1927年の疾病保険(農業)条約を改正するものである。

第36条 1. 1952年の社会保障(最低基準)条約第75条の規定に従い、同条約第3部の規定及び同条約の他の部の関係規定は、第3条の規定に基づいて行なわれた宣言が適用されない場合において、この条約を批准した加盟国がこの条約によって拘束される日からその加盟国に適用されなくなるものとする。

2 この条約の義務の受諾は、第3条の規定に基づいて行なわれた宣言が適用されないことを条件として、1952年の社会保障(最低基準)条約第2条の規定の適用上、同条約の第3部及び同条約の他の部の関係規定の義務の受諾を構成するものとみなす。

第37条 この条約で規定する問題に関して将来

総会が採択する条約にその旨の規定がある場合には、新条約で指定するこの条約の規定は、新条約を批准した加盟各について、新条約が当該加盟国について効力を生ずる日から適用されなくなるものとする。

第38条 この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知しなければならない。

第39条 1. この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長により登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、2加盟国の批准が事務長により登録された日の後12箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後12箇月で効力を生ずる。

第40条 1. この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から10年の期間の満了の後は、登録のため国際労働事務局長に通知する文書によってこの条約を廃棄することができる。その廃棄は、それが登録された日の後一年間は効力を生じない。

2. この条約を批准した加盟国で、1に掲げる10年の期間の満了の後1年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、さらに10年間拘束を受けるものとし、その後は、この条に定める条件に基づいて、10年の期間が満了するごとに条約を廃棄することができる。

第41条 1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告しなければならない。

2 事務局長は、通知を受けた2番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日について加盟国の注意を喚起しなければならない。

第42条 国際労働事務局長は、前諸条の規定に従って登録されたすべての批准及び廃棄の完全

な明細を国際連合憲章第102条の規定による登録のため国際連合事務総長に通知しなければならない。

第43条 国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出しなければならず、また、この条文の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討しなければならない。

第44条 1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国による改正条約の批准は、改正条約の効力発生を条件として、第40条の規定にかかわらず、当然この条約の即時廃棄を伴う。

(b) 加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、この条約を批准した加盟国で改正条約を批准していないものにさしては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第45条 この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。

付属書

全経済活動の国際標準産業分類（1968年までの改正を含む）

大分類、中分類及び小分類表（省略）



看護職員の雇用及び労働 生活条件に関する条約

〈第149号〉

国際労働機関の総会は、
理事会によりジュネーヴに招集されて、1977年6月1日にその第63回会期として会合し、
国民の健康及び福祉の保護と向上において看護職員が保健の分野における他の労働者とともに果たす重要な役割を認識し、
看護職員としての公共部門は、看護職員の雇用及び労働生活条件の向上に積極的な役割を果たすべきであることを認識し、
有資格者の不足が存在し、また既存職員が必ずしも最も有効には活用されていない多くの国における看護職員の現状が、効果的な保健業務の発展にとって障害であることに留意し、
看護職員が、差別待遇、結社の自由及び団体交渉権、任意調停及び仲裁、労働時間、有給教育休暇、社会保障及び福祉施設、母性保護及び労働者の健康保護等雇用及び労働条件に関する一般基準を設定している多くの国際労働条約及び勧告の対象とされていることを想起し、
看護職員が、差別待遇、結社の自由及び団体交渉権、任意調停及び仲裁、労働時間、有給日及び有給教育休暇、社会保障及び福祉施設、母性保護及び労働者の健康保護等雇用及び労働条件に関する一般的基準を設定している多くの国際労働条約及び勧告の対象とされていることを想起し、
看護業務が行われる特別な条件に鑑み、上述の一般基準を看護職員が保健の分野におけるそ

の役割にふさわしくかつ看護職員にとって受け入れ得る地位を享受できるようにするための看護職員に特有の基準によって補足することは望ましいということを考慮し、

以下の基準が世界保健機関との協力の下で形成されたものであること及びこれらの基準の適用を促進し、確保する上で同機関との継続的協力があるであろうことに留意し、

この会期の議事日程の第6議題である看護職員の雇用及び労働・生活条件に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであると決定して、

次の条約（引用に際しては、1977年の看護職員条約と称することができる）を1977年6月21日に採択する。

第1条 1. 本条約の適用上、「看護職員」とは、看護及び看護業務を提供するすべての範疇の者をいう。

2. 本条約は、その働く場所の如何を問わず、すべての看護職員に適用される。

3. 権限のある機関は、関係労使団体がある場合にはそれらの団体と協議の上、ボランタリーベースで看護及び看護業務を提供する看護職員に関する特別規則を制定することができる。これらの規則は、本条約第2条第2項（a）、第3条、第4条及び第7条の規定を下まわってはならない。

第2条 1. 本条約を批准する各加盟国は、国内事情に適した方法によって、一般的保健計画が存在する場合にはその計画の枠内において、また全体としての保健業務に利用され得る資源の範囲内において、できる限り最高の国民の健康水準を得るために必要な看護の量と質を提供する看護業務と看護職員に関する政策を採択し、適用する。

2. 特に、各加盟国は、人々を看護職にひきつ

け、かつ、その職にとどめることとなるような、

(a) その職能の行使に適當な、教育及び訓練

(b) キャリアの見通し、及び報酬を含む雇用・労働条件

を提供するために必要な措置を講じる。

3. 本条、第1項に言及された政策は、関係労使団体がある場合にはそれらの団体と協議の上、作成される。

4. 本政策は、関係労使団体と協議の上、保健業務の他の側面及び保健の分野における、他の労働者に関する政策と調整される。

第3条 1. 看護教育・訓練に関する基本的要件及び当該看護教育・訓練の監督は、国内法令によって、又は、当該国内法令により授権された権限のある機関若しくは権限のある職業上の団体によって定められる。

2. 看護教育・訓練は保健の分野における他の労働者の教育・訓練と調整される。

第4条 国内法令は、看護の実施に関する要件を明記し、看護の実施をこれらの要件を満たす者に限定する。

第5条 1. 看護業務の計画に看護職員が参加すること及び看護職員に関する決定についての看護職員との協議を促進するための措置が、国内事情に適した方法によってとられる。

2. 雇用・労働条件の決定は、なるべく、関係労使団体の間の交渉により行われる。

3. 雇用条件の決定に関して生じる紛争は、当事者間の交渉を通じて、又は関係当事者間の信頼を確保するような方法であつ旋、調停及び任意仲裁等の独立かつ公平な手続きを通じて、解決が図られる。

第6条 1. 看護職員は、次の分野において、当該国の他の労働者と少なくとも同等な条件を享受する。

(a) 労働時間（超過勤務、不便な時間及び交替勤務についての規則並びに補償を含む）

(b) 週休

(c) 年次有給休暇

(d) 教育休暇

(e) 出産休暇

(f) 病気休暇

(g) 社会保障

第7条 各加盟国は、必要な場合には、職業上の健康と安全に関する既存の法令を、看護作業及びこれが遂行される環境の特殊性に適合させることによって改善するよう努める

第8条 本条約の規定は労働協約、就業規則、仲裁裁定、判決又は国内慣行に合致しかつ国内事情に適したその他の方法では効果が得られない限度において、国内法令により効果が与えられる。

第9条～第14条 (手続き規定につき略)

高齢労働者に関する勧告

〈第162号〉

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、1980年6月4日にその第66回会期として会合し、1958年の差別待遇（雇用及び職業）条約及び1958年の差別待遇（雇用及び職業）勧告が、これらに規定される差別待遇の理由の中に年齢を含んでいないが、差別待遇の理由への追加が可能であることを規定していることを想起し、

1964年の雇用政策勧告及び1975年の人的資源開発勧告における高齢労働者に関する特殊な規

定を想起し、

高齢者の社会保障に関する現行の文書の規定、特に、1967年の障害、老齢及び遺族給付条約並びに1967年の障害、老齢及び遺族給付勧告の規定を想起し、

1975年の第60回国際労働総会で採択された婦人労働者の機会及び待遇の均等に関する宣言第6条(3)の規定をも想起し、

高齢労働者の機会及び待遇の均等、高齢労働者の雇用における保護並びに引退の準備及び引退への接近に関する基準により現行の文書を補足することが望ましいことを考慮し、

前記の会期の議事日程の第4議題である高齢労働者（労働及び引退）に関する提案の採択を決定し、

その提案が勧告の形式をとるべきであると決定して、

次の勧告（引用に際しては、1980年の高齢労働者勧告と称することができる。）
を1980年6月23日に採択する。

I 一般規定

1. (1)この勧告は、加齢のために雇用及び職業において困難に遭遇するおそれのあるすべての労働者について適用する。

(2)この勧告を実施するに当たり、各国において、国内法令及び国内慣習に適合し、かつ、地方の事情に適した方法により、特定の年齢層に関し、適用労働者の一層精確な定義を採用することができる。

(3)この勧告が適用される労働者は、この勧告において、「高齢労働者」という。

2. 高齢労働者の雇用問題は、すべての国民階層に十分な注意を払うことにより雇用問題が一の階層から他の階層へ転移しないようにして、完全雇用のための全般的なかつ均衡のとれた戦

略との関連で、また、企業の段階においては、全般的なかつ均衡のとれた社会政策との関連で取扱われるべきである。

II 機会及び待遇の均等

3. 各加盟国は、年齢にかかわらず労働者の機会及び待遇の均等を促進するための国家の方針並びにこの問題に関する法令及び慣行の枠内で、高齢労働者に関し雇用及び職業における差別待遇の防止のための措置をとるべきである。

4. 各加盟国は、国内事情及び国内慣習に適する方法により、

(a) 3の方針の策定への使用者団体及び労働者団体の効果的な参加のための措置をとるべきである。

(b) 前記の方針の承認及び遵守の促進への使用者団体及び労働者団体の効果的な参加のための措置をとるべきである。

(c) 前記の方針の承認及び、遵守を確保するに適當とされる法令を制定し、及び、又はそのような計画を促進すべきである。

5. 高齢労働者は、その年齢を理由とする差別待遇を受けることなしに、特に、次の事項に関し、他の労働者との機会及び待遇の均等を享受すべきである。

(a) 職業指導及び職業紹介の業務への接近

(b) 各自の技能、経験及び資格を考慮の上での次の事項への接近

①自ら選択する公的及び私的部門における雇用、ただし、例外的な場合には、一定の種類の雇用に係る特別の要件、条件又は規則を理由として年齢制限を設けることができる。

②職業訓練、特に向上訓練及び再訓練の便宜

③特に訓練及び労働組合教育のための有給

教育休暇

④昇進及び任務の配分を受ける資格

(c) 雇用保障。ただし、雇用の終了に関する国内定法令及び国内慣行並びに22の検討の結果に従うものとする。

(d) 同一価値の労働に対する報酬

(e) 社会保障措置及び福祉給付

(f) 労働安全衛生措置を含む労働条件

(g) 住宅、社会的サービス及び保健サービス機関への接近、特に、そのような接近が職業活動又は雇用に関連するものである場合

6. 各加盟国は、関係のある法規、行政規則及び慣行を3の方針に適合させるため検討すべきである。

7. 各加盟国は、国内事情及び国内慣行に適する方法により、

(a) 公の機関の監督又は管理の下にあるすべての活動において、前記の方針の遵守を可能である限り確保すべきである。

(b) 使用者団体及び労働者団体並びにその他の関係のある団体と協力して、他のすべての活動において、前記の方針の遵守を促進すべきである。

8. 高齢労働者及び労働組合並びに使用者及び使用者団体は、前記の方針に抵触するとみなされる慣行のは正を確保するため機会及び待遇の均等に関する苦情を検討しつつ調査する権限を有する機関を利用し得るべきである。

9. 高齢労働者が機会及び待遇の均等を十分に享受することができるようにするために、そのような労働者が必要とする便宜、助言及び援助を、指導、訓練及び職業紹介の義務が提供することを確保するため、あらゆる適当な措置がとられるべきである。

10. 3の方針の適用は、高齢労働者に対する必要と認められる特別の保護又は援助に不利な影響を及ぼすべきではない。

III 保 護

11. 労働生活のすべての段階での労働条件及び作業環境を改善するための国家の方針の枠内において、代表的な使用者団体及び労働者団体の参加を得て、高齢労働者が適切な条件の下で引き続いて雇用されることを可能にすることを目的とする国内事情及び国内慣行に適した措置が策定されるべきである。

12. (1) 加齢過程を促進するおそれのある種類の活動又は高齢労働者がその業務の要請に適応するに当たり困難に遭遇する種類の活動を明らかにし、その理由を決定し及び適当な解決策を策定するため、使用者団体及び労働者団体の参加を得て、研究が行われるべきである。

(2) 前記の研究は、職務及びこれに対応する技能を評価する一般的な制度の一部であることができる。

(3) 前記の研究の成果は、特に、使用者団体及び労働者団体に並びに、場合に応じ、それらの団体を通じて関係のある高齢労働者に広く普及されるべきである。

13. 高齢労働者が遭遇する適応上の困難の理由が主として加齢に関連している場合には、当該種類の活動について、次のことを目的とする措置が、実行可能な範囲内でとられるべきである。

(a) 加齢過程を促進するおそれのある労働条件及び作業環境の条件を改善すること。

(b) 関係労働者のストレスを生じ又は能力に比して過度な作業ペースを生ずることとなる作業編成及び労働時間の形態を、特に超過勤務を制限することにより変更すること。

(c) 健康を維持し、事故を防止し及び労働能力を維持するように、あらゆる利用可能な技術的手段、特に人間工学の諸原則によって、職

務及びその内容を労働者に適合させること。

(d) 労働者の健康状態の一層組織的な監督を提供すること。

(e) 作業につき、労働者の安全及び衛生を維持するために適当な監督を提供すること。

14. 13 (b) の規定を実施するための措置の中で、各国における慣行に従い、労働者代表との協議の上若しくは代表的な労働者団体の参加を得て、又は団体交渉によって、次の措置を企業の段階でとることができる。

(a) 困難な、危険な又は健康に有害な作業に雇用されている高齢労働者の通常の1日当たり及び1週当たりの労働時間を短縮すること。

(b) 老齢給付の受給資格が通常付与される年齢に達する日前の所定の期間中、労働時間を段階的に短縮することを要求するすべての高齢労働者につき、労働時間を段階適に短縮することを促進すること。

(c) 勤務期間又は年齢に基づき、年次有給休暇を増加させること。

(d) 特にパート・タイム雇用を促進し、及びフレックスタイムを認めることにより、高齢労働者の都合にそようその労働時間及び余暇を編成することを可能にすること。

(e) 継続的又は半継続的な交替労働への一定年数の間の配置の後、高齢労働者を通常の昼間の労働時間に行われる仕事に配置することを容易にすること。

15. 中高年齢労働者が遭遇する困難に対処するため、1975年の人的資源開発勧告50に規定されているような指導及び訓練措置を通してあらゆる努力が払われるべきである。

16. (1) 可能な場合には、代表的な使用者団体及び労働者団体の参加を得て、高齢労働者の必要に適合する報酬制度を高齢労働者について適用するための措置がとられるべきである。

(2) 前記の措置には、次の事項を含むことがで

きる。

(a) 作業の速度のみではなく知識及び経験をも考慮する報酬制度の使用

(b) 高齢労働者の出来高払い労働から時間給労働への移行

17. 高齢労働者が、できる限り所得の減少を伴うことなしに自らの職業又はその才能及び経験を活用することができるその他の職業における他の雇用機会を希望する場合には、高齢労働者が利用し得る措置をとることができる。

18. 労働力の削減の場合には、特に衰退産業においては、高齢労働者の特別の必要を考慮するため、特別の努力、例えば、他の産業に係る再訓練の便宜、新規雇用の確保に対する援助の提供又は適当な所得保護若しくは金銭的補償の提供がなされるべきである。

19. 家庭責任により職業活動から離れていた後、求職する高齢者の就職又は再就職を容易にするこめ、特別な努力がなされるべきである。

IV 引退の準備及び引退への接近

20. この部の規定の適用上、

(a) 「所定の」とは、31に規定する方法の一により又はこれに基づいて定められていることをいう。

(b) 「老齢給付」とは、所定の年齢を超えて生存する場合に与えられる給付をいう。

(c) 「引退給付」とは、所得を伴う活動の中止を条件として与えられる老齢給付をいう。

(d) 「老齢給付の受給資格が通常付与される年齢」とは、老齢給付が与えられる所定の年齢をいい、この老齢給付は、繰り上げ又は繰り延べて与えることができる。

(e) 「長期勤続給付」とは、年齢のいかんを問わず、長期の資格期間の満了にのみ基づいて与えられる給付をいう。

(f) 「資格期間」とは所定の拠出期間、雇用期間、居住期間又はそれらの組合せをいう。

21. 可能である場合には、次のような見地から措置がとられるべきである。

(a) 労働生活から自由な活動への段階的移行を認める枠内で、引退が任意的であることを確保すること。

(b) 老齢年金の受給資格が付与される年齢を弾力的なものにすること。

22. 特定の年齢での雇用の終了を強制的なものとする法令その他の規定は、3及び21の規定に照らして検討されるべきである。

23. (1) 各加盟国は、労働時間が段階的に短縮されて所定の水準に達する高齢労働者又はパート・タイムでの労働を始める高齢労働者が、老齢年金の受給資格が通常付与される年齢に達する日前の所定の期間、その報酬の減少に対する一部補償又は全額補償としての特別給付を受けることを確保するため、特別給付に関するその方針に従い、努力すべきである。

(2) (1)の特別給付については、その額及び条件が定められるべきである。適当な場合には、当該特別給付は、老齢給付の計算上、所得として取り扱われるべきであり、また、その給付期間は、この計算において考慮されるべきである。

24. (1) 老齢給付の受給資格が通常付与される年齢に達する日前の所定の期間失業している高齢労働者は、失業給付制度が存在する場合には失業給付又は適当な所得の維持をこの日まで引き続き受けるべきである。

(2) 替代措置として、少なくとも1年間失業している高齢労働者は、老齢給付の受給資格が通常付与される年齢に達する日前の所定の期間、早期引退給付の受給資格を有すべきである。早期引退給付は、老齢給付の受給資格が通常給付される年齢で要求される資格期間よりも長期の

資格期間に基づいて与えられるべきではなく、また、その額は、当該労働者が前記の年齢で受ける給付の額に相当するものであって、恐らくより長期の支払い期間を相殺するために減額されるべきではなく、当該額の計算上、老齢給付の受給資格が通常付与される年齢と実際の年齢との間の期間は、資格期間に含めることを要しない。

25. (1) 次のいずれかの者である高齢労働者は老齢給付の受給資格が通常付与される年齢に達する日前の所定の期間、所定の資格期間に基づいて与えることとができる早期引退給付の受給資格を有すべきである。その給付の額は、当該労働者が老齢給付の受給資格が通常付与される年齢で受ける給付の額に相当するものであって、恐らくより長期の支払い期間を相殺するために減額されるべきではなく、当該額の計算上、老齢給付の受給資格が通常付与される年齢と実際の年齢との間の期間は、資格期間に含められることを要しない。

(a) 老齢給付の適用上、国内法令又は国内慣習により困難又は健康に有害であると認められる職業に従事している者

(b) 所定の程度労働に適しないと認められる者

(2) (1)の規定は、次の者については適用しない。

(a) 早期引退給付の受給資格として要求される廃疾又は労働不能と少なくとも同等の程度の労働不能に基づく廃疾年金その他の年金を受給している者

(b) 職業年金制度その他の社会保障給付により適当な支給がなされている者

26. 24及び25の規定が適用されない高齢労働者は、老齢給付の受給資格が通常付与される年齢に達する日前の所定の期間、早期老齢給付の受給資格を有すべきである。ただし、当該労働者

が前記の年齢において受給したであろう定期的老齢給付の額を減額することを妨げない。

27. 老齢給付が拠出金の支払い又は職業活動の期間に基づいて与えられる制度においては、所定の資格期間を満たした高齢労働者は、長期勤続給付の受給資格を有すべきである。

28. 26及び27の規定は、労働者が65歳又はそれ以前において老齢給付の受給資格を得ることができる制度においては適用されることを要しない。

29. 労働に適している高齢労働者は、例えば、給付の資格条件をすべて充足することを目的として、又は給付を受けることとなる遅い年齢及び場合に応じ追加的な労働若しくは拠出が考慮されてより高い率で給付を受けることを目的として、老齢給付の受給資格が通常付与される年齢を超えて老齢給付の請求を延期することができるべきである。

30. (1) 引退準備計画は、代表的な使用者団体及び労働者団体並びにその他の関係団体の参加を得て、労働生活の終了前の数年間に実施されるべきである。これに関連して、1974年の有給教育休暇条約が考慮されるべきである。

(2) (1)の計画は、特に、次の事項に関する情報を提供することにより、関係者がその引退の計画をたて、及び新しい状況に適応することができるようすべきである。

(a) 所得、特に関係者が受けることを期待し得る老齢給付、関係者の年金受給者としての税金上の地位及び医療、社会的サービス、一定の公共サービスの料金の割引等の関係者が利用し得る関連する便宜

(b) 特に、パート・タイムにより及び自営業者となる可能性に基づき職業活動を継続する機会及び条件

(c) 加齢過程及び健康診断、運動、適当な食事等のこの過程を緩和するための措置

(d) 余暇時間の使い方

(e) 引退の特別な問題に対処するための又是興味及び技能を維持させ若しくは発展させるための成人教育の便宜の利用可能性

V 実 施

31. この勧告は、法令若しくは労働協約により又は国内慣行に適合するその他の方法により、国内の経済的及び社会的事情を考慮の上、必要な場合には段階的に実施することができる。

32. 公衆、特に、指導、訓練、職業紹介及び関係のある社会的サービスについて責任を有する者並びに使用者及び労働者並びにそれぞれの団体に対し、高齢労働者が遭遇する諸問題、特に、5に規定する事項について及び高齢労働者がこのような諸問題を克服するのを援助することが望ましいことについて周知させるため、適当な措置がとられるべきである。

33. 高齢労働者がその権利及び機会について十分に知らされ、かつ、それらを利用することを奨励されるようにするための措置がとられるべきである。



1987年
いま
日本では

貧乏人はいのちさえ 奪われるのか

1987年4月15日、石川県金沢市で47歳の母親が行政から国民健康保険証をとりあげられるという冷たい仕打ちのなかで脳出血で死亡しました。

A子さんは、事業に失敗した兄の保証人として借金の返済にあたっている夫と別居中で、3人の子と暮らす母子家庭でした。A子さんは81年に高血圧で、さらに82年には肝臓病で金沢・城北病院に2回入院、通院を繰り返していましたが、働くこともできず、子どもたちの収入だけで苦しい生活をしてきました。

A子さんはこうした苦しい暮らしの中で国保料・税がどうしても払えず2年間滞納していましたが、86年10月には保険証がさしとめられました。

4月2日、市はA子さんに「悪質滞納者」ときめつける「資格証明書」を送りつけました。しかし保険料すら支払いが困難なA子さんにとって、病院に行けば医療費全額を一担窓口で支払わなければならぬ、「資格証明書」は、病院に行くことすら拒否されたも同然でした。

A子さんは高血圧の自覚症状があっても医者にかかれず売薬で済ませていました。しかし、いよいよ症状のひどくなったA子さんから「保険証がなくて病院に行けない」と相談を受けた城北病院の職員は市の国保課に連絡をとりました。市は、「来るんだったら1人で来い、病院の者が来ることはない、話すことは何もない」と誠意のない対応です。そうした市との交渉の最中4月11日、A子さんの容体が急変、救急車で病院にかつぎこまれましたが、時すでにおそらく4月15日、ついに亡くなりました。

国保税・料の滞納者から保険証をとりあげる「制裁措置」は、老人保健法改悪の中にもりこまれていたもので、政府自民党は広汎な国民の反対の声を平然と無視し、数をたのんで強引に1986年国会で成立させました。

その中に1項目、国民健康保険料の滞納者から保険証をとりあげるという条文が入っていたのです。まさに国が国民のいのちを奪う法律をつくったのです。

社会保障憲章略年表

西暦	社会保障憲章の歩み	国連・ILLO関係の動き	地域・各国の動き	日本の社会保障
1910	12レーニン労働者保険綱領	10(仏)老齢年金法 11(英)国民保険法。(独)ライヒ社会社会保険法 14第1次世界大戦開始 17ロシア革命・ソビエト共和国憲法 18(ソ)労働者社会保障規則。第1次世界大戦終了	1874年 嘘教規則	
1920	19国際労働組合連盟(IFTU)結成 20国際キリスト教労働組合連盟(CTU)結成 21赤色労働組合インターナショナル(プロフィンテルン)結成 26(英)ゼネスト	19国際連盟。ILLO第一回総会(失業条約=2号) 21労働者補償(農業)条約(12号) 25ILLO社会保険総会(労働者災害補償条約=17号)	20(英)新失業保険法 21(ソ)社会保険法令 25ILLO社会保険総会(労働者災害補償条約=17号)	20内務省社会局 22健康保険法 23恩給法 25(英)抛出制年金法 27(独)失業保険法 29世界大恐慌 30教護法
1930	30プロフィンテルン社会保険協議。 国際失業反対闘争。ハンガーマーチ 33(米)ニューヨール政策開始	33老齢・癡疾・寡婦・孤児保険条約(35~40号)	30(仏)社会保険法 31(ソ)失業保険消滅 32(仏)家族手当法 33(ソ)社会保険運営を労働組合へ	31労働者災害扶助法・同責任保険法

西暦	社会保障憲章の歩み	国連・ILO関係の動き	地域・各国の動き	日本の社会保障
1930	35(仏)人民戦線綱領 36スペイン、人民戦線 37プロフィンテルン解散	34失業給付条約(44号) 35権利保全条約(48号)	34(英)失業保険法・失業扶助法 35(米)社会保障法 36(ソ)新憲法採択 38(ニュージーランド)社会保障法 39第二次世界大戦開始	37母子保護法 38国民健康保険法。厚生省設置 39船員保険法
1940	41英ソ労働組合委員会成立 44(仏)抵抗運動全国評議会綱領 45ロンドン世界労働組合会議。世界労働組合連盟(WFTU)結成	41 ILO大西洋憲章の支持決議 42 ILO社会保障への途 44 フラデルフィア宣言。67号、69号勧告 45国際連合発足	41太平洋戦争。大西洋憲章 42(英)ベヴァリジ報告 44厚生年金保険法へ	41労働者年金保険法。医療保護法 42戦時災害保護法 44厚生年金保険法へ
1950	49第2回世界労働組合大会。国際自由労連(ICFTU)結成 50第2回世界和平擁護大会 51世界労連執行局会議決議 53社会保障(最低基準)条約(102号) 53社会保障綱領(国際社会保障會議=ヴィーン)第3回世界労働組合大会	52社会保障(最低基準)条約(102号)	45(仏)社会保障組織法。(英)家族手当法 46(英)国民産業災害、国民保険法、国民保健サービス法 47(英)国家扶助法 48プラッシュエル条約(英、仏、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ) 49(CE)ロンドン規約、社会問題委提案案 48国連世界人権宣言 49身体障害者福祉法	45日本敗戦 46日常生活保護法。新憲法公布 47健保改正。失業保険法。児童福祉法 48労災保険法 49(CE)ロンドン規約、社会問題委提案案 50ヨーロッパ人権条約。朝鮮戦争 51(英)医療給付一部負担制実施 53ヨーロッパ医療扶助条約・社会保障暫定協定調印 54ペリー条約(西ヨーロッパ連合)

西暦	社会保障憲章の歩み	国連・ILO関係の動き	地域・各国の動き	日本の社会保障
1950	57第4回世界労働組合大会		56(ソ)国家年金法 57(英)医療保障保険料徴収 58(ノルウェー)年金最低保障。 EEC発足	総評「社会保障要綱」発表 57朝日訴訟始まる 58国民皆保険実施。中央社保協結成 59国民皆年金実施
1960	61社会保障憲章(第5回世界労働組合大会=モスクワ)。全アフリカ労働組合連盟(AATUF)結成	62社会政策(基本的目的及び基準)条約(117号)。社会保障均等待遇条約(118号) 63業務災害条約(121号)	60ペリ一条約(OECD発足) 61(CE)ヨーロッパ社会憲章 63老人福祉法。朝日訴訟二審判決 64母子福祉法。重度精神薄弱児扶養手当法 65アメリカ北爆開始 66(英)ヨーロッパ社会保障法典採択(ソ)ユルホーズ員年金及び手当法 67朝日訴訟最高裁判所創設 68ヨーロッパ社会保険登録法。 (ム)グルネル協定による社会保障改革 69医療、疾病給付条約(130号)	60朝日訴訟一審判決 61児童扶養手当法 63老人福祉法。朝日訴訟二審判決 64母子福祉法。重度精神薄弱児扶養手当法 65母子保健法 66(英)国家扶助にかえて補足給付創設 67朝日訴訟最高裁判所 68ヨーロッパ社会保険登録法。 (ム)グルネル協定による社会保障改革 69東京都老人医療費無料化条例
1970	67(米)反戦デモ 68(仏)五月スト。(伊)年金スト 69対七回世界労働組合大会。	70心身障害者対策基本法 71「社会保障領域におけるILOの今後の活動」決議 72(伊)三大労働組合連合。 (仏)共同政府綱領 73第八回世界労働組合大会	71児童手当法 72老人医療の無料化。堀木訴訟一審判決 73史上初の年金スト。福利元年。	

西暦	社会保障憲章の歩み	国連・ILLO関係の動き	地域・各国の動き	日本の社会保障
1970	75国連国際婦人年 78第九回世界労働組合大会（憲章作業グループ結成）	74（仏）財政調整法。（ソ）児童手当 75（英）所得比例年金制。ベトナム戦争終結 77（独）年金調整法、疾病保険医療抑制法。（ソ）新憲法 79国連国際児童年	75堀木訴訟二審判決。福祉見直し論 76ILLO102号条約批准。 「くらしと福祉」大集会 77医療保険、年金改正論議さかん	75堀木訴訟二審判決。福祉見直し論 76ILLO102号条約批准。 「くらしと福祉」大集会 77医療保険、年金改正論議さかん
1980	82年社会保障憲章（第10回世界労働組合大会=キューバ） 84反核運動高揚	80中高年労働者勧告（162号） 81国連国際障害者年 82国連世界高齢者会議。社会保障権利保全条約（157号） 84ILLO「21世紀に向けて——社会保障の展開」刊行 85国連国際青年年	81（独）病院医療費抑制法、年金調整法。（米）社会保障費大削減。OECD「福祉国家の危機」刊行 82老人保健法。堀木訴訟最高裁判決 84被用者保険一割自己負担導入	80老人ホーム費用徵収 81第二次臨調「活力ある福祉社会」答申 82老人保健法。堀木訴訟最高裁判決 84被用者保険一割自己負担導入

（事項はじめの「12」は1912年であることを示す。）

（「人権としての社会保障原則」小川政亮編著。
1985年版・ミネルハ書房より転載）

5. 社会保障は、とくに職場において社会的ならびに医学的の面における予防の諸原則を適用せねばならない。

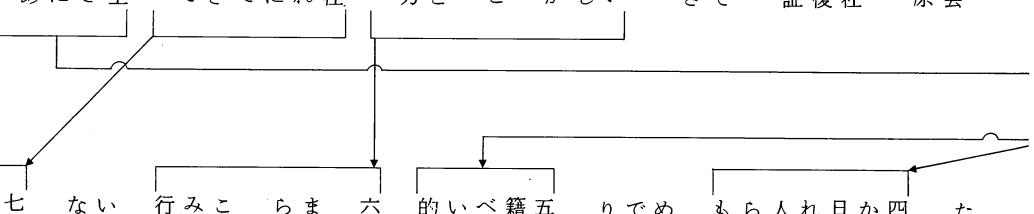
6. 病人ならびに療疾者にたいしては、社会保障の機能上ならびに職業上の再教育と復起を確保してやり雇用ならびに再雇用が保証されるのを援助せねばならない。

7. 社会保障計画は、特別な条件と、すでに獲得された利益とを考慮にいれて、統一されねばならない。

8. 一般に、社会保障は、被保険者からいかなる分担金をとることもなく、国家、もしくは経営者、もしくはその両者によつてまかなわるべきである。

労働者が現在、分担金を支払つてはならない。そしてこれを削減しまた労働者が要求するところではこれを廃止するためにあらゆる努力がつくられるべきである。

9. 被保険者の代表は、すべての段階で社会保障の運営に責任をとるべきである。これは運営機関構成員の選出を通して、ならびに労働組合の参加によっておこなわれるべきである。この運営の形式は、官僚主義をふせぎ諸要求の公正かつ急速な解決を保証すべきである。



ためである。

四. 社会保障はすべての賃金労働者（このなかには農業労働者、家事労働者、季節および日雇労働者、家内労働者、見習などがあくまである）、小農民、刈り分け小作人、農民、職人、自由職業従事者、学生および自営業者ならびに肉体的に働くことのできないすべてのものについておこなわれなければならない。

社会保障が適用されない分野の人びとのために、公的扶助制度があるところでは、どこでもこのような制度を漸次社会保障制度にとりかえてゆかなければならぬ。

五. 社会保障にたいする権利は、人種、国籍、宗教、性および年齢によつて差別されずすべてのものにたいして平等でなければならぬ。職業による差別も、経済的および私的部門のあいだの差別もあつてはならない。

六. 財源
社会保障の財源は、雇用主あるいは国家、またはこの双方によつて保障されなければならない。労働者の拠出によつてはならない。社会保険による差別も、經濟的および私的部門のあいだの差別もあつてはならない。

七. 管理
社会保障基金は、この憲章にさだめられており、特に利潤からの控除を通してまかわなければならない。財源はまた国によつても供給されるべきである。このようにして、受給者による財政負担の完全なる除去を徐々に達成することが可能となる。

八. 法律
完全な社会保障に対するすべての権利の承認は、雇用主と國による社会に対する責任として法律によつて定めなければならない。

九. 立法
立法は、権利行使を妨げることのないようできる限りわかりやすいことが重要である。労働者は一旦なされた決定に対する争訟権を有しなければならない。

十. 管理
社会保険は、民主的方法で運営されなければならない。これは代表的労働組合組織がそれを管理しなければならないことを意味する。代表的労働組合組織はもつともよく社会的ニーズを見出ししつきりさせることができない。したがつて、そうしたニーズにこたえるための社会的保護政策を作成することができる。この民主的運営は、労働者の代表が組織のあらゆるレベルで労働者により選出されることを意味する。

十一. 管理
國の管理はあとの段階でのみおこなわれなければならない。社会保険を管理運営するすべてのレベルの機関の委員は、選挙されなければならない。労働組合はこの選挙に参加し、管理しなければならない。

この社会政策は、不公正な課税、特に最も貧困な者に対する課税によって効果が失われるようなことがあつてはならない。

社会保障の権利は人種、国籍、宗教、性別、年齢、職業にもとづく差別なく、万人に平等でなければならない。また生産部門（民間あるいは公共の）もしくは国民的出身にもとづく差別があつてはならない。

異なる社会保障制度をもつ国々では、最高の保護と最も好ましい条件の制度を基礎として諸制度を調和させる試みがなされなければならない。

立法は、権利行使を妨げることのないようできる限りわかりやすいことが重要である。労働者は一旦なされた決定に対する争訟権を有しなければならない。

社会保険の財源は主として雇用主により、特に利潤からの控除を通してまかわなければならない。財源はまた国によつても供給されるべきである。このようにして、受給者による財政負担の完全なる除去を徐々に達成することが可能となる。

完全な社会保障に対するすべての権利の承認は、雇用主と國による社会に対する責任として法律によつて定めなければならない。

社会保険は民主的方法で運営されなければならない。これは代表的労働組合組織がそれを管理しなければならないことを意味する。代表的労働組合組織はもつともよく社会的ニーズを見出しつきりさせることができない。したがつて、そうしたニーズにこたえるための社会的保護政策を作成することができる。この民主的運営は、労働者の代表が組織のあらゆるレベルで労働者により選出されることを意味する。

國の管理はあとの段階でのみおこなわれなければならない。社会保険を管理運営するすべてのレベルの機関の委員は、選挙されなければならない。労働組合はこの選挙に参加し、管理しなければならない。

● 社会保障綱領

● 六一年憲章

● 八二年憲章

1. 真の社会保障は、自己の労働によって生活するすべての人間とその家族、ならびに、一時的、もしくは恒久的に労働しないものにたいして法律が保証する基本的な社会的権利とみなさなければならぬ。

社会保障をうける権利は、人種、国籍、宗教、性、年齢もしくは職業のいかなる区別もなくすべてのものに適用されなければならない。

2. 社会保障は、疾病、出産、療疾、老齢、業務上の災害と職業病、完全失業もしくは部分失業、死亡をふくむすべての災厄に対してあたえねばならない。

それは、すべての子供に対し、その教育と養育を保証するために援助をあたえねばならない。

それは、又労働者に有給休暇と家族手当をあたえねばならない。

社会保障は、すべての住民に対し適当な生活水準を保証する現金給付をあたえねばならない。

3. 社会保障は、(農業、家内、季節、臨時、家事労働者ならびに徒弟をふくむ)すべての労働者と俸給をうける被雇用者、ならびに小農、刈り分け小作農、借地農、職人、自由職業労働者、学生、自営業者にたいして拡大されるべきである。それはまた、労働しないものをふくむべきである。

4. 社会保障はまた、上述したすべてのものにたいしいかなる制限をすることもなく、完全に無料の医療と薬品を保証せねばならぬ。

無料の医療は、無料の包括的な全国保健サービスの確立を通じて、すべての住民に拡大されるべきである。

一. 真の社会保障制度は、自分の労働で生活しているひと、働くことのできないひと、一時的または永久的に労働能力を失ったひとのすべて、およびその家族構成員に、本人による何らの財政的負担なしに、法律で保障された基本的な社会的権利を承認することを土台としなければならない。

二. 社会保障制度は、現金および現物の賃給付によって、働く人びとに正常な(norm a.)生活手段を保障しなければならない。

現金給付は、生計費、賃金の増加、働く人びととの家族がぜつたに必要とする額に応じて再調整されなければならない。

国家的保健制度、あるいは社会保障制度によって、すべての働く人びととの家族の構成員にたいして、全額無料の医療が保障されなければならない。

三. 社会保障は、その原因と理由にかかわりなく、病気、出産、障害、老齢、労働災害、職業病、家族手当、失業および死亡などをふくむいっさいの社会的責任と危険にたいして適用されなければならない。

全般的な社会および労働条件の中で、つぎの分野における働く者の権利を保障する効果的な措置がとらわなければならない。

- 予防医療と公衆衛生
- 労働衛生と労働安全
- 賃下げなしの労働時間の短縮
- 有給休暇
- 勤く権利、仕事および最低賃金を保障される権利

人、一時的あるいは恒久的に仕事が見つけられず、または労働できなくなつたすべての人及びそのすべての扶養家族は、社会保障の権利を法律で保障されなければならない。

今日しばしば適用除外されている範疇の労働者(農業労働者、家事労働者、季節、臨時及び家内労働者、見習等を含む)、小農民、漁民、小作人、職人、専門職従事者、学生、自営業者に特別の注意が払われなければならない。

社会保障が適用されない範疇の人々のために独立した公的扶助制度があるところでは、この制度は漸次、社会保障制度にとりかえられなければならない。

もや他の扶養家族を伴う家族の経費の増加、労働災害、職業病、失業等、その原因と理由にかかわりなく、保護あるいは社会的援助が必要なあらゆる場合及びすべての危険が考慮されなければならない。

新たに発生するニーズはその都度満たされなければならない。

すべての人は、あらゆる場合に国の社会、保健サービスを通してあれ、あるいは社会保障制度そのものによってあれ、無料の予防措置と医療、リハビリテーションを保障されなければならない。それは病気と死に関連した社会経済不平等を改めるための活動の推進力でなければならない。

生計費、賃金及び必須の社会的ニーズの増大にスライドされた現金及び現物による給付によって、見苦しくない生活水準を保障されなければならない。

これは貧乏に反対する闘争、物質的文化条件の改善および働く者の生活安定に寄与するものにたいしいかなる制限をすることもなく、完全に無料の医療と薬品を保証せねばならぬ。

特別企画座談会

社会保障憲章と日本の社会保障運動 ～「社会保障の基本文献」発刊によせて～



出席者（発言順）

柴田嘉彦（日本福祉大学教授）

河合克義（明治学院大学助教授）

島田務（全生連事務局長）

司会公文昭夫（総評社保対部長）

はじめに

社会保障原則の発展と運動

労働者の発生～生活苦、貧困の解明

社会保障原則の基礎となった「労働者保障綱領」

生存権と平和と民主主義をもとめる運動の発展

「世界人権宣言」の採択と反動攻勢のつよまり

「社会保障綱領」の採択とアンリー・レイノーの基調報告

61年「社会保障憲章」の採択の意義

新たな情勢のもとでの82年「社会保障憲章」の採択

社会保障原則に背をむけた日本の社会保障情勢

社会保障原則を学ぶ意義

いま、生存権としての社会保障は

歴史的文献と生存権要求運動の発展

臨調発足で軍拡とあくなき大資本利潤追求を保障

国と大資本は責任放棄、国民は大幅負担増

目にあまる「適正化」と権利への侵害

徹底した国庫負担削減で社会保障全面改悪

社会保障を全面否定する思想攻撃の実態

これからの社会保障運動の展望と課題

臨調攻撃との闘いなしに社会保障は守られない

運動の問題点を明確にする必要性

国民生活をとらえる視点をどこにおくか

貧困の実態調査と労働者側からの生活保障プランづくりを

はじめに

公文 中央社保協は、1977年に「社会保障の基本文献」を発刊しました。ここではレーニンの原典からはじまって、61年の社会保障憲章に至るまでの、国際的な主として労働者階級の立場からの社会保障に関する基本的な指針のようなものを収録しているというのがひとつ、それからもうひとつはILO関係の諸条約で、日本の社会保障運動にいろいろな意味でプラスになる部分を収録しています。それから3つめに用語解説をつけてまとめています。

1982年に採択された新社会保障憲章に対して、小川政亮先生編でまとめられた「人権としての社会保障原則」という本が出され、分析が出ていますが、まだまだ労働運動、あるいは民主的な運動全体にひろがっていません。

レーニンの原典をはじめ、3つの綱領、憲章、ILO文献などを学習していくことの重要性、今目的意義については、この座談会のなかでおいおい明らかにされていくと思います。ただ、司会の立場から話の誘い水という意味で若干のコメントをつけるとすれば、まず第1に、中曾根政治のもとでの臨調・行革路線にもとづく社会保障の思想の変質との理論の闘いが今日極めて重視されねばならない、ということだと思います。そのために、国際的基本文献、これは民主的な努力の闘いによって獲得された大きな財産です。単に考え方が正しいというだけでなく、国民生活の向上に直接か

かわりあう制度の改善がおこなわれてきたその土台だという意味で積極的に活用されねばならないということです。

第2に情勢が、それをのぞんでいるということです。核戦争への脅威は、国際的な綱領、憲章が採択されてきた当時以上に、危険の度合、きびしさはきわだってきています。「戦争」と「社会保障の充実」は絶対に両立しないという政治的スローガンと、戦費、軍事費の拡大が必然的に弱い部分、社会保障、福祉予算の切り捨てに連動しているという現実的な生活防衛の課題の結合が、理念的にも運動論的にも強く要請されています。このことを基本文献でもう一度しっかり見つめ直す必要があるということです。

第3が、中流意識の世論操作が、事実上は作動しないほど「新しい貧困」が深く静かに潜行している事実との関わりです。さまざまな社会保障、福祉の改悪が、ストレートで「生存権」の侵害に結びついています。生活保護の支給シャットアウトで自殺者が生まれ、国保の保険料滞納で死亡者がいるという事態がそのことを端的に物語っています。30年前に朝日茂さんが、訴訟を起こした時期と背景の本質はまったく変わっていません。それを掘り起こすためにも、基本文献の学習がもとめられていると思うのです。

こうした視点で今日は、ザックバランに話合っていただきます。

話の口火は、ひとつ柴田先生にお願いします。

最初に労働者階級がまとめた社会保障基本原則がマルクス・レーニンといった古典的な文献を土台にしてどう発展させられてきたかという、このあたりをベースにしておはなしをいただきたいと思います。

社会保障原則の発展と運動

労働者の発生～生活苦、貧困の解明

柴田 まず大まかな流れをみていきます。古典の文献というのは目に触れることが少ないとと思うのですが、やはり、社会保障とは何かということを労働者の立場から捉えるためには、資本主義のはじめのころから、労働者の生活保障についての運動が起きているわけですから、その時期のところまでさかのぼって考えてみると重要じゃないかと思うわけです。

そういう点で労働者が発生する時期までふりかえってみると、封建制から資本制に移る過程、つまり資本の本源的蓄積の時期の1601年にイギリスのエリザベス救貧法が生まれるわけですが、その後資本主義が確立して近代的な労働者がつくり出されてくる。

労働者というのは、労働力を資本家に売り、その代償として賃金を受けとり、はじめて生活がなりたつということが基本的な仕組みになっている。ですから、労働不能、あるいは労働力を買ってもらえないときには、全く生活の保障がない。資本主義のこれが基本的な骨組みになっているわけです。そういうところから労働者が、労働することが出来なかったり、失業したりした場合の保障を

初めて自分たちで実施したのが共済組合、労働者の自主的な共済組合運動ということになるのです。

その時に丁度マルクスとかエンゲルスは生存していたのですが、そのころから労働運動、あるいは労働者の政党をつくる運動がいろいろ活発化してくるわけです。そういうなかで労働者の基本的な要求、労働者の政党の綱領づくりがはじまるわけです。そういうところにすでに労働者にとっての国による、あるいは資本家による生活保障というものを求める要求がいくつか見られるわけです。



それ以前は貧困になったり失業したりするということは自然法則だととらえられたり、あるいはまた、神の秩序によってとか、怠けたりという個人の責任によるととらえられていました。

これに対し、マルクス・エンゲルスによって、やはりそういう労働不能とか失業状態、その場合の生活苦、貧困というのは、資本主義の仕組みに基本的な原因があるのだということがあきらかにされ、そういうなかから、労働者が労働不能、失業などで生活に困ったときは、国なり資本家なりに生活の保障を要求することが当然の権利だということがだんだんあきらかになってきたと思います。

マルクス・エンゲルスが生きた時代というのは産業資本主義の段階であり、社会保険のまだない、救貧法、あるいは共済組合しかなかった時代です。

しかしそういう時期にすでに、貧困とか失業な

どの原因、あるいはまた貧困とか失業になった場合の生活保障についての基本的な観点を、資本主義の分析のなかからあきらかにしたといえると思います。

社会保障原則の基礎となった 「労働者保険綱領」

独占資本主義の段階になって、社会保険が普及するようになります。ドイツが1883年、イギリスでは1911年に社会保険がようやく資本主義国で実施をされる方向が見られるわけですが、そのころに主として労働者党といいますが、労働運動で指導的な役割を果たしたのはレーニンです。

レーニンはヨーロッパの各地の事情も知り、そしてまたそういうところでの運動家との交流もあったりしたわけですが、ロシアにおいてもようやく労働運動の高揚の中で社会保険の実施を当時のロシア皇帝が約束せざるをえなくなり、そしてレーニンの言葉によると、大変反動的な時期に、そこを狙って実施をしたということで、内容的に多くの問題をもった社会保険、そのときは疾病保険と労災保険のふたつですが、そういうような法案を皇帝は1912年に国会に提案した。

それに対してレーニンがチェコスロvakiaのプラハ（プラーブ）で開かれた、ロシア社会民主労働党の会議で、この法案を全面的に批判して、労働者にとってるべき社会保険というのは、どういう原則のもとに立っていなければならないかということをあきらかにしたのが、通称、「レーニンの労働者保険綱領」といわれているわけです。この中でレーニンは資本主義のもとの社会保険の実施の必然性をあきらかにして、4項目の基本原則を定式化しているわけです。

この時代はまだ社会保険ではなく労働者保険といわれているように、もっぱら賃金労働者向けを

対象としていましたが、大変重要な4項目の原則をあきらかにしました。ロシアでの社会保険法案は結局、実施されるわけですが、この「労働者保険綱領」はその改善のための闘いの指針となり、1917年以降ロシアの社会主义革命後の社会主义社会のもとの社会保険実現の重要な指針になったわけです。

それだけでなく、資本主義国の労働者にも大変大きな影響を与えました。そして綱領に掲げている基本原則に基づいて各国で労働運動のなかで社会保険に対する要求が主張されるようになりました。

第一次大戦があり、その後1929年には世界大恐慌、それから第二次大戦となるわけですけれども、この間にも「レーニンの労働者保険綱領」というのは、労働者の政党、あるいは労働組合のなかで社会保険に対する要求の基本原則とされて、各国で具体化のための運動がおこなわれ、あるいはまた国際的いろいろな場面で具体化される運動があるわけです。

1929年の大量失業発生のなかでいろいろな失業反対運動で、失業保険の要求がとりあげられ、たとえばアメリカの社会保障法(1935年)成立のときも、アメリカで大きな失業反対運動がありますが、そういうなかで失業保険に対する要求が掲げられ、運動が高揚しました。

生存権と、 平和と民主主義をもとめる運動の発展

それから第一次大戦後ILOがつくられ、その中で社会保険が条約・勧告として出されるようになったわけですが、そういうところにもやはり、労働者の要求というものが大変制限的ですが反映しましたし、当時の労働運動の力のもとで、不充分さはありますが、失業保険をはじめ社会保険の

普及がある程度すすんでいます。

第二次大戦になってからは、第一次大戦後から生存権ということが憲法などにも見られるようになったのですが、第二次大戦のなかで平和と民主主義、ナチズムに対する反ファシズム運動のなかで、戦後の国家再建のプランを視野に入れた運動の中で社会保障要求がより明確化されてきました。

その基本になっているのが「レーニンの労働者保険綱領」です。労働者だけの保険ではなく、社会保障ということで、対象も事故の範囲も拡がりを見せてくれるような、時代の移り変わりの中で、「レーニンの労働者保険綱領」が運動の中で発展させられてきました。

戦後、そのような運動があったために、各国で平和と民主主義の勝利のもとで、民主勢力の高揚があり、社会保障が各國で実現を見ます。そういうところでも、労働者としての要求が充分というわけにはいきませんが基本的な方向が明確にされ、そして力関係の中で一定程度、それが実現したということです。

特に第二次大戦から戦後の初期にかけて、ILOが社会保障の普及で大きな役割を果したわけです。

ILOはご存知のように三者構成(労・使・政府)ですが、国際的な平和と民主主義の大きな前進の力が、ILOの場にも一定程度反映されました。

そういうもとでILO、国連などから社会保障についてのいくつかの重要な条約とか勧告、あるいはまた宣言なり、いろいろな諸文書が出されています。

「世界人権宣言」の採択と反動攻勢のつよまり

戦後、資本主義国で平和と民主主義運動の高揚のもとで社会保障が制度化されるわけですが、

1948年の国連第3回大会で「世界人権宣言」も採択され、この中では社会保障が基本的人権のひとつであることが高らかに宣言されるわけです。この時期すでに東西対立が激化するわけですが、この宣言以降いろいろな部面で、反動の攻勢が強まる時期です。

1950年から、東西の緊張のなかで、再軍備がはじまる。日本の朝鮮戦争がはじまる。戦後の第一次反動期といいますか、そういうことがあって、そこで社会保障に対する各國での予算の引きしめ、制度の改悪などもなされるようになってくる。

そういう時期の1952年に「社会保障の最低基準に関する条約」(102号)がILOで採択されるわけです。時期的にみると反動的な攻勢の強まっているときに102号条約は採択されています。

最低基準に関する条約は、経済の発展がおくれた国々でも実現できるような内容のものであって、先進資本主義国での基準というものが別に事務局で用意されていたのですが、現在に至る迄日の目を見ることがなかった。こういうことで最低の、経済発展のおくれた国でも実現できる、そういう基準として最低基準102号条約が成立をみている。

「社会保障綱領」の採択と アンリー・レイノーの基調報告

こういう状況のなかで、世界労連は労働者の社会保障が各國で攻撃をうけている、そういうなかで、労働組合自身が社会保障の改善、防衛のための運動をおこさなければならない。ヘゲモニーをとらなければならない、そういう情勢認識から1953年にウィーンで国際社会保障会議を開いて、そこでこの102号条約に対抗するという意味もあって、労働者の社会保障に対する考え方、そしていろいろな給付に対する労働者にとっての重視しなければならない基本点というものをまとめたわ

けです。

これがいわゆる「社会保障綱領」です。社会保障の時代に労働者階級の立場から、社会保障の原則、要求を初めてまとめた文書です。どちらかというとかなり具体的な要求のところを明確にしています。

綱領の採択の会議で大変重要な基調報告がされているわけですが、それがかの有名なフランス総同盟（C G T）、アンリー・レイノー氏の「基調報告」です。

この「基調報告」は「社会保障綱領」の基本的な部分の解説ということだけでなく、社会保障の歴史をかなり過去にふりかえって、さらに戦後の社会保障の経験を総括し、そしてその当時、再軍備が進行して社会保障への攻撃が強まっているわけですが、そういう情勢を分析し、その中から労働者の社会保障闘争の重要性をあきらかにしています。

丁度現在軍拡が各国ですすめられて社会保障が攻撃を受けているということで、大変その当時と情勢が似ているということもあるわけですが、現在読んでも、その当時現実に社会保障を闘ってきたという自信に充ちた、具体的な経験の分析の中から大変重要ないろいろな規定なりあるいは発言部分があるわけで、そのことが現在私たちに役立つと思うわけです。

61年「社会保障憲章」の採択の意義

「社会保障綱領」の分析なり規定をさらに発展させなければならないということが運動のなかで出されてきたと思いますが、1961年に綱領をさらに発展させる形での労働者階級の社会保障についての憲章をまとめることができが61年のモスクワの第5回世界労組会議で実現しました。

この「社会保障憲章」は格調高く、社会保障は労働者にとっての基本的権利だというところからはじまる前がき、そしてまた社会保障の原則として7項目ですが、大変重要な部分としてまとめている部分。そしてまた綱領のところにもあった各給付についての労働者にとってのるべき内容のポイントといいますか、そういう点が全体として明確に、具体的に発展させまとめた内容となっており、短い読みやすい形で憲章はまとめられています。

この影響、その他については後ほど出ると思いますので詳しくは触れませんけれど、我が国でも、社保協を中心にして「社会保障憲章」についてのいろいろな学習会がとりくまれました。

「社会保障憲章」の基本的原則は、国際的に統一的にまとめられているわけですが、社会保障自体が各国の歴史や条件によって大きく異なるわけで、そういうもとでまとめたものですから、各国の具体的な条件のもとでその内容が具体化、発展させられなければならない。これは憲章のなかでも強調されていることですけれども、そういうことは気をつけなければならぬと思います。

新たな情勢のもとでの 82年「社会保障憲章」の採択

「社会保障憲章」ができて、労働者にとっての社会保障の方向ということがより明確にされたわけですが、その後国際的に世界労連の地位の低下ということがあったり、それから60年代ということですが、各国で高度成長期に入って、新しい貧困もあらわれるなかで、社会保障に対する諸要求が発展をし、運動のなかで各国で一定程度それを実現し、定着させる、そういう時期だったと思います。

このように各国でそれぞれ社会保障運動なども

おこなわれてきたわけですが、そのなかで「社会保障憲章」は大きな役割を果たしたと思います。

その後70年初めの第一次石油危機以後、周知のように再び資本主義国の深刻な不況、財政困難のもとで、軍備拡張ということで社会保障に対しての大変きびしい状況がうみ出されてきている。

そういうことで社会保障制度の一定の前進と、国民の労働・生活も含めた状況の変化、そして社会保障攻撃のつよまりのなかで憲章をさらに情勢を踏まえた新しい形でのものとしてまとめるため、1982年にハバナでの第10回世界労組大会で新しくされた憲章が採択されたということです。

社会保障原則に背をむけた 日本の社会保障の情勢

公文 短い時間の中でコンパクトに古典文献からはじまって、綱領、憲章採択に至る歴史的な評価も含めたおはなしをしていただきました。今のコメントにもとづいて、補足的意見といいますか、歴史的な発展のなかでの日本の社会保障制度や、あるいは日本の社会保障運動に与えたインパクトといったことを、河合先生お願ひします。

河合 小川政亮先生編の『人権としての社会保障原則—社会保障憲章と現代』(ミネルヴァ書房刊)に資料として1953年の社会保障綱領から、1961年の社会保障憲章、そして1982年の社会保障憲章まで載せられています。

この本が企画された時、私はフランスに留学中であったため執筆はしていませんが、もともとの本が作られる契機となったのは、社会保障研究会で沼田稻次郎先生が、オイルショック以降の厳しい社会保障・社会福祉攻撃のなかで、運動の側も理念レベルでも相当後退してきたことを心配して、もっと元気の出るような指針を示さなくてはいけない、日本の実情にあった社会保障憲章を作

る必要がある、それを社会保障研究会の若手がやらなければいけない、とさかんに仰言られていたことにあります。

社会保障研究会には若手部会というものがありまして、その有志が沼田先生の提起を受けて、研究を始めたわけです。まず社会保障憲章とは何かを知るためにその成立過程の研究をしようということになったのです。



たまたま1953年のウィーン会議については、当時会議議事録の翻訳にあたった法政大学の中林賢二郎先生が、お持ちになっていた資料を我々のために整理して下さり（法政大学大原社会問題研究所『資料室報』No. 239、1977年11月に所収）、それを検討することから研究を始めたわけです。その後、1961年の社会保障憲章も現代にあったものに改訳し、『1981年版社会保障ハンドブック』(労働旬報社刊)に掲載しました。『人権としての社会保障原則』の資料では、社会保障研究会若手部会訳として1982年の社会保障憲章を加えたわけです。

さて、こうした研究の過程で論議したことですが、社会保障憲章とは、先ほど柴田先生が適切な位置づけをなさっていますように、具体的な要求、当面の要求を全分野にわたってまとめたものというのではなく、憲章というのには理念とか原則を示しているものだろうと思います。

ですから、それぞれの国でそれをどう具体化するかということが非常に重要ですけれども、理念、

原則のレベルでいいますと、日本の場合、これだけ社会保障・社会福祉原則に対する危機の時代はないのではないかでしょう。

例えば、昭和61年版の厚生白書をみると、「社会保障制度再構築の基本的方向」という項があるて、そこでは次の4点を挙げています。第1は「経済社会の活力の維持」で、「過剰な給付とか過大なサービスはかえって経済社会の活力をそぐことにもなりかねないことに留意する必要がある」、社会保障をあまり与えてはいけない、貧しいほうが頑張るというわけです。

第2は「自助・互助・公助の役割分担」で、「健全な社会とは、個人の自立・自助が基本であり、それを支える家庭、地域社会があって、さらに公的部門が個人の自立・自助や家族、地域社会の互助機能を支援する三重構造の社会、換言すれば、自立自助の精神、社会連帯の精神に支えられた社会を指すものと考えることができる」。

第3は「社会的公平と公正の確保」で、費用負担の問題です。国民を分断しておいて、低位平準化といいますか、制度水準を低い方に引き下げて、なおかつ費用負担を強化しようという狙いだらうと思います。

第4は「公私の役割分担と制度の効率的運営」で、「すべて公的部門による現在のサービス供給体制のままでこたえていくことには制度的、財政的に限界がある。」なんでも公的なものに任せてしまういけない、私的部門に期待しなければならない。一方、「自分のニードに合ったサービスであれば自己負担であっても利用しようとする傾向が見られるようになってきている。」というわけです。

以上、いずれも臨調がいってきたことですが、こうした社会保障・社会福祉の方向は、労働者の立場にたった社会保障・社会福祉とは大きくちがう、そして社会保障憲章のいっていることとも異なるわけです。

社会保障の原則を学ぶ意義

これとの関わりで社会保障憲章をみたとき、学ぶべきいくつかの点を挙げることが出来ると思います。まず社会保障憲章の成立過程からですが、柴田先生が先ほど言わったように、憲章成立の出発点は1953年3月にウィーンで開かれた国際社会保障会議にあるわけです。そこで社会保障綱領が策定されたわけですが、このウィーン会議の準備過程あるいは結論に大きな影響を与えたのがフランスでした。綱領をみましても、フランスのリーダーシップ、あるいはフランスの労働運動中の社会保障闘争の教訓なり現実が相当その中に盛り込まれています。

私は1981年、1982年とフランスにて、CGT（労働総同盟）関係の資料をみて感じたことは、ウィーン会議段階でのフランスにおける討論というのは地域の労働組合レベルでもかなり社会保障に関する論議がなされていたこと、それからそれ以上にフランスの労働運動の蓄積が世界労連に持ち込まれているということ、ですから当時のフランスのレベルでいうと、あまり無理をしないで、運動の自然の教訓をまとめていって社会保障綱領になったということです。1961年の世界労連の第5回大会で決定された社会保障憲章にもウィーン会議のそれが基礎になっているといわれています。

1970年代から80年代の状況とそれ以前の状況は、労働運動の力量のレベルでみても、フランスでもかなり違うと思うのですが、少なくとも社会保障の原則、社会保障をどう捉えているかということでは、日本の厚生白書さらには今の日本の労働運動のレベルとは格段の差があって、フランスの方がよりしっかり原則を踏まえているのではないか。

つまり、社会保障というのは資本による搾取によって生まれたものだ、という理論的には当たり前のことですが、このところをきちんと捉えているわけです。

社会保障つまり、いろいろな給付、社会的共同的諸手段は労働者への剩余価値の割戻しではなく、労働力の価値の一部分である、と。すなわち、可変資本の社会化された部分であるということです。この原則は相当はっきり運動の中で自覚されていて、それが故に運動そのものが非常に元気があるわけなんです。

このことは社会保障憲章の中にもきちんと入っているわけです。1961年の憲章のまえがきでは、「社会保障制度の実施は労働者階級が多年にわたって、雇用主の搾取に反対しておこなってきたかぞえきれない統一闘争の成果である」と書かれていますし、さらに1982年の憲章でも「社会保障制度の導入は、労働者階級が多年にわたって雇用主の搾取に反対しておこなってきたかぞえきれない統一したたかいの成果である。資本主義諸国における闘争の中で生み出されたこれらの勝利は、労働者の不断の行動と警戒によってのみ維持することができる。」としています。

82年憲章のいま読んだ後半部分、すなわち労働者の不断の行動と警戒によってのみ社会保障を守ることができるということ、この点の確認がいま非常に大切なではないか、と思うわけです。そういう意味で改めて、憲章が示している社会保障の原則とは何なのかということをもう一度日本の現状の中で学ぶということが求められているのではないかでしょうか。

1982年の憲章は、ハヴァナで開催された第10回世界労働組合大会で決定されたわけですが、私はそのときフランスの北東地域ロレーヌの中心都市ナンシーにある大学にいました。この地域はフランスでも有数の鉄鋼を中心とする工業地帯ですが、失業率が非常に高いところでもあります。ナンシ

ーにあるCGT県本部を訪ねて、第10回世界労働組合大会の準備過程で社会保障憲章に関してどんな論議があるのかとききましたら、残念ながらウィーン会議、61年憲章の時のような討論がなされていないということでした。

大切なのは、憲章を各々の国でどう具体化するかということであろうと思います。今、フランスでもそのことが問われていますし、日本においてはより以前から問われていることです。ただ社会保障原則の捉え方については、格段にフランスの労働組合の方がすすんでいるのは否めない事実です。日本においても社会保障とは何なのか、その原則とはなにかをもう一度、歴史的な文書を学ぶ中で考えることが重要であろうと思います。

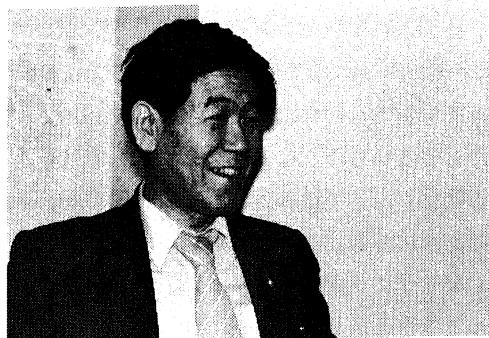
いま、生存権としての 社会保障

歴史的文献と生存権要求運動の発展

公文 ありがとうございました。大体お二人から国際的な社会保障の運動の発展の中で確立されてきた基本的な文献についての流れと評価について出していただきました。つづいて島田さんからお二人のお話を受けて、日本の臨調下のもとで日本の制度改悪の現状や、運動とどうつながっているのかということをおはなしいただきたいと思います。

島田 臨調路線の問題に入る前に第一のテーマとの関係で一寸ふれておきたいのは、お二人の先生方から言われたような歴史的な役割というのは世的的にも日本的にもあるわけですが、その中で53年綱領との関連でいえば、丁度日本では戦後の再軍備が本格的に始まった時期です。

54年は、自衛隊や防衛庁、国防会議が発足するなかで、社会保障への全面的な攻撃を吉田自民党内閣はかけた年です。私はこれを戦後第一次の抜本改悪、一括改悪の時代といっているんですけれど、それとの闘いに果した役割ですね。



社会保障運動史のなかでは、あきらかにされていると思うんですけど、この基本文献集を（社保協が）出すにあたっては、そのへんのところをリアルにあきらかにしておく必要があるんじゃないかなということがひとつ。

もうひとつは61年憲章との関わりでは、何といっても60年安保と結びついた当時の朝日訴訟を含めた公的扶助の闘い、それから小児マヒとか、国保・国年の闘い。健保・共済改悪反対での70年代にかけての連続したたかいや保険料負担割合の3・7闘争。

それから運動上見ておかなければならぬのは家族手当の問題です。日本ではそっくり抜けていた家族手当の問題は要求としては勿論戦前からあるのだけれど、具体的な運動課題として、大きく展開された。そういうなかでちょっと後になるけ

れど、児童手当というような制度化につながっていったということも歴史的文献との関係ではあきらかにしておく必要があるんじゃないかなと思います。

臨調発足で軍拡と あくなき大資本利潤追求を保障

臨調路線の7年間ですが、その背景をあきらかにしておく必要があると思います。ご存知のように、第一次石油ショックというものと、もうひとつは具体的には1958年になるんですが、日米ガイドラインの設定ですね、それによって日本の軍備というのが、いわゆる専守という守りだけではなくて攻守という両面作戦に伴う軍備の拡張が量的だけじゃなく、質的にもアメリカの核の傘との関係で強化されてくるということの中で、言葉としては総合安保というようなことが言われてきていくわけです。

もうひとつは労働組合、労働者階級にとって重要な問題に関わってくることなんだけれども、いわゆる、ハイテク産業とか、情報産業とかでの企業職場での合理化。その中で資本家階級が最大限の利潤追求をどうやっていくかということが背景にあったと思うんです。

60年代以降特に社会保障闘争の高揚の中で大幅な改善をかちとってきて、社会保障の財政規模もふくらんでくるというなかで、体制的にみてみれば、軍備拡張をはかる上でも、それから大資本への新たな利潤追求を保障していく上でも、邪魔になってきたということも直接的な背景にあると思うんですね。

ですから臨調が始まる前、79年に大蔵省がサマーレビューをはじめて、そして80年にゼロリストを発表して、80年の暮に臨調法が出来て、翌年81年3月にいわゆる土光臨調というのが発足する、

という経過をたどるわけですね。

国と大資本は責任放棄、国民は大幅負担増

さきほど言ったような背景がありますから臨調の調査審議のなかでは、まずその財政赤字とか財政硬直とか言われているようなことについて、全く資本家階級なり国としての責任を専ら自分たちの責任を棚あげにして国民に転嫁をするということ。従って負担についても当然国民に転嫁をするということが如実にあらわれているわけです。

もうひとつ大事な点は、それまで闘いとってきた権利としての社会保障、つまり権利性を骨抜きにしていくという点ですね。

ここが支配階級にとってみれば、責任と負担の国民への転嫁ということと併せて、闘う労働者、国民を抑圧していくという側面が非常に強かったと思いますね。

背景のもうひとつの側面としては、それに都合のよい一部の労働組合の右傾化ということがあるわけで、正確にいえばこのへんを抜きにしては臨調路線の問題は語れないと思うのですが、そういうことがあると思います。

具体的に臨調が掲げた活力ある福祉社会の建設、国際社会への積極的な貢献という2つの柱を掲げて、丁度、2つの柱というのが、総合安保の中での軍事大国化、それから反共国家への援助の問題。このふたつは資本の最大限利潤への追求に役立てていくということを裏づけているわけですね。

臨調7年目というとり方なんだけれど、土光臨調が発足したのが81年3月なんだけれど、臨調法ができたのは80年11月ですから、やはり80年から数えるべきで、今年は臨調8年目というべきではないかと思います。改悪の具体化も始まっているわけですから、正確にはそうしておいた方がいい

と思います。軍事費と社会保障の比較などで、81年と比較していますが、私は79年なり80年をベースにしてはどうかと思っているわけです。

目にあまる「適正化」と権利への侵害

そういう中で、公的保障の私的保険や公的扶助の私的扶助へというようなことで各制度の改悪がはじまる。これが国庫負担の削減を中心にして、これが大きな柱ですね。

それからもうひとつの柱は一連の「適正化」、これは行政ベースで展開されていくわけですが従来のは部分的でしたが臨調路線下では全面的で、質的にも悪どいものとなっています。児童扶養手当から始まって、生活保護、医療費、保育所、就学援助などが広範に広がってきているわけです。医療費では82年に「適正化推進本部」まで設置した大がかりなものです。

権利性を抜きにするということでいいますと、制度改悪のなかの権利性の問題と、もうひとつはやはり「適正化」のなかでの権利性を侵すということは目に余るものがあります。生活保護行政では餓死から自殺、心中、国民健康保険では病院にかかりなくして病死に追いかむといった物すごく悪質なものです。

こうしたことは歴史的文献からみれば、マルクスにしてもレーニン、アンリー・レイノーにしても、本当に墓場の陰で泣いているんじゃないのかと、将来を展望して綱領を出した人たちから見れば、まさかこんなになるとは予測もされなかったと思いますね。

国庫負担削減の問題であきらかにしておかなければならぬのは、最初は臨調行革の中では絶対枠を削減するというやり方でしたね。絶対枠を削減すると、それが健康保険の、例の健保10割給付を崩し、退職者医療制度の創設、それから国保の国庫負担の率の切り下げです。

これら三点セット改悪を突破口にして、公的年金の抜本改悪をやり、保育所とか、国庫負担率8割の老人福祉とか障害者福祉、生活保護の負担率の大幅引き下げ、ついに5割までできてしまったわけですが、それにつながったわけです。国庫負担率を切り下げるこことによって、量的にも質的にも国庫負担削減を図るということです。

それから、これも重大な問題なんですけれども、一般国民の社会保障の財源を現役労働者に求めるということです。この突破口となったのが老人保健法だと思いますね。そして退職者医療で現役労働者の負担になるわけですが、退職者医療では国庫負担をゼロにする突破口をつくったという意味で歴史的にも重大性を問われる位置づけとなっています。

もうひとつ大きな特徴としてあげておかなくてはいけないのは一括改悪方式です。セット改悪と/or、議会制民主主義のファッショ化とも結びついた暴挙だと思いますが、ひとつひとつの法律を国会で審議するというのではなくに、まとめてやってしまう。

これは社会保障関係だけではありませんが、そういう意味では議会制民主主義との関係の問題です。

今年は憲法40周年であり、地方自治法40周年の年でもあるんですが、それに地方「行革」ということで、住民自治、団体自治の破壊につながる臨調路線の問題、これもはっきりさせておかなければならぬ、というようなことが臨調「行革」のなかではあると思うんです。

先ほど河合先生が紹介された61年度厚生白書の4つの柱がそのまま臨調路線であるわけですが、思想攻撃というのは歴史的文献であきらかになっている、社会保障の理念、原則をまっ向から否定する、全面的に挑戦してきているということで重大な問題だと思いますね。

そういう中で先ほどの負担のところでもうひとつ触れておかなければならぬのは、有料福祉を含めて、民活の活用という問題です。ひとつは直接大企業に利潤を新たに保障するという問題とあわせて、貧困者との関わりで触れておかなければならぬのは、今度の売上税でもそうなんですが、生活費に全面的に課税するものです。

負担の能力とかいうことに全く関係なく、例えばサラ金を含めて借金のようなものも民活の活力だと。先ほどのお話にもあった、ハングリーにしておくことが、活力になるということとあわせて、凡そ税制にしても社会保障にても負担能力のないものに負担をもとめていくということは、政策上考えられなかつたし、少なくとも戦後は建前的には歴代の政府も負担能力のないものには負担させないと説明させてきました。

これが全面的に蹂躪されてきているということは、全面的に国民一般の財源を労働者・国民に負担させていく老健法だとか、退職者医療制度と併せて重大なことだと思いますね。

それから行政に頼るという思想攻撃の点ですね、小さい政府とかとあわせていわれているわけですが、そして国民に対しては自助努力ということ、相互扶助的なことが改めて強調されているわけですが、それが思想攻撃の大きな柱になっているわけですね。

行政上見た場合、行政に頼るなど、いわゆる行政と民間の役割という公的な部門と民間の役割ということで、軍備だとか外交とかに国の財政を、国民の税金を使うんだと、そして社会保障のような国民の権利についてはそれは自助努力なり相互扶助でやるべきだということで、全く資本や国の負担というものを責任と合わせて放棄をするということにあるわけです。

そういう意味からいっても文献をあらためて見直して社会保障闘争の再構築を具体的に実践的な課題としてはっきりさせることができ、いよいよ重大になってくるということです。



うと思うのです。

今度さらに4月から新行革案がスタートしていますし、それと符節を合せる形でこれからの5年後といいますか、昭和65年、70年という5年乃至10年の周期のなかで、社会保障制度の中の基幹部門である医療制度、年金制度の全面的改悪で完成させるという路線がスタートしているというふうに見ていいと思うのです。そういう意味で、これから展望と闘う課題みたいなものを出していただきたいと思います。

これから社会保障運動の展望と課題

臨調攻撃との闘いなしに
社会保障は守られない

柴田 先ほど河合先生から言われた、社会保障闘争があって、社会保障が維持され改善されていくんだという、そのための運動を起すためにはやはり学習なり組織なりというのが大変重要だと思います。

その点でこの臨調というのは先ほどからも出ているように、ひとつのイデオロギー攻撃であり、独占資本の立場からの社会保障思想というか、それに基づく攻撃だと思います。これにまともに闘うことなしに、社会保障を守ることも出来ないし、社会保障をより充実させていくことは出来ないと思います。

公文 ありがとうございました。非常にうまく話がかみ合ってきていると思いますが、最後のしめくくりとして、今までの流れのなかで、思想攻撃と増えていく社会保障予算に対する負担の転嫁、大衆への転嫁ということで、国の負担が質・量とともに削減していく、軍拡予算の聖域化と大企業・大資本優遇の部分だけは今後とも聖域化していくという中曾根流社会保障制度改編、経済政策というものが、定着してきているというのが実態だろ

そういう点で現在、やはり、財源問題の攻撃がもっとも典型的にあらわれてきています。また独占資本と政府にとっても財政危機のもとでの、財政問題という点から費用負担問題が出てきている。それに伴っていろいろ制度改悪がすすめられているというのが現状じゃないかと思います。その財源について労働者がきちんとした確信をもつということが大変重要です。

先程の河合先生のフランスの報告にもありました、フランスだけでなく、資本主義国のもとでの社会保障の財源の見方ですが、財源というのは責任と権利ということの本質が最も明確な形であらわれると思うのです。

そういう点でレーニンの労働者保険綱領なり、とりわけ今度の憲章で、資本の利潤からということでさらに具体的に明確な形で出されてきているわけですが、生存権の実現できる保障というか、そういう点で財源問題ははっきり捉える必要があると思います。

もう一つ。社会主義国的社会保障の発展の影響ということです。今度の新しい憲章を見てもソ連の動きがかなり反映されているように感じるわけですけれども、社会主義の社会保障というのが本来もっている優位性というのがもっと具体的に前進することが、今求められていると思います。

河合 憲章の中では、一貫して社会主義国的社会保障の優位性というものを主張してきていますね。
公文 特に今社会主義国に対する否定的な空気が強まっているときだけに、あらためて強調することは必要だと思いますね。

運動の問題点を明確にする必要性

島田 それはその通りだと思いますが、いわゆるブルジョア民主主義ですら今日否定してきている

問題、全体として資本主義の末期的症状というかどうか別として、とにかく、具体的な事例はあげられないのですが、最近のやり方というのは滅茶苦茶ですよね。それ自体が憲法や、今まで戦後ずっとかちとってきた民主的な平和的側面が全面的に破壊されて、それ自体がブルジョア民主主義すら否定している。

そういうことについて、現行制度を破壊してあらたに臨調路線によって再編成しようとしている。

それを許してきたわけではないけれど、闘ってきたんだけれど、かつての60年代のような闘いを組めなかったわれわれの側の問題がどこにあるのか、ということもあわせてあきらかにすることによって、今後の方向性も具体的に明確にされるのではないかということを強調したいことのひとつです。

それからもうひとつは、61年・82年憲章とも総合的社会保障というものが強調されているわけですね、日本の場合は成立過程、それから何といっても日本における後進性が根強いものだから、場あたり的な対応ということできたわけですし、しかも軍備拡張と結びついてきているということもあって、バラバラなわけです。社会保障全体を統一したものを具体的なイメージというもの、日本の場合わからないんじゃないかなと思いますね。

そういうことから見ても世界的な社会保障の運動を学びながら、多国籍企業も含めて物すごい勢いで国際化がすすんでいるんで、そういう意味でも国際的連帯をもった闘いという方向を具体的な課題として、つまり世界労連の憲章を討議するときに、あるいは文献を学ぶときに特別感じるということでなしに日常的な社会保障闘争の中でも連帯性をもとめて、日本における社会保障闘争の再構築を図るということが一層重要になっていると思いますし、そういう意味で基本文献の再発行が非常に重要な意義をもつものと考えます。

国民生活をとらえる視点をどこにおくか

河合 社会福祉を専門としている立場からの発言になるのですが、いま社会福祉の3つの審議会が合同企画委員会というものを作り、社会福祉の基本法である社会福祉事業法を抜本的に「改正」しようとしています。もうすぐ中間報告が出るようです。

論議の中身はよく分かりませんが、臨調のいろいろな動きの中で明らかなことは、戦後40数年して社会福祉制度は時代にそぐわなくなってきて、大きく変えるべきだというものです。

地方自治体レベルでも同様の動きがあり、例えば東京都の社会福祉審議会の1986年7月の答申や神奈川県の改訂新神奈川計画（1986年）の社会福祉の基本計画を見ますと、戦後の憲法25条にもとづいた生存権を基本にした社会福祉体系は現状に合わない、今の状況に合った社会福祉のあり方を探求すべきだという趣旨のことを言っています。

こうした主張にはいろいろな論点がありますけれども、特に注意すべき低所得者、貧困者に対する施策の重要性が薄らいでいるというものです。神奈川県流にいいますと、社会的にハンディキャップをもつ人々を対象にするということです。これは、今までとは大きく異なる論理で社会福祉の対象を切ろうとするものであり、社会保障・社会福祉の原則に対する重大な変更を含むものといわなければなりません。

ここで重要な争点は、国民生活をどう見るのかということにあると私は考えています。今、臨調路線は「豊かな社会」日本を前提として、国民生活を平均で見ようとしています。

政府は各種官庁統計を持ち出して、例えば所得でいうと65歳以上の全高齢者の所得を足して割っ

たら月10万円にもなったとか、平均貯蓄額も1千万円を超えており、一般勤労世帯よりも豊かだということで、有料の福祉という方向が打ち出されているわけです。

このように国民生活をひとつのグループで括って、それを基礎に施策を考えていこうという方向が相当強くなってきていているのではないか。その弊害が各種制度でありますし、またシルバー産業の成長を許していることにつながっているわけです。例えば、生活保護でいうと最後のセイフティ・ネット機能を果たせないような後退がすすんでいますし、また福祉も有料で、福祉産業にどんどん任せてよいとする動きが急展開しています。

それに対して、我々は労働者の立場にたつとき、ひとつのグループで国民生活が説明できるのではなくて、いろいろな類型を想定しなければならないのではないか。その類型にもとづいた政策を考える必要があると思うのです。

今日の国民生活の実態ということでは、3%を超える失業率の状況、企業城下町での地域的貧困化、都市部を中心に住所不定者が急増していること、また賃金も抑えられ、さらに地価がこんなに急上昇したら社会保障・社会福祉の前提そのものが吹き飛ぶ状況が進んでいること、特に首都圏とりわけ23区にはもう人が住めなくて大企業だけがどんどん進出している状況、それが住宅問題に跳ね返っているわけです。

また国際的に見ても、日本のように、高度経済成長期だけではなくて、現在もこれほど労働力の流動化が強制されている国はないのではないかと思うのです。それが地域を崩壊し、家族関係、近隣関係をズタズタにし、生活問題を深刻化しているわけです。

そのような実態をきちんと捉える必要があるわけです。昨今、イデオロギー攻撃がさかんに出てきていて、それに対する批判は非常に大切ですが、これから社会保障・社会福祉闘争を組むときに

は、もうひとつすんで労働者の側からの、自分たちの生活保障プランをつくることが求められているのではないか。日本の社会保障憲章づくりもそのひとつであろうと思います。

貧困の実態調査と労働者側からの生活保障プランづくりを

労働者の側からの生活保障プランをつくるためには、相当本腰をいれて、生活実態調査を地域ごとに或いは全国レベルで細かくかつ大量にやらなくてはならないと思うのです。運動のレベルでは、やはり改めて貧困の再発見運動といいますか、国民に訴えられ得る貧困の実態暴露・告発運動を、斬新な工夫をこらしつつ組むことが、今求められているのではないしょうか。

生活実態調査といっても漠然とした一般調査ではなく、貧困の実態調査に重点が置かれるべきです。上からのイデオロギー攻撃、制度の後退に対するこちら側としての政策を出す場合でも、我々の側の根拠が圧倒的に足りないですね。研究者の場合でも、各種官庁統計を再集計して述べているレベルが最近多くなってきています。

我々としての具体的な要求の根拠づくりをしなければなりません。そのためには資金づくりも必要ですし、また我々研究者も労力を提供しますが、なんといっても労働者自身が調査を組むことが今必要なのではないしょうか。地域的、階層的差を含んだ生活の実態があり、それに対する適切な対応策を基礎にした生活保障プランを作っていくないと、今の状況ではもう一步有効な反撃が出てこないのでないか。

そういう意味で、改めて貧困に対する調査、運動を組んでいただきたいと思います。実態論と運動論を結びつけたような調査が、今こそ求められていると思いますね。

柴田 今言われたこと大変重要ですね。やはり憲章の具体化というのはそういうことだと思います。かなり国民生活に変化があるし、社会保障なり社会福祉自体がより充実し、発展した形で対応しなければいけないだけれども、そういう点での立ちおくれというか、力関係も含め、運動の側での対応のおくれというのが、むこうのイデオロギー攻撃なり制度改悪を許していることにもなっていると思います。

島田 今70年代以前と、80年代に入ってからの質的な違いがあるわけですね。

全生連で発行している「制度のあらまし」では付属につけていたんですけど、戦前と70年代以前と80年代以前の3つの部分で、いくつかの制度別に整理をしてみたんです。

80年代における年金・医療から始まって社会福祉関係、雇用保険、労基法にわたるまで全面的にわたっているわけだから総合的にあきらかにする必要があります。

ついに国保による制裁措置による犠牲者が出てたわけです。我々も警告していたわけだけれども、生活保護でもかつては保護を受けて餓死するというケースはいくらもあったんですよ、50年代前後。今は生活保護を拒否されて、受けられなくて北海道・札幌のように餓死するというケースでしょう。

公文 河合先生から出された貧困調査の問題と国保のペナルティ問題と生活保護しつけの被害の全国的な調査ができると非常に有効だと思いますね。

河合 イギリスやフランスでも、1970年代、80年代を通して貧困というタイトルのついた本や調査報告が非常に多く出されています。日本ではほとんどといってよい程貧弱な状況です。もっともっと貧困に関する調査・研究がなされるべきだと思います。

一般国民の意識のレベルでも「豊かな社会論」にかなり流されています。もっともっと多様な運

動を盛り上げて、実態を知ってもらうことが大切です。実態は見ているけれども見過ごしてしまうこと、意識化されないことがあまりにも多すぎるのではないかでしょうか。国民の意識のレベルにも訴えられる工夫をしないと現状を開ききれないと思います。

島田 実態の関係でいえば職場の実態とあわせて出すことが必要ですね。

公文 やはり労働運動がまともな形で高揚してい

る時期というのは、いろんなことができるんですね。総評で柴田先生と一緒にやった61年度の生活保護の実態調査はそういう意味で画期的なものでしたね。

時間が充分になかったので話しきりないところが多かったと思いますが、その辺はいずれ、社保協の機関誌などにお書きいただくとして、今日の座談会は終わりたいと思います。ありがとうございました。

資料と解説

社会保障

～月刊～

- ◇ 社会保障に役立つ資料と解説
- ◇ 組合員・活動家のための社会保障のてびき
～B5版 本文18頁 ●年間予約制～

頒 価	1 部	300 円
年 間	1 部	3,600 円

発 行

東京・千代田区神田駿河台3-2-11

総 評 会 館 内

中央社会保障推進協議会

電話(255) 6450 振替 東京8-155551